会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成30年9月14日(金) 開会 午前 9時00分

閉会 午後 4時52分

出席者 委 員 委員長 古 沢 ちい子

大浦兼政 浅野貴之 内海成和

針 谷 育 造 白 石 幹 男 松 本 喜 一

梅澤米満

傍聴者 森戸雅孝 小平啓佑 川上 均

大 谷 好 一 坂 東 一 敏 青 木 一 男

茂 呂 健 市 小久保 かおる 氏 家 晃

入 野 登志子 千 葉 正 弘 永 田 武 志

福富善明関口孫一郎針谷正夫

大阿久 岩 人 小 堀 良 江 福 田 裕 司

中島克訓

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦

副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 新 村 亜希子

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生 活 環 境 部	長	若	菜		博
保健福祉部	長	藤	田	正	人
こども未来部	長	松	本	静	男
市民生活課	長	大	木	多津	子
交 通 防 犯 課	長	山	市		進
保険医療課	長	間	中	正	幸
環 境 課	長	櫻	井		茂
環 境 課 主	幹	伏	木	広	安
斎 場 整 備 室	長	大豆生	田	雅	志
人権・男女共同参画課	長	大	山		勉
大平市民生活課	長	<u>[]</u>	部	多 佳	子
藤岡市民生活課	長	落	合	美 知	代
都賀市民生活課	長	柏	倉	芳	枝
西方市民生活課	長	荻	原	けい	子
岩舟市民生活課	長	縫	田	靖	夫
福 祉 総 務 課	長	渡	辺	健	_
障がい福祉課	長	吉	澤	洋	介
生 活 福 祉 課	長	島	田	林	治
地域包括ケア推進課	長	首	長	正	博
地域包括ケア推進課主	幹	茅	原	洋	_
地域包括ケア推進課主	幹	Щ	田	浩	美
地域包括ケア推進課主	幹	久	村	順	利
地域包括ケア推進課主	幹	中	田	治	彦
地域包括ケア推進課主	幹	茂	木	紀	子
地域包括ケア推進課主	幹	黒	JII	幸	咲
健 康 増 進 課	長	髙	橋	礼	子
健 康 増 進 課 主	幹	白	石	孝	江
子 育 て 支 援 課	長	石	JII	いづ	み
子育て支援課主	幹	清	水	孝	之
保 育 課	長	小][[稔

平成30年第4回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成	3 (年9月1	4日	午前9時開議 全員協議会室
日程第	1	議案第8	6号	栃木市子ども未来基金条例の制定について
日程第	2	議案第8	7号	栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
				部を改正する条例の制定について
日程第	3	議案第8	8号	栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部を改正する条例の制定につ
				いて
日程第	4	議案第 9	1号	栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例を廃止する条例の制定につい
				て
日程第	5	議案第9	2号	工事請負契約の締結について
日程第	6	議案第9	3号	工事請負契約の締結について
日程第	7	議案第9	4号	工事請負契約の締結について
日程第	8	議案第8	1号	平成30年度栃木市一般会計補正予算(第2号)(所管関係部分)
日程第	9	議案第8	2号	平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
日程第1	0	認定第	2号	平成29年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について(所管関係部
				分)
日程第1	1	認定第	3号	平成29年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第1	2	認定第	4号	平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につい
				て
日程第1	3	認定第	5号	平成29年度栃木市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算の
				認定について
日程第1	4	認定第	6号	平成29年度栃木市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)歳入歳
				出決算の認定について
日程第1	5	陳情第	2号	栃木市斎場整備の見直しを求める陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長(古沢ちい子君) ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。 ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

(午前 9時00分)

◎諸報告

○委員長(古沢ちい子君) 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のと おりであります。

◎議事日程の報告

○委員長(古沢ちい子君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(古沢ちい子君) ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第86号 栃木市子ども未来基金条例の制定についてを議題といたします。 当局から説明を求めます。

石川子育て支援課長。

○子育て支援課長(石川いづみ君) 改めまして、おはようございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議案第86号 栃木市子ども未来基金条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては25から27ページ、議案説明書につきましては2ページであります。

先に議案説明書によりご説明申し上げますので、議案説明書2ページをお開きください。提案理由でございますが、本市の未来を担う子供たちの健全な成長に資する事業の財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市子ども未来基金条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。

なお、参照条文につきましては、記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

次に、議案書につきましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の25ページをお開きください。こちらにつきましては制定文となります。次ページ、26ページ以降各条文の概要につきましてご説明申し上げます。

第1条は、子供たちの健全な成長に資する事業の財源に充てるため基金を設置するものということであります。

第2条は、基金には寄附金と一般会計予算で定める金額を積み立てるというものであります。

第3条は、基金の管理について、第4条は運用益金の処理について、第5条は繰替運用について 規定しております。

第6条は、子供たちの健全な成長に資する事業に必要な財源を充てる場合に限り、全部または一部を処分することができると規定したものであります。

第7条につきましては、委任規定でございます。

最後に、附則としまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、議案第86号 栃木市子ども未来基金条例の制定について説明を終わらせていただきます。 ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(古沢ちい子君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。 白石委員。

○委員(白石幹男君) おはようございます。よろしくお願いします。

26ページで、第1条で本市の未来を担う子供たちの健全な育成に資する事業というのですけれども、どういった事業を想定しているのでしょうか。

- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) お答え申し上げます。

基本的には、いろんな事業を考えておりますけれども、こども食堂であったり、子どもの居場所 事業であったりといったものをまずは考えておりまして、それ以外に栃木市単独でやっております 赤ちゃん誕生祝い金とか、そういったものにも考えてはおります。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 第2条ですと、寄附金及び予算で決める金額を積み立てるものとするとして いますけれども、大体どのくらいの基金確保というのですか、を予定しているのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 想定というか、金額的なものは想定は今のところはしておりません。毎年寄附金ということで現金をいただいておりますので、そういったものもありますけれども、それは想定をして、というか、想定というか、その額には入れては、考えてはいないものでありまして、それ以外の事業をやるときにということで考えては、そういう事業をやるほうとしては考えておりますけれども、幾ら入ってくるというか、そういったものについては今のところは想定はしておりません。
- ○委員長(古沢ちい子君) よろしいですか。 内海委員。

- ○委員(内海成和君) 26ページの第3条の2項に最もかつ有利な有価証券にかえることができると あるのですけれども、有価証券にかえるというような運用、運用というのではないのかな、これは、 そういうお考えもあるのですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 申しわけありませんが、基金条例ということで、本市で考えております基金条例についてはこの条文が入っておりまして、基本的にこの考え的にはうちのほうの基金をどうするかというのは、会計管理者というのですか、そちらのほうで考えて、基金の積み立てというのもいろいろと財政方と考えていきながら、一番いい積み立ての仕方を考えていくということで考えておりまして、うちのほうがこれに必ずやるということでは考えてはおりません。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 株にかえてしまうと、すぐに現金化したいというときにできないと思うので、 あと決算とか見ると、一応株は持っているけれども、そんなには持っていないので、そういう運用 はしないのだろうなとは思うのですけれども、この条例に対して有価証券というのはどうなのかな というふうには思いますが、適切な運用というものを、ここはしないのでしょうけれども、お願い したいと思います。

続いて。

- ○委員長(古沢ちい子君) 続いて、内海委員。
- ○委員(内海成和君) これは26ページでいいと思うのですけれども、この時期にこの基金をつくる というのは、何かきっかけがあったのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) お答え申し上げます。

かねてより、こういった基金をつくって自主的にというか、市の単独事業なりを展開していくということは考えておりましたけれども、今回ここで上げさせていただきましたのは、市長のマニフェストにもありますけれども、そういったことも含めて全然、昨年来こういった基金をつくってはどうかという一般質問もあったり、市長のマニフェストにもあったりということで、今回はこの時期になってしまったのですけれども、早々に上げさせていただきました。

○委員長(古沢ちい子君) よろしいですか。

ほかいかがですか。ないですか。ほかに質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第86号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(古沢ちい子君) 次に、日程第2、議案第87号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小川保育課長。

○保育課長(小川 稔君) おはようございます。それでは、よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議案第87号 栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は28ページから31ページ、議案説明書は3ページから11ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の3ページをお開きください。まず、 提案理由でありますが、児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部 改正に伴いまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものでありま す。

次に、改正の概要につきましては、1、代替保育の提供に関する連携施設の確保に関する基準を 改めること、2つ目といたしまして、家庭保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業にお ける食事の提供について、保育所等から調理業務を受託しており、調理業務を適切に行うことがで きる事業者からの食事の外部搬入を可能とする規定を加えること、3つ目といたしまして、家庭的 保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用を猶予す る期間を延長することであります。

参照条文は省略させていただきます。

引き続き、議案説明書の説明をさせていただきます。 4ページ、5ページをお開きください。条例改正の内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきます。

改正の内容ですが、まず第5条第5項につきましては、今回第6条に第2項を追加することから、

次条第2号を次条第1項第2号に改めるものであります。以下6ページ一番下の第45条及び10ページ附則第3条の改正につきましても、同様の理由により改正するものでありますので、以下の説明を省略させていただきます。

4ページにお戻りください。第6条第1項第2号に以下、この条において「同じ」を追加するものでありますが、今回の改正により第2項及び第3項を追加することに伴い、代替保育の言葉の意味を第6条内において適用させるためであります。

次に、第6条第2項及び7ページの第3項を追加するものでありますが、ゼロ、1、2歳を保育する家庭的保育事業者等は、第6条第1項において保育の提供後も満3歳以上の児童に対して必要な教育、または保育が継続して受けられるよう保育所、幼稚園、認定こども園である連携施設を確保しなければならないと定めております。また、連携施設は、家庭的保育事業者等の職員が病気、休暇などで保育が提供できない場合には、当該家庭的保育事業者等にかわって保育を提供することになっています。今回の2つの項の追加により家庭的保育事業者等において、この連携施設である保育所、幼稚園、認定こども園の確保が著しく困難であると市長が認め、家庭的保育事業者等と連携協力施設となる施設との間で、それぞれの役割分担及び責任の所在が明確化され、かつ連携協力施設の本来の業務に支障が生じない措置が講じられている場合に、代替保育を小規模保育事業A型、B型、または事業所内保育事業を行うものの連携協力施設において実施させることや、家庭的保育事業者等との事業実施の場所で先ほどの小規模保育事業者入型事業者等と同等の能力を有するものと市が認めるものに実施させることができるというものです。

次に、7ページ下段にあります16条第2項に第4号を追加するものでありますが、第15条第1項において家庭的保育事業者等が利用乳児に食事の提供を行う場合には、家庭的保育事業所内で調理する方法により行わなければならないとしていますが、家庭的保育事業では個人事業主が多いことから、調理設備の確保が困難などの理由により事業所内で調理して提供することが難しく、また特例と位置づけられている連携施設や家庭的保育事業者等と同一法人、または関連法人からの搬入が難しい状況にあることから、今回第4号に保育所等から調理業務を受託しており、当該家庭保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面など、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状況に応じた食事の提供やアレルギー、アトピーなどへの配慮等へ適切に応じることができるものとして市が適当と認めるものからの食事の外部搬入を可能とすることも追加するものです。

9ページをごらんください。第46条につきましては、表現の誤りを訂正するため、「という」を 追加するものです。

次に、附則第2条に第2項を追加するため、第2条第1項に略称規定となる「次項において施設等という」を追加するものであります。

次に、第2項を追加するものでありますが、附則第2条の経過措置が適用されている事業者のう

ち、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業所については、自園調理により行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を国の基準において10年とする改正を行いましたので、本市においても同様の改正を行うというものでございます。

以上で新旧対照表の説明を終わりまして、次に議案書をご説明いたしますので、議案書の28ページをお開きください。28ページにつきましては、上程文でありまして、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを上程させていただくものです。

次に、29ページから31ページにつきましては、条例の改正案でありまして、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するというものでありまして、以下につきましては、新旧対照表の部分で説明いたしましたので、説明を省略させていただきたいと思います。

次に、31ページをごらんください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長(古沢ちい子君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。 内海委員。

- ○委員(内海成和君) この家庭的保育事業者というものは市内にあるのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 家庭的保育事業者等という広いくくりの中で申し上げていきますと、まず家庭的保育事業者についてはまずございません。小規模保育事業者ということで、こちらゼロ歳からゼロ、1、2歳までお預かりする小規模事業者が4社ほどございます。

以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) これは、待機児童をなくそうというので国が法律を変えてやったと思うのですけれども、家庭的保育事業、都心のほうではあったりはするのですが、栃木市でそのような事業者がというか、個人といってしまうのかな、が相談に来たりとか、そういうことはなかったのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 今年度におきましても、一部の方なのですが、相談に来たという例はご ざいますが、ただ実際のところ認可をとるとなりますと、やはり基準というもののハードルが高い

ということなのでしょうか、それ以後の話はちょっと伺ったことはございません。 以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) きちんとできていれば、これもある意味大丈夫なのかなと私は思っているのですけれども、難しいと言われるというのは大体どこら辺が難しいのでしょう。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) やはり施設の基準といたしまして、こちら条例で定められているところでもあるのですけれども、やはり乳幼児、一般家庭におきますとやっぱり乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けたりとか、それとか部屋の面積が何平方メートル以上であったりとか、そういった部分とかが難しいのかと思われます。また、あと調理につきましても自園調理ということで、アレルギー対応とか、そういった部分の難しさもあるのかなと思うところでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) よろしいですか。 内海委員。
- ○委員(内海成和君) これは、この条例というか、この法律はというのは待機児童を減らしましょうということなのですけれども、栃木市、今年度において待機児童の数というものはどのような状況なのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 8名でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかいかがですか。 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 代替保育の基準を緩和するということだと思うのですけれども、具体的にはこれ連携が難しい場合に、代替保育を小規模保育事業者に代替保育を任せることができるということでよろしいのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) はい、そのとおりでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 先ほどの内海委員の質疑の中で、4社ほど小規模保育というのですか、あるということですけれども、そういった小規模保育事業者側で見ると、そういった受け入れ態勢というのですか、そういうのがとれるという状況はあるのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 既にございます小規模保育施設については、既に連携施設というものを 確保した上で認可をとっております。

以上でございます。

○委員長(古沢ちい子君) よろしいですか。

ほかいかがでしょう。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(古沢ちい子君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第87号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(古沢ちい子君) 次に、日程第3、議案第88号 栃木市認定西方なかよしこども園条例の 一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

小川保育課長。

○保育課長(小川 稔君) それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議案第88号 栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案書は32、33ページ、議案説明書は13ページから15ページであります。

初めに、議案説明書からご説明いたしますので、議案説明書の13ページをお開きいただきたいと 思います。まず、提案理由ですが、幼保連携型認定こども園教育保育要領の全部改正に伴いまして、 所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部を改正すること につきまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要につきましては、第5条の引用規定を改めることであります。

参照条文は省略させていただきます。

引き続き、議案説明書の説明をさせていただきます。14、15ページをお開きください。条例改正の内容につきまして、新旧対照表でご説明させていただきたいと思います。改正の内容ですが、幼保連携型認定こども園における教育及び保育内容につきましては、就学前の子供に関する教育、保

育等の総合的な提供の推進に関する法律第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定めることになっております。そして、主務大臣が定めたものが現在第5条において定めております平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号の幼保連携型認定こども園教育・保育要領になります。

今回国の改正におきましては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針改定の動きと合わせまして、これらとの整合性を図るため、要領である平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号を全部改正し、平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号として告示されました。このようなことから、平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号を平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号を平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号に改正することも検討いたしましたが、今後におきましても同様の告示の全部改正が見込まれることから、法律で定める文言に引用規定を改めるものであります。

以上で新旧対照表の説明を終わりまして、次に議案書をお開きいただきたいと思います。32ページをお開きください。

32ページにつきましては、上程文でありまして、栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部を 改正する条例の制定についてを上程させていただくものです。

次に、33ページですが、条例の改正案でありまして、栃木市認定西方なかよしこども園条例の一部を次のように改正するというものでありまして、以下につきましては新旧対照表の部分で説明いたしましたので、説明を省略させていただきたいと思います。

次に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するというものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長(古沢ちい子君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。 内海委員。

- ○委員(内海成和君) 今の説明を聞いていて、こういうこともあると考えたのですが、こうします ということだったのですが、普通条例とかというものは、こうしなければならない、こうであると いうものを書くと思うのですが、そこら辺の説明をもう一度お願いします。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 本条例の適用においては、国のほうの告示に基づいて運営をしているところであります。その告示が今回全部改正をされたということで、その告示に基づき園の運営というものが行われることになります。今回の改正内容につきましては、その告示が全部改正されたことによりまして、部分的にわずかでありますけれども、平成26年が平成29年になるというような内容なものですから、今後においてもこれまで10年スパンぐらいで主な改正等も行われておりますので、今後においても見込まれるということから、このような改正案を上程させていただいたという

ところでございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 済みません。先ほどの説明ではこういうのも考えられるのだけれども、こっちにしますと言われたので、普通そんなことないよねということなのですけれども、もうちょっとわかるように説明していただければと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 済みません。国の法律では、要は園の運営については主務大臣が定めるものに基づいて運営をしなさいよという話になっております。そこの主務大臣を定めたものが今回のこの告示であります。条例ではもともと主務大臣が定めるものということで、告示のものを引用条項ということで位置づけていたところなのですけれども、その告示がその都度変わるたびに改正しなければならないとなると、このような形で何度も何度も上程するような状況にもなりますので、大もとの定めている、主務大臣が定めているというような法律のほう、そちらに引用規定を移すという言葉が正しいのかどうかわかりませんが、そちらのほうに変更をさせていただくというようなものでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかにいかがでしょう。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。 ただいまから討論に入ります。

「「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(古沢ちい子君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 「「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第88号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- ◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決
- ○委員長(古沢ちい子君) 日程第4、議案第91号 栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長(渡辺健一君) 改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第91号 栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてにつきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。

議案書は38ページから39ページ、議案説明書は24ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、24ページをお開きください。議案第91号 栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。提案理由でありますが、平成27年9月に発生した台風第18号による災害の被災者に対する災害見舞金につきましては、50年に1度と言われるほど大規模な災害であり、本市も災害救助法の適用を受けたことなどを踏まえ、栃木市災害見舞金条例に規定する災害見舞金の支給の特例を定め支給しておりました。今般支給の特例に基づく災害見舞金の支給が終了したことに伴い、支給の特例を廃止するため、栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例を廃止することにつきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、38ページをお開きください。 栃木市災害見舞金支給の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてでありますが、栃木市災 害見舞金支給の特例に関する条例を廃止する条例を制定するというものでございます。

39ページをお開きください。附則といたしまして本条例の施行日は公布の日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(古沢ちい子君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。 浅野委員。

- ○委員(浅野貴之君) おはようございます。よろしくお願いします。 栃木市災害見舞い支給金の最終的な支払い状況についてよろしくお願いいたします。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) お答え申し上げます。

平成27年9月発生の関東・東北豪雨災害による災害見舞金の支給状況でございますが、内訳等詳細について説明をさせていただきます。まず、死亡が1件でございまして10万円の支給でございます。床上浸水が1,066件、見舞金が1件当たり10万円でございまして、支給額が1億660万円でございます。また、床上浸水でアパート等の単身世帯につきましては1件当たり5万円でございまして、59件ございまして295万円でございます。床下浸水につきましては、1件当たり見舞金が1万円でございまして、1,660件でございましたので1,660万円でございます。アパート等の単身世帯におけ

る床下浸水は、1件当たり5,000円の見舞金でございまして、85件でございまして42万5,000円でご ざいます。以上、総合計見舞金の支給総額が1億2,667万5,000円となっております。

以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) ほかいかがでしょう。 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 平成27年9月の豪雨災害で特例を設けたわけですけれども、特例を設ける理由というのですか、それはどういったことだったでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) お答え申し上げます。

先ほど議案説明の中で申し上げたところではございますが、3年前の豪雨災害が50年に1度ということで、未曽有の被害があるような災害で、災害救助法の適用も受けている災害でございました。 したがいまして、既存の災害見舞金に関する条例では対応ができないということを踏まえまして、特例による見舞金の支給というふうに至ったわけでございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 最近の異常気象というのですか、今年もそうですけれども、こういった50年に1度が、2年に1度、3年に1度というか、そういった状況にもなっていますけれども、災害見舞金の支給条例ですか、本体ですけれども、そっちのほうを見直す必要があるのではないかと思いますけれども、そこら辺の考えはいかがでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) お答え申し上げます。

確かに議員おっしゃるとおり、ここ数年栃木県に限らず、全国各地でいろいろな形で災害が多数発生しております。したがいまして、議員おっしゃるとおり、災害見舞金を見直したらというようなご意見もあるかとは思うのですが、現段階におきましては、既存の見舞金に関する条例にて対応が可能というふうに考えておりますので、現時点においては見直すというふうな考えはない状況でございます。ただ、仮に災害は起きないことにこしたことはありませんが、何年か後とか何十年か後にそのような災害等が発生した場合には、その時々、社会情勢、経済情勢、いろいろな要因がありますが、そういったものを十分勘案しながら判断していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) よろしいですか。 針谷委員。
- ○委員(針谷育造君) 先ほどの見舞金の額は報告されましたけれども、災害に指定されたということで、国からのそれについての資金的な援助というものはどのくらいになっているか、お願い申し上げます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) 申しわけございません。福祉総務課で所管しておる中では、これに関して国から具体的な支援があったというような内容のものはちょっと把握しておらない状況でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 針谷委員。
- ○委員(針谷育造君) 指定をされても、そうするとこれは栃木市独自で上乗せしたという理解でよるしいのですね。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) お答え申し上げます。

3年前のこの事案につきましては、栃木市単独で事業を行ったものでございます。単独で災害見 舞金を支給したというものでございます。

○委員長(古沢ちい子君) ほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(古沢ちい子君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第91号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(古沢ちい子君) 次に、日程第5、議案第92号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長(渡辺健一君) それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第92号 工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議 案説明書に基づきご説明申し上げます。 議案書は40ページ、議案説明書は25ページから31ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、25ページをお開きください。議案第92号 工事請負契約の締結についてであります。提案理由でありますが、(仮称) 北部健康福祉センター新築建築工事請負契約を栃木市都賀町大橋256番地1、ワタナベ・大澤特定建設工事共同企業体、代表者株式会社ワタナベ土木代表取締役平山研史と締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。なお、次の26ページが工事概要、27ページが配置図、28ページが1階平面図、29ページが2階平面図、30ページが南立面図と北立面図、31ページが東立面図、東立断面図と西立面図、西立断面図となっております。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、40ページをお開きください。 工事請負契約の締結についてでありますが、1、契約の目的につきましては、(仮称) 北部健康福祉センター新築建築工事であります。2、契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札であります。3、契約金額につきましては、10億980万円であります。契約の相手方につきましては、栃木市都賀町大橋256番地1、ワタナベ・大澤特定建設工事共同企業体、代表者株式会社ワタナベ土木代表取締役平山研史であります。なお、本件の入札に参加した業者数は5つの共同企業体で落札率は98.64%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(古沢ちい子君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。 松本委員。

- ○委員(松本喜一君) 指名参加して98.64%、それ以外の業者のパーセンテージを教えていただき たいのですけれども。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) お答え申し上げます。

順不同でございますが、残り4社、4つの共同体でございます。順番に、98.95%、2つ目が99.38%、99.16%と、最後99.11%。

以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) いいですか。ほかにいかがでしょう。 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) これは事後審査型条件付一般競争入札ということで行われているのですけれ ども、今この全体の延べ床面積というのですか、どの程度になるでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。

- ○福祉総務課長(渡辺健一君) お答え申し上げます。 全体の床面積は、1階と2階部分、それぞれ合わせまして2,754.33平方メートルでございます。 以上でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 分離発注ということで、後からまた93、94で出てくるわけですけれども、全体の総額としては幾らになるのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) お答え申し上げます。

この後議案2つございます。そちらの電気設備工事と機械設備工事、これらも合わせる形になりますが、消費税込みで15億9,073万2,000円でございます。

以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 延べ床面積が2,760ぐらいでしたか、そうしますと平米単価というのですか、 そこら辺はどのくらいになるのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) お答え申し上げます。

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、これら全てを合わせた総合計を先ほどの床面積 2,754.33平米で割りますと、1平方メートル当たり57万7,539円ですね、1円未満切り捨てまして 57万7,539円でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 一般的に坪ということで我々比較しているのですけれども、坪単価ですと3.3倍 すればいいのだろうけれども、そうするとどのくらいになりますか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) 1坪3.3平方メートルとしまして計算しますと、1坪当たり190万 5,878円でございます。1円未満は切り捨てております。

以上です。四捨五入です。済みません。

- ○委員長(古沢ちい子君) ほかに質疑はありますか。 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) かなり一般常識からすると高いというような気がするのですけれども、高くなる理由というのですか、それはどんな理由があるのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) お答え申し上げます。

この北部健康福祉センターは、西方地域、都賀地域におきます健康等、あと福祉の拠点施設とい

うことで、何十年の長きにわたり使うということが想定されます。したがいまして、材料等もしっかりしたものを使うと、技術もしっかりした技術のもと工事施工をして、末永く地元の住民の皆様に使っていただくということを念頭に置いて設計等を行いました。したがいまして、委員さんおっしゃるとおり一般の住宅なんかと比較すると、平米単価、坪単価で見ますと高いというところはありますが、長期にわたって安定した建物として使うということでございますので、このような金額となりました。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(古沢ちい子君) ほか質疑どうでしょうか。 内海委員。
- ○委員(内海成和君) この図面を見てみると、あとこれは議案書かな、説明書かな、26ページを、 説明書のほうを見てみると集会所というふうになっているのですけれども、標題というか、名前の 健康福祉センターというよりも集会所のほうがメーンになっているという感じなのですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) こちらの施設は、集会所機能を持った施設、こちらは東側になるのですが、あと西側が1階建てで健康増進棟ということになりますが、その集会所機能と健康増進機能をあわせ持つ施設でございまして、具体的に申し上げますと、集会所機能を持ったものとして大会議室とか講堂としても使えるような集団健診室、こちらは健康増進に寄与する部分もあろうかと思います。集団健診等で使えますので。また、小会議室とか、あと娯楽室、プレールーム、こういったものが集会所等の機能のある部屋でございます。一方、健康増進という部分では、特に今回大きな目玉になろうかと思いますが、温泉水を使った歩行用プールですとか、あとトレーニングルーム、浴室、そういったものを兼ね備えております。

以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) この南側になるのかな、総合支所があって、そこにも集会室とかがあるのですけれざも、その機能のことについてはこの設計をされるときというか、ダブるのではないかなと思うのですけれども、そのような指摘はなかったですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) この北部健康福祉センターにつきましては、いろいろな方、幅広い 年代の方、いろいろな方がご利用いただくということでございますので、多面的な利用ということ も念頭に置きながら各部屋、床面積も含めてでございますが、設計をしたところでございますので、 そういったダブるとかという、そういうふうなことはないかと考えております。

以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) これはもうできていることなので、今さら何も言いようがないことなのです

が、そういうふうに隣に同じような機能を持つものがあるとかという場合には、それとのすみ分け みたいなものをちゃんと考えていってほしいなと思いますので、規模が小さくなればなるほど出て いくお金も小さくなるということなので、そこら辺のことを今後考えていっていただければなと思 います。

- ○委員長(古沢ちい子君) 要望でよろしいですか。
- ○委員(内海成和君) はい。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほか質疑いかがでしょう。 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) よろしくお願いしたいと思います。

平成30年度の主要事務事業一覧の中では、20億9,999万7,000円予算を組んでいるのです。実際的には、今回は15億9,000万円ということで5億円近く違うのですけれども、今後の計画予定があるのかちょっと聞きたいのですけれども。

- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) お答え申し上げます。

当初予算が約21億円の予算でございまして、今回が工事施工伺い段階で約16億円ということでございまして、それで事業費においてかなり乖離が、約5億円余りですか、約5億円程度乖離があるのですが、今後の工事予定等については現段階においてはありません。ただ、今回大きく金額が変わった理由としましては、2020年の東京オリンピック等が控えておりまして、建設事業がかなり高くなるというようなことも勘案しまして、最新の公共単価や市場単価を反映して設計を組んだ結果、最終的な見直しをした結果、設計額が当初予算要求時点と比較して4億7,439万円程度設計額が少なくなったというようなことでございます。それで、なお工事費が下がった理由につきましては、最新の単価により設計を組んだ結果でありまして、規模とか機能を縮小したわけではございませんので、その点については特にご留意いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 設計単価は21億円ぐらいが設計単価ではあったということで、工事について は見直しをしたりいろいろして、そういうことで16億円で済んだということでいいですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) 予算編成時期は、1年前に今年度予算の編成をしたわけでございますが、予算要求等は。その段階では、今後建設工事が、先ほど冒頭申し上げましたが、東京オリンピック等を控えてコストが大幅に、労務単価等が高く見込まれるということで予算を組んだわけなのですが、その後工事発注の段階では、改めて労務単価、最新の公共単価とか市場単価を反映したもので設計をしましたので、結果として金額が予算と比べまして工事費が少なくなっているというものでございます。ですから、工事内容等につきまして、こちらでいろいろ質を落としたとか、そ

ういうものではございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長(古沢ちい子君) ほかいかがでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。 ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員(白石幹男君) 私は、この健康福祉センターをつくること自体には反対するものではありませんけれども、今質疑の中でも落札率が98.6%、ほかの4社も99%とか、そういった高い入札になっています。全国オンブズマンの、市民オンブズマンの指摘でも95%を超える落札率というのは非常に極めて談合の疑いが強いというような指摘もされております。

それと、もう一つ、坪単価が190万円ということで、一般常識からすればかなり高いという状況でありまして、今財政が厳しいと大川市長も財政健全化を言っているというような中で、こういった工事費をもっと安く抑えるという努力が足らないということを指摘して反対といたします。

○委員長(古沢ちい子君) ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第92号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

[起立多数]

賛 成大浦兼政浅野貴之内海成和針谷育造松本喜一梅澤米満

反 対 白石幹男

○委員長(古沢ちい子君) 起立多数でございます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(古沢ちい子君) 次に、日程第6、議案第93号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長(渡辺健一君) ただいまご上程をいただきました議案第93号 工事請負契約の締結 についてにつきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。

議案書は41ページ、議案説明書は32ページから37ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、32ページをお開きください。議案第93号 工事請負契約の締結についてであります。提案理由でありますが、(仮称) 北部健康福祉センター新築電気設備工事請負契約を栃木市平井町523番地7、大興・荒井特定建設工事共同企業体、代表者大興電気工業株式会社代表取締役小林誠と締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、議案第92号と同じでございます。なお、工事概要については、記載のとおりであります。また、33ページ以降の配置図等は議案第92号と同じものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、41ページをお開きください。 工事請負契約の締結についてでありますが、1、契約の目的につきましては(仮称)北部健康福祉 センター新築電気設備工事であります。2、契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競 争入札であります。3、契約金額につきましては、1億8,673万2,000円であります。契約の相手方 につきましては、栃木市平井町523番地7、大興・荒井特定建設工事共同企業体、代表者大興電気 工業株式会社代表取締役小林誠であります。なお、本件の入札に参加した業者数は4つの共同企業 体で落札率は96.95%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(古沢ちい子君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。 白石委員。

- ○委員(白石幹男君) 入札参加が4社ということですけれども、ほかの3社についての落札、落札 というか、率というのですか、それはどうなっていますか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) お答え申し上げます。

他の3業者、3共同企業体の入札率でございますが、順不同で99.98%、98.58%と98.03%、以上でございます。

○委員長(古沢ちい子君) いかがですか。大丈夫ですか、白石さん。 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) よろしいですか、進行して。

ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員(白石幹男君) この電気設備工事についても、落札率が96.95という高い落札率ということ、

先ほどの議案第93号と同様の理由で反対といたします。

○委員長(古沢ちい子君) ほかに討論ありますか。

〔「訂正」と呼ぶ者あり〕

- ○委員(白石幹男君) 議案第92号と同様に反対といたします。
- ○委員長(古沢ちい子君) 訂正承りました。

ないようですので、これをもって討論を終了といたします。

ただいまから議案第93号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成 大浦兼政 浅野貴之 内海成和 針谷育造 松本喜一 梅澤米満

反 対 白石幹男

○委員長(古沢ちい子君) 起立多数でございます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(古沢ちい子君) 次に、日程第7、議案第94号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長(渡辺健一君) ただいまご上程をいただきました議案第94号 工事請負契約の締結 につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明を申し上げます。

議案書は42ページ、議案説明書は38ページから43ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、38ページをお開きください。議案第94号 工事請負契約の締結についてであります。提案理由でありますが、(仮称) 北部健康福祉センター新築機械設備工事請負契約を栃木市大平町榎本919番地1、サルカン・セキネ特定建設工事共同企業体、代表者株式会社サルカン代表取締役猿山正和と締結することにつきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、議案第92号と同じでございます。なお、工事概要については記載のと おりであります。また、39ページ以降の配置図等は議案第92号と同じものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、42ページをお開きください。 工事請負契約の締結についてでありますが、1、契約の目的につきましては、(仮称) 北部健康福 祉センター新築機械設備工事であります。 2、契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般 競争入札であります。 3、契約金額につきましては 3 億9,420万円であります。 4、契約の相手方 につきましては、栃木市大平町榎本919番地 1、サルカン・セキネ特定建設工事共同企業体、代表 者株式会社サルカン代表取締役猿山正和であります。なお、本件の入札に参加した業者数は 4 つの 共同企業体で、落札率は96.32%であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(古沢ちい子君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。 松本委員。

- ○委員(松本喜一君) お風呂の設備の中のろ過装置の件で、あれ何といっていましたか、お風呂の 菌で、ちょっとど忘れしたのですけれども、そういう菌をろ過する装置の中に入っているのか、ちょっと聞きたいのですけれども。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) 委員がただいまおっしゃられたのはレジオネラ菌でございますか。 そういったものの滅菌装置等も設備の中には含まれております。

以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 松本委員。
- ○委員(松本喜一君) ぜひ健康福祉というのは、老人の方も結構入ると思うので、そういう設備していただけるということはいいということで、ちょっと聞きたかったので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほか質疑いかがでしょうか。 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 今回の入札に関係して4社が入っているのですけれども、ほかの落札率ということもないのですけれども、率はどういうふうになっていますか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) お答え申し上げます。

他の3つの共同企業体の入札率についてでございます。順不同でございますが、上から96.59%、96.72%、97.06%。

以上でございます。

○委員長(古沢ちい子君) ほか質疑いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

- ○委員(白石幹男君) 議案第92号、議案第93号と同様の理由で、高い落札率ということで反対した いと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、これをもって討論を終了といたします。

ただいまから議案第94号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

[起立多数]

賛 成 大浦兼政 浅野貴之 内海成和 針谷育造 松本喜一 梅澤平溝

反 対 白石幹男

○委員長(古沢ちい子君) 起立多数であります。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 ここで暫時休憩をいたします。

(午前10時07分)

○委員長(古沢ちい子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時25分)

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(古沢ちい子君) 次に、日程第8、議案第81号 平成30年度栃木市一般会計補正予算(第 2号)の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については読み上げを省略していただいて結構です。 渡辺福祉総務課長。

○福祉総務課長(渡辺健一君) ただいまご上程いただきました平成30年度栃木市一般会計補正予算 (第2号)の所管関係部分につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳出につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の34、35ページをお開きください。2款1項14目諸費、補正額929万4,000円の増額であります。説明欄1行目、ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業費につきましては、導入する事業者に対しその費用の一部を補助する制度創設に伴い補助金を増額するものであります。

次の国県支出金返還金につきましては、平成28年度及び平成29年度に交付を受けた臨時福祉給付 事業に係る国庫補助金の精算確定に伴い超過交付額を返還するものであります。

36、37ページをお開きください。3款1項2目障がい福祉費、補正額420万2,000円の増額であります。説明欄1行目、障がい者自立支援事業費につきましては、児童養護施設に入所している児童が障がい児通所支援を利用する必要が生じたため、児童福祉法上の措置費を増額するものであります。

次のブロック塀等安全対策事業費(障がい福祉施設)につきましては、建築課によるブロック塀 等の緊急点検の結果、都賀地域活動支援センターのブロック塀の撤去、フェンス設置工事を行うた め増額するものであります。

次に、4目高齢福祉施設費、補正額65万6,000円の減額であります。説明欄、岩舟健康福祉センター遊楽々館管理費につきましては、これまで指定管理料とは別に市が直接リース契約していたトレーニング機器を指定管理者がリースする方式に変更することにより、指定管理委託料を増額するものであります。また、トレーニング機器リース料につきましては、これまで補助金等の関係で市がトレーニング機器のリースについては直接契約しておりましたが、トレーニング機器が長期継続契約にそぐわないこと、他の施設と同様の方法に事務を一元化したいことから、指定管理者と協議の上指定管理利用に含めた形で指定管理者が直接リースする方式に変更するため減額するものであります。

38、39ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費、補正額338万5,000円の増額であります。説明欄1行目、子育て世代応援テレワーク推進事業費につきましては、国のふるさとテレワーク推進事業として、子育て世代向けのテレワーク拠点施設を整備する事業が採択されたことにより増額するものであります。

説明欄3行目、地域おこし協力隊活動事業費につきましては、子育て世代向けのテレワーク拠点施設を整備するに当たり、地域おこし協力隊制度を活用するため増額するものであります。

次の子ども未来基金積立金につきましては、子供たちの健全な成長に資する事業に充てるための 子ども未来基金を創設するに当たり積立金を増額するものであります。

次に、3目母子福祉費、補正額7万6,000円の増額であります。説明欄、母子父子自立支援事業費につきましては、遠隔地の母子生活支援施設入所者への訪問支援を実施する際、必要となる有料道路通行料が主なものであります。

次に、4目児童福祉施設費、補正額2,310万5,000円の減額であります。説明欄1行目、児童センター管理運営費につきましては、安心安全な管理運営として備品である冷水機の交換工事を行うため増額するものであります。

次のとちぎコミュニティプラザ管理事業費につきましては、施設内の安全を確保する維持補修と して、電動シャッターに係る非常用電源蓄電池交換工事を行うため増額するものであります。 次の子育て支援施設子どもの遊び場整備事業費につきましては、子どもの遊び場整備内容を変更することにより各委託料や工事請負費についても変更修正し、さらに今年度から平成31年度にかけて実施予定の業務について年割を行うことで今年度総事業費が減額となるため、減額補正するものであります。

次に、5目保育所費、補正額1,574万2,000円の増額であります。説明欄1行目、都賀よつば保育 園管理運営費につきましては、キュービクルの保守点検の際に指摘を受けた高圧気中開閉器と高圧 ケーブル及びホウカンの取りかえ工事費を増額するものであります。

次のブロック塀等安全対策事業費(保育所)につきましては、ブロック塀等緊急調査により至急 対応が必要と判断されたおおつか保育園、大平西保育園、大平南第2保育園のブロック塀撤去、設 置工事費を増額するものであります。

次に、6目認定こども園費、補正額2,451万円の増額であります。説明欄、認定西方なかよしこども園運営費につきましては、保護者の送迎時の安全を確保するため、園庭内の通路を拡張するための外構工事費、園内の排水環境の向上を図るための駐車場等整備工事費及び園舎外壁のクラック補修工事費を増額するものであります。

42、43ページをお開きください。 4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、補正額96万2,000円の増額であります。説明欄、犬猫不妊手術費補助金につきましては、補助金について周知されたことにより、当初想定していた年間申請件数が大幅に増加することが見込まれることから、それに伴う不足分を増額するものであります。

44、45ページをお開きください。2項2目塵芥処理費、補正額36万7,000円の増額であります。 説明欄、とちぎクリーンプラザ管理運営経常事業費につきましては、組織の見直しにより平成30年 3月からとちぎクリーンプラザに環境美化係が配置されることに伴い増設した電話回線の使用料に ついて、当初予算に計上していなかったため不足分を増額するものであります。

次に、3目し尿処理費、補正額4,031万円の減額であります。説明欄1行目、衛生センター施設長寿命化修繕事業費につきましては、本年度予定していた防水改修工事の施工前の調査において、外壁からアスベストが検出されたことに伴う工法等の見直しやアスベスト対策を含む詳細な設計をする必要があるため、測量、設計等委託料を増額し、またアスベスト検出に伴い施工スケジュールに変更が生じ、今年度の工事執行が難しくなったため、水処理棟防水改修工事費を減額するものであります。

次のブロック塀等安全対策事業費(し尿処理施設)につきましては、大阪北部地震でブロック塀が倒壊したことを受け、緊急に調査したところ、衛生センターのブロック塀が建築基準に適合していないことが明らかとなり、また塀に亀裂が入っている、鉄筋がむき出しになっていることなど危険な状態であることから、塀の改修をする必要があり、撤去、設置工事費を増額するものであります。

以上で、歳出の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 大木市民生活課長。
- ○市民生活課長(大木多津子君) よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算の24、25ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、31万7,000円の増額でございます。説明欄の障がい者自立支援費負担金につきましては、障がい者自立支援事業費中児童養護施設に入所している児童が障がい児通所支援を利用する必要が生じたための支出増に伴い国庫負担金を増額するものであります。

2節の児童福祉費負担金、説明欄の特定教育・保育施設等施設型給付負担金と次の14款2項2目 2節児童福祉費補助金、説明欄の特定教育・保育施設等施設型給付費交付金につきましては、国からの負担金が交付金に組みかえになったことにより国庫負担金を減額し、国庫補助金を同額補正増するものであります。なお、この組みかえによる歳出科目の変更はございません。

次に、14款2項4目3節住宅費補助金につきましては、2,057万4,000円の増額であります。説明欄の社会資本整備総合交付金(空き家対策総合支援事業補助金)につきましては、子育て支援施設子どもの遊び場を整備するに当たり、その解体工事等に対する国庫補助金を3,217万9,000円見込み、このほか都市整備部分を含め、あわせて増額補正するものであります。

次に、26、27ページをお開きください。15款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、15万8,000円の増額であります。説明欄の障がい者自立支援費負担金につきましては、障がい者自立支援事業費中児童養護施設に入所している児童が障がい児通所支援を利用する必要が生じたための支出増に伴い、県負担金を増額するものであります。

次に、2節の児童福祉費負担金、説明欄の特定教育・保育施設等施設型給付負担金と、1つ飛びまして、15款2項2目2節児童福祉費補助金、説明欄の特定教育・保育施設等施設型給付費交付金につきましては、国の変更に連動したもので、県からの負担金が交付金に組みかえになったことにより県負担金を減額し、県補助金を同額補正増するものであります。なお、この組みかえによる歳出科目の変更はありません。

恐れ入りますが、1つ戻りまして、15款2項1目1節総務管理費補助金でありますが、212万9,000円の増額でございます。説明欄2行目の生活交通再構築事業費補助金につきましては、今年度策定する地域公共交通網形成計画策定業務に対しての県からの補助金でありますが、県の交付決定が4月であったため補正計上するものであります。

以上で、歳入についての説明は終わらせていただきます。

続きまして、継続費についてご説明申し上げますので、6ページをお開きください。第2表、継続費補正(追加)の3款2項子育て支援施設子どもの遊び場整備事業のうち、既存建物解体工事請 負費及び解体工事監理業務を本年度から平成31年度にかけて実施する予定として年割額を設定する ことから、継続費を追加するものです。

次に、債務負担行為の所管部分についてご説明いたしますので、7ページの第3表、債務負担行 為補正(追加)をごらんください。2段目の平成30年度岩舟健康福祉センター遊楽々館管理運営委 託指定管理者制度でありますが、歳出の際に説明したように市が直接行ってきたトレーニング機器 のリースを指定管理者が指定管理の中で行うよう変更することにより、債務負担行為額を増額した いというものであります。

次の平成30年度子育で支援施設子どもの遊び場整備基本設計・実施設計につきましては、旧下都 賀総合病院跡地において、子どもの遊び場整備に係る建物設計を本年度から平成31年度にかけて実 施する予定であることから、債務負担行為を追加するものであります。

次の平成30年度子育て支援施設子どもの遊び場駐車場整備設計につきましては、子どもの遊び場建物設計と同時期に行う必要があり、本年度から平成31年度にかけて実施を予定し、かつ完了一括払いを予定していることから、債務負担行為を追加するものであります。

続いて、次の段から3項目、平成30年度保育園給食調理業務委託(栃木地域、大平地域、藤岡・岩舟地域)につきましては、平成31年度から平成33年度までの3年間給食調理業務を民間委託するため、平成30年度中に入札等の事務手続を実施する必要があることから、業務委託の期間と限度額を設定するものであります。

以上をもちまして、平成30年度一般会計第2次補正予算の所管関係部分についての説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(古沢ちい子君) 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては一問一答の方法によりページ数もお知らせ願います。 松本委員。

- ○委員(松本喜一君) 37ページなのですけれども、岩舟健康福祉センターの件で、トレーニング機器リースが254万円が指定管理者の方に委託したときには、これ188万4,000円に下がったという解釈でよろしいのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) ご質問の部分につきましては、実は契約の時期の関係等が ございまして、単価はほとんど変わらないのですけれども、市のほうがリースをしていたのは6月 までで、リースアップ後引き続きその機器を今の時点では補修のみで置いていると。9月から新し

く指定管理のほうに切りかえをしていきたいという部分のところでございます。

現実的には、月額のリース料につきましては、市の直営部分と指定管理料の部分のところにつきましては、機器が新しくなった分だけ若干、2,000円程度指定管理のほうに今回新しく切りかえるほうが負担増というような形になっております。

- ○委員長(古沢ちい子君) 松本委員。
- ○委員(松本喜一君) では、期間が短いから指定管理者が安いということですね。ほとんど変わらないということでいいのですね。わかりました。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 関連なのですけれども、他の健康福祉センターでも、前はリース料金という のがあったのがなくなってきているのですけれども、これが今長期契約にそぐわないということだったのですけれども、そぐわない理由というのはどういうことなのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) まずは、一番大きな理由は長期契約の関係ではなくて、当初は市が直接機器を導入することによって補助金の対象になったと。ところが、現在その補助制度がなくなりましたので、補助金の対象にならない、いわゆる一般財源の部分のところに変わってきているというのが大きな理由になります。

2点目の契約の関係の部分のところにつきましては、これまで市のほうコピー機等と同じように、いわゆる長期継続契約という形でこのリースも行ってまいりましたが、事業予算はそれぞれ単年度ごとにとっていくという、そういう形態をとっていきます。今後単年度ごとに予算計上していくというようなやり方、その部分よりは、きちんと債務負担行為で債務を確定させていくというやり方のほうが安定的な財政執行ができるという部分のところと、もう一点、これまではリース機器等につきましても長期継続契約で行ってまいりましたが、果たしてトレーニング機器というものがその契約になじむのかどうかという部分のところについて少し研究していく中では、やはり現行、これまで行ってきたけれども、やはり見直す必要性もあるのではないかというような結論に達しましたので、今回このような見直しをさせていただきました。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 当初は補助金が出るということで、市のほうというか、自治体のほうでやっていたということなのですが、リースになるとその所有権というものはリース会社にあると思うのですが、今あるトレーニング機器というのはどういう関係になるのですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) 現時点では、市が直接リース契約は本年6月まで行っておりました。その時点は、内海委員のおっしゃったとおりの形態でございます。リースアップ後につきましては、その所有は市のほうにリースアップの形で参る形になりますけれども、今度はいわゆ

る保守であるとか、さまざまなそういう業務の部分のところというものを進めていかなくてはならない部分のところになりますので、今時点の所有という部分のところであれば、これまでもリース期間中はリース会社、そしてリースアップした後は市、今度の部分のところで言えばやはりリース期間中は指定管理者というような、そんな形になります。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) これからは指定管理者の財産ということ。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) 失礼いたしました。これからもリース会社の分、指定管理 になってもそこは同じにリース会社の部分になります。失礼いたしました。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 導入当初は、でも市のものだったのですよね。途中からリースに変えたということなのですか。できるのですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) 導入のときの補助はソフト事業の補助でございましたので、 いわゆるハードを購入するということではなくて、その事業をソフト事業で行う、市の機器で行う ということに対しての補助というような部分のところでございました。そのソフト事業がなくなっ たという形になります。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかいかがですか。 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 43ページの犬猫不妊手術費の補助金なのですけれども、大幅に増加しますよ ということですが、予算的にはどのぐらい考えていたのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 櫻井環境課長。
- ○環境課長(櫻井 茂君) お答えを申し上げます。

当初100万円を見込みまして、100万円いただきましてやっていましたが、8月末時点で192頭、80万4,000円の支給をしております。あと7カ月足りないということなので、今回補正を96万2,000円増額させていただいたところでございます。これで大体1年間、8月までの平均でとりますと大体これで間に合うだろうという想定で今回補正を上程させていただいたところでございます。

以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 1頭幾らなのかちょっとお聞きします。
- ○委員長(古沢ちい子君) 櫻井環境課長。
- ○環境課長(櫻井 茂君) お答え申し上げます。

犬につきましては1頭5,000円、猫につきましては1頭4,000円の不妊手術の補助をしております。

以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) この場合1件につき1頭なのですか。例えば1匹についてで、例えば5匹も6匹もいた場合はどうなるのかな。ちょっとお聞きします。
- ○委員長(古沢ちい子君) 櫻井環境課長。
- ○環境課長(櫻井 茂君) お答え申し上げます。

大と猫、ともに1世帯1年度に限りまして1頭ずつを上限としています。だから、犬、猫両方飼っていれば、雌猫、雌犬を飼っていれば最高9,000円の補助金が出るという形になります。 以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) できれば多くいる猫、犬もあるのです。できれば全頭を対象に入れてもらえればいいのになという話がちまたで聞こえるのですけれども、それはどうでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 櫻井環境課長。
- ○環境課長(櫻井 茂君) ご要望は確かに、多くの飼養者の方からは、それは承っております。ただ、何匹、特に犬はわかるのですけれども、猫はどのぐらい飼養されているかという届け出義務がありませんので、全くわからないところでございまして、想定がつかないというのが正直なところでございまして、今後何かの機会でわかれば、もちろんそのような方法も検討していきたいと考えております。

以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 犬だけでも検討していただきたいと思います。お願いします。
- ○委員長(古沢ちい子君) ご要望でよろしいですか。
- ○委員(梅澤米満君) はい。
- ○委員長(古沢ちい子君) 松本委員。
- ○委員(松本喜一君) 37ページから39ページの中で、耐震性のないブロックの解体工事が補正で組んでありますけれども、民生の中ではこれで危険なブロックは解体は全部予算とったのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) 実は、今回補正には上がっておりませんが、私ども地域包括ケア推進課で所管する施設、都賀の老人憩いの家白寿荘、それと西方のさくらホームというところにも同様のブロック塀がそれぞれ35メートルございます。この2つの施設につきましては、既存の修繕等の費用を私どもの課のほうで持っておりましたので、今回補正という形ではなくて、まずはその費用の中から至急に修繕をさせていただくということで今事務手続を進めているところでございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 松本委員。
- ○委員(松本喜一君) その修繕全部やれば、危険なブロック塀はないということですね。この担当 課では。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) 私ども所管している老人系の施設につきましては、それが 全てでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 松本委員。
- ○委員(松本喜一君) もしあったら早急にやってもらいたい。もし危険というか、危ないなという のがあれば、立入禁止とか、この周りには通行しないというようなブロック塀というのはあるので しょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 答弁いかがですか。 藤田保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(藤田正人君) 先ほど、今回補正で上げさせていただいた部分と、あと既存の事業で間に合うという部分、あとは流用等でできる分もあろうかと思います。そういった意味で、子供のまた障がい者全て、保健福祉サイドに関してはある程度危険な部分については、今回の今年度中には改善の見込みということで、市全体で取り組んでいる状況でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 関連。梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) ブロック塀のことなのですけれども、ブロックはできるだけ用いないで、例 えばフェンスだとか、その他の工事で賄うようにしたほうがいいのではないかなと私は思うのです。 別にブロックでやらなくてもいいわけですから、そういう考えはどうなのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 部長でよろしいですか。 藤田保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(藤田正人君) 現在ブロック塀ということではなくて、やはりより安全なフェンス をということで今市としては進めているということで聞いております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) では、よろしくお願いします。 以上です。
- ○委員長(古沢ちい子君) 関連で。白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 先ほど大体今年度中に終わるということですけれども、保育所費のほうでも 出ていますよね。39ページ、ブロック塀。先ほどの説明ですと、至急対応が必要ということでこの 3カ所が挙げられているのですけれども、ほかにも危険箇所があるということでよろしいのでしょ うか。

- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 済みません。保育施設というところに限りましては、基本的にはこの3 カ所でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) わかりました。その下、認定こども園費で認定西方なかよしこども園運営費ということで外構工事2,400万円ですよね。先ほどの説明ですと、保護者の安全というか、通路を拡幅するとか、駐車場をつくるということですけれども、もっと具体的にどういう事業なのか、かなり高いような気もするのですけれども。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 申しわけございません。こちらにつきましては、実は昨年度のふれあいトークの中で、隣地に住宅団地があるわけなのですけれども、保護者等がその団地内を通りまして、帰りにはまたそこを通って出ていくという中で、団地内での安全確保ということがちょっと急務というような状況になってまいりました。そのようなことから、前年度末なのですけれども、急遽予算を流用等いたしまして、こども園の西側の門扉の改修というものを繰り越しを入れまして整備をしてまいったところです。

今般補正で上げさせていただいたのは、今度は園内で車両がスムーズに相互通行できるようにするという部分と、それと西方こども園に関しましては、駐車場が砂利となっております。また、雨水排水に関しましても、団地内の調整池に入るなどやはりちょっと問題が生じている。また、隣地のほうにもちょっと大雨が降ると流れ込むというような形でございまして、そういったところは今のところ土のうで抑え込んでいるというような状況になっております。そういった部分を一体的に改修するということで、今回このような補正を上げさせていただいているところでございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 昨年のふれあいトークでこういった要望があったということですけれども、 当初予算でも間に合ったのかなという、去年の話であれば。今になった、なぜこういう状況に、今 補正で出しているのかということを伺いたいと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 申しわけございません。その当初の予算の関係なのですけれども、実は 具体的な動きというものが2月ごろの動きになってきたという経過もございまして、そこは至急に 対応しなければならないということでこのような形になってきたところでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほか質疑いかがでしょうか。 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 39ページの一番上の子育て世代応援テレワーク推進事業ということなのですけれざも、これの具体的な内容というのをちょっと教えていただけますか。

- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) お答え申し上げます。

まず、テレワークという言葉なのですけれども、今メディア等でいろいろご承知のことかと思いますけれども、基本テレワークということにつきましては、テレフォンというのとテレビジョンと同じように、テレホンの場合は音を遠くへ届けるみたいなことで、接頭語ということで、仕事を離れた、要するに在宅勤務でできますよ、要するに職場ではなくて在宅でできますよという意味のテレワークという使い方をしております。そういった事業を総務省で始めまして、そのところに本事業のパートナーとして民間企業と栃木市で提案をしましたところ、この地方創生関連の事業ということで総務省で採択を受けました。その事業を採択を受けまして、今の観光館の北の蔵の2階を改修するといった工事をしまして、そこで今度は子育て世代の方々の新しいというか、働き方の改革を進めていこうということで、この事業を始めたいというものでございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 幾つか聞きたいところがあるのですけれども、民間企業とともに提案して採択されたというところ。この民間企業というのはどこですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 東京に本社がございますベビカム株式会社というところでござ いまして……

〔「もう一度」と呼ぶ者あり〕

○子育て支援課長(石川いづみ君) ベビカム、ベビーのカム、ベビカムなのですが、片仮名でベビカム株式会社という民間企業とパートナーというか、コンソーシアムを組みましてうちのほうで始めたい。

この事業者というか、民間企業につきましては、大分の豊後高田市とかでも始まっていて、実績 を残されているということで、今回は手を組んで提携をして事業を始めるということでございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 施設整備をするということで、観光館の2階でしたか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- ○委員(内海成和君) こういうのは、その内容というのはどういうことを、整備の内容というのは どういうことをされるのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 整備の内容につきましては、基本最初はこの補正の中には業務 委託しか入っていないのですけれども、事業の工事委託とかというものについてはベビカムのほう が、採択を受けたベビカムのほうが工事をしまして、その2階の部分をコワーキングスペースというところで皆さんが集まって、そこでいろんな子育ての人もいいし、それ以外の方でもいいし、そ

こで、例えば今全国的に例えばカフェとかで1人でパソコンとかスマートフォンをやりながら仕事をされているとか、そういうイメージができる部分をスペースをつくるというのと、まずは1年目はうちのほうで、そのベビカムという会社が動画のサイトを教えるという会社でございますので、その子育て世代の方々が来ていただいて、1年をかけてテレワーカーというか、動画をつくる知識、技術を習得していただいて、働き方を改革していくというか、子育て世代の収入源というのですか、そういったことを考えてやっていくものでございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 今回の委託の250万円なのですけれども、これはどこにどういう内容のもの を委託するのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 今回の採択されましたのが7月でございますので、それ以降今度ベビカムのほうが先ほどの観光館の2階を改修をします。改修をしたところ、最低2月までに今年度、要するに終わらないとまずいということもありますので、2月中までに工事を改修して、3月分の運営委託ということになります。

その3月分の運営委託なのですけれども、あくまでもそういった動画とかを、そういう教えていただくということに対しての人件費と、初期投資費ということになります。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 観光館の2階ということは、あれは市の持ち物だけれども、指定管理者で観光協会がやっているというものだったと思うのですけれども、そこの整合性というのはとれているのですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 2階部分については市のほうで使わせていただくということで、 基本そこをお借りするということはお話はついております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 工事をするのはベビカムがして、その工事費はこれには入っていなくて、3 月分の運営の委託費が入っているということなのですけれども、250万円もかかるようなものなのですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 基本的には、一月分ということに勘案してしまいますけれども、 人材の育成費ということで12名の方、ベビカムの方が派遣されて、12名と経営マネジャーとか、動 画の編集スタッフとかということが入りまして、あとは通信費とかインターネットのブロバイダー とか、電気料、その他もろもろを含めまして250万円ということで、今回の一月分としての委託に なります。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 全体の事業費というのは幾らになるのですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 今回3月分から来年度の2月までということの1年間を含めまして、1,735万2,000円ということで考えております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 実際これテレワークというのはわかってはいるのですけれども、おうちでやるのかなと思ったら、そういうところをつくって、そこに来てもらって、そこと会社とのやりとりをするというものなのだろうなというふうには思うのですけれども、その理解でよろしいのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) ベビカムのほうでそういった指導を1年をかけて、まず真っさらな状態の人材から来ていただいて、そこから指導をしていって、1年をかけて動画のそういうテレワーカーになれるという人材に育て上げていくという事業でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) テレワークというのは、私は仕事を持っていて、会社まで行かなくてもおう ちからやるというのがテレワークだと思うのですけれども、今の内容だと人材育成という形になる のではないかなと思うのですけれども、内容というのはどういうことなのですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 内海委員のおっしゃるとおり、基本的に4時間ほどの拘束の時間で、ここで一生懸命お勉強、お勉強と言っては失礼だな、そういった指導を、動画サイトとか運営方法というのを授業というか、受講していただいて、1年をかけて自分で起業をできるようになる、自分で職につけたりということができるまでの育成期間ということで考えております。その場所として、ここをテレワークができる場所ということで提供をするということになります。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 人材を育成する場なのだろうなというのはわかったのですけれども、その人 材育成するのをテレワークでやるということなのですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 済みません。事業名がテレワークということで使っておりますけれども、事業としてテレワークができるようにということで事業名を使っております。テレワークを推進するという意味で事業名を使っています。この場所ではそういったことができますよ、ここで受講する方も、そこでもできますし、新たな方、コワーキングスペースというものを設けまして、それ以外の方々もそこにいらして、お互いにコミュニケーションをとりながらベンチャー的な

起業をされるというコミュニケーションの場としても考えております。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) これは要望としておきますけれども、事業内容がわからないものに予算が出てきて、はい、つけますというわけにはいかないので、できればこれが新しい事業なのですよね、7月に採択されたということなので。これは、事前に何らかの説明をいただきたいなというふうに思います。でないと、実際ここで細かいことも聞けないですし、それに対して私たちは本当に予算つけていいのと、この事業を総務省が採択したのでしょうけれども、そういうものも審議したいので、そのようにお願いします。これは要望です。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほか、質疑いかがでしょう。 白石委員、関連で。
- ○委員(白石幹男君) 関連で、この事業名として子育て世代応援というふうになっておりますけれ ども、やっぱりそうした子育て中の人たちを対象に展開するということでよろしいのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 対象者としましては、20代から40代ということで基本的には考えておりますけれども、その年齢は余り考えずに子供のいる方、既婚者である方、シングルマザーの方、いろんな方を含めてそういったふうに考えてはおります。

済みません。つけ加えて、子供も一緒にここに来て受講できるというふうな施設にしたいという ことでございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 国の事業として採択されたということなのですけれども、今回の補正には国庫支出金というか、そういうものは含まれていないのですけれども、全体で1,700万円以上かかるということで、これは後で交付されるということでよろしいのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- 〇子育て支援課長(石川いづみ君) 今回のこの事業につきましては、基本的に残りの、先ほど言いました1,700万円のうちの250万円抜いた部分につきましては、来年度当初予算に盛らせていただきたいと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大浦副委員長。
- ○副委員長(大浦兼政君) 済みません。関連です。年間通して大体何人ぐらいを予定されているのか、あとまた受講料的なものも発生するのか、お聞かせください。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 基本的には一般的に、全員で10名程度、要するにまずは10名から始まってということで、10名程度を考えております。基本ちょっと関連してしまうのですが、下の次の段の地域おこし協力隊という方が3名いて、一般の方を7名ということで、10名の方を採用

させていただいて、そこで受講をしていただく。

その受講していただくのですけれども、逆に受講している時間に時給が発生します。うちのほうから時給が発生しまして、一般の方であれば時給1,000円ということで、地域おこし協力隊のほうは月額16万6,000円ということで、受講したときにも時給が発生しますので、逆に払うということではなくて、こちらからそういった技術というのですか、そういったノウハウを得ながら収入も得るという形になります。

○委員長(古沢ちい子君) よろしいですか。

大浦副委員長。

- ○副委員長(大浦兼政君) 済みません。栃木市の方ですよね。7名だけということになるわけです よね。そうなった場合、募集方法というか、周知というのはどういう形になるのか教えてもらって もよろしいですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) これから募集ということになりますけれども、一般の方は要するに市内在住、優先はさせていただきますけれども、基本的に市内在住ではなくても大丈夫という。 要するに定住であったり、出生率の向上であったりというものも含めて考えてはおりますので、いるいろなものを含めて考えております。

地域おこし協力隊につきましては、ご存じのとおり3大都市圏からこちらに来ていただいて事業 をしていただくという方々なので、市内在住ということではございません。

○委員長(古沢ちい子君) ほかにいかがですか。

発言いかがでしょうか。

ほかに質疑はいかがですか。

内海委員。

- ○委員(内海成和君) 同じく39ページの子育て支援施設子どもの遊び場整備事業計画なのですけれ ども、減額をされているということで、今後の今年度の予定というものを大まかに教えてください。
- ○委員長(古沢ちい子君) 清水子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(清水孝之君) お答え申し上げます。

今年度につきましては、建物、整備方針が改修工事から新築に変わるということで、まず改修予定だった建物の解体設計の業務をお願いいたします。それが終わりまして、解体工事につきましては年度末にこれが1億5,000万円を超える事業費になりますので、3月議会の議決をいただいた後に契約をいたします。それが平成31年度の10月程度ぐらいまで工期を予定してございます。

建物の整備の設計のほうにつきましては、11月に入札を予定しておりまして、来年度の8月、9月ぐらいまでの委託の業務期間を予定してございます。

それから、あわせて駐車場の設計業務についても、この基本設計業務とあわせて同じぐらいの時

期に実施いたします。

それから、設計後には整備工事が始まるわけですけれども、整備工事につきましては、来年度平成31年度の10月下旬ごろに入札の予定をしてございまして、これもまた1億5,000万円を超える事業費になりますので、12月の議会後に契約を結びまして、平成32年度の12月ぐらいまでにかけて工事を進めていく予定でございます。

以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) これは、民生の中で研究会という形で今まで議論してきたのですけれども、 今の話だともう場所は決まっているよということにとれるのですけれども、そういう計画なのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 清水子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(清水孝之君) 民生常任委員会の研究会のときにもご説明させていただいたところなのですが、この場所で建物を新築に方針を変更するということで、その際に民生常任委員会の委員の皆様にはご了解をいただいたものというふうに私どもは了解しているところでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) この計画というものは、もう建物ありきでここに建てますよというもので始まっていて、基本計画さえない段階からもう建物だけつくりますというものなのです。どこが運営するのか、対象は誰なのか、お金は取るのか、そういうものも全くない段階でつくっている計画なので、これは非常にもう建物ありきでやられたのでは中途半端なものしかできません。ここにつくりますよというのを。一番問題なのは、基本計画を少なくとも議会も理解をしていないし、だけれども、建物、計画ないのに建物が建つというような摩訶不思議な状態が今起こっているので、これはちょっと反省してもらわないといけないと思います。

それと、先ほども言いましたように基本計画もなくてこうしますよ、ああしますよと言われても、 私たちどうするのと、これを認めてもいいのというふうに思ってしまうのですけれども、部長ここ はどういうふうに思われていますか。

- ○委員長(古沢ちい子君) 松本こども未来部長。
- ○こども未来部長(松本静男君) この件につきましては、本当に民生常任委員の研究会のほうで今まで3度ほどいろいろ検討してまいりました。それで、委員さんの方々にもいろいろお知恵を拝借しまして、今までやってきたところなのですけれども、本当に内海委員の言うように基本計画自体がない状態で、最初に、平成28年の9月のときに議員研究会で整備方針ということで報告させていただいて、平成29年の3月の議会で土地の取得は了解をもらった上で計画を進めてきたのですけれども、確かに基本計画もないままで議会のほうには、ここでやるよということで報告はさせていた

だいているのですけれども、今後当然議員研究会のほうではこれでは終了ではないので、今後うちのほうで基本計画等も示した上で時間をかけてじっくりとちょっと検討させていただきたいと思います。

ただ、今回の補正予算につきましては、議員研究会のほうでも、民生常任委員研究会のほうでも ご説明させていただいたとおり、国の補助の関係がありまして、その関係で今回継続費、また補正 予算等を計上させていただいております。

ただ、はっきり言って内容については、基本計画なりを検討していただいた上で、今後いろいろ 方針、また運営方法、あと内容についても検討していただいた上で、いろいろな計画等も今後検討 し、また協議をしていこうと思っております。

民生常任委員研究会につきましても、当然その中でいろいろ議論していただいて、基本計画なりを策定する中で、それがある程度了解をいただいた上で、議員全体に対してもお示しした上で理解を求めていこうと思っております。それなので、今回補正予算で計上したものはあくまでも確定ということではなくて、国の補正のスケジュール上、ちょっとここで出さないとちょっと間に合わないということで出させてもらいました。その辺は、前回のたしか8月の研究会のほうでご理解をいただいたと思って今回は上程させていただいたところです。よろしくお願いします。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) あそこの建物をそのまま利用するという前提でこの計画が進んで、でも調べてみたら使えないよという、だから建て替えますよというのが提案はされてはいるのですけれども、そこのことに関しては、少なくとも民生の中でもまだ合意はとれていないのかなというふうには思います。研究会の中では。ほかの議員さんも多分知らないと思いますので。ここで上がっている予算というものは、では解体に関する部分だけであるというふうに考えてよろしいのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 松本こども未来部長でよろしいですか。 清水子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(清水孝之君) お答え申し上げます。

債務負担行為の欄に、基本設計と実施設計の部分が上がっているかと思うのですけれども、この 形で基本設計、先ほどスケジュールでもお示ししましたとおり今年度中にその基本設計を発注した いと思っておりますが、基本設計を発注しながら、委員の皆様とかのご意見とかを踏まえまして、 その整備計画を進めていきたいというふうに思っております。

- ○委員長(古沢ちい子君) ほかに質疑はいかがでしょうか。 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 関連で、研究会の中でも議員全員が理解をしたということではないと思います。

ただ、解体の補助金の関係で何とか今回上げさせてくれということだと思いますので、そこら辺

はきっちり、今債務負担行為で基本設計もやるような話も出ていたので、そこら辺はもっと議論を 議会も含めてやっていただきたい。これ要望ですけれども、まだ皆さん理解はしていないと思うの で、それは丁寧に進めていただきたいと。よろしくお願いします。

○委員長(古沢ちい子君) 要望でよろしいですか。

ほかに質疑はいかがでしょうか。

内海委員。

- ○委員(内海成和君) 45ページ、クリーンプラザの管理運営事業費ということで、環境整備課がクリーンプラザに入ったと、電話台がないということらしいのですけれども、これは決算だったか、電話工事料とかいうものが入っていたと思うのですけれども、もう一度ここの説明をお願いいたします。
- ○委員長(古沢ちい子君) 伏木環境課主幹。
- ○環境課主幹(伏木広安君) お答えいたします。

こちらの環境課の環境美化係につきましては、平成30年に入って1月だったかと思いますけれども、正式に異動するということにつきまして、異動に当たっての設備関係は流用等をさせていただいてやりましたけれども、電話料金につきましては当初予算の中でちょっと見込むのを忘れてしまいまして、それで今回補正ということで上げさせていただきました。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 電話料で今からだとあと半年ですけれども、36万7,000円、このぐらいかかるものなのですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 伏木環境課主幹。
- ○環境課主幹(伏木広安君) お答えいたします。

当初組んであった分で当面執行させていただいておりまして、当初とこれから、3回線実は増えておりまして、その3回線増えた分が大体年間で36万円程度かかるという形になります。この3回線につきましては、内線機能もつけておりまして、そういった関係でいろいろちょっと基本料金等がかかるという形になっております。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 場所というのは、管理棟の1階でよろしいのでしょうか。そうですね。そこには前からそういう設備はあったと思いますけれども、人がいらっしゃいましたから。わかりました。ちょっと高いような気がするのですけれども、そういうのというのは電話会社というのはどこでやられているのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 伏木環境課主幹。
- ○環境課主幹(伏木広安君) NTTになります。
- ○委員長(古沢ちい子君) よろしいですか。

ほかに。

内海委員。

- ○委員(内海成和君) 今度7ページに、債務負担行為になるのですけれども、その中の5段目、6 段目、7段目、保育園の調理委託ということで、これは民間委託するために債務負担行為をとりた いよということだったのですけれども、この幼稚園の給食というものは各園でつくっていたと、過 去ですけれども、なったのですが、これを委託するというふうになった経緯というのを教えていた だけますか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 申しわけございません。ちょっと言葉が足りないようで。実は、こちら 栃木、大平、藤岡地域に関しましては、実は平成28年度から今年度まで調理業務を委託しております。調理業務の委託というのは、保育園で調理をしていただく、そういう業務を委託しているというものでございます。そして、ちょうど今回平成30年をもって切れるというところで、大平地域に 関しましても、今度は藤岡と岩舟地域ということでセットにして新たに調理業務を委託してまいり たいというものでございます。

以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) ちょっとわからなかったのですけれども、栃木地域が平成28年からやっていたということですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) はい、そうです。済みません。栃木地域でも、ごめんなさい。いまいず みとおおつか保育園、2園です。大平地域は大平にございます3園になります。

以上です。

[「がやっていたということ」と呼ぶ者あり]

- ○保育課長(小川 稔君) はい。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 調理員を民間委託していたというふうな形になるのかなと思うのですけれども、その際に今までもこれずっと過去もやっていたのですけれども、指示を出す場合に委託をして、 園のほうから指示をしてしまうとこれは派遣法違反になってしまうとか、そういう法律に非常に抵触する部分があるのですけれども、そこら辺はどのようにクリアにされているのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 委託関係でも、調理の業務の委託ということで、そちらへの出金会計等 についてはそちらの管理会社のほうにお願いしてあるというような状況でして、あくまでも園の実際の調理をする内容、献立等については市のほうの栄養士がつくったものをお願いして、そこの場

所でおつくりいただいているというような状況でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 債務負担行為ということだから、この間やりますよということなのですけれども、民間の方にお願いするという形ですよね。そういうふうに決まったというか、というのがいつの時点で、公立保育園がそういうふうにしていきますよというふうに決めたのはいつの時点でしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 平成27年度の段階で、こちらの債務負担行為を設定して進めてまいった という経過がございます。そして、実際その調理業務に当たる職員につきましては、業務員が調理 師ということでこれまで当たってきているところでございますが、その業務員につきましても雇用 をしないという市の方向性が出た、そういったことから、調理業務につきましても徐々にこのよう な形で委託を進めてまいったというような経過がございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) もう一度確認なのですけれども、大平とか、藤岡、岩舟というのは、来年度 からそういうふうにしていくというふうな形なのですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 栃木と大平と藤岡につきましては、引き続き調理業務を委託していく。 新たに岩舟地域、いわふね保育園、そちらを追加して委託をしていきたいというものでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) よろしいですか。

ほかに。

「「いいですか。関連」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(古沢ちい子君) 針谷委員。
- ○委員(針谷育造君) 栃木地域2園のみと先ほどちょっと聞いたような気がするのですけれども、 残りは自前でやっているということでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) そのべ保育園といりふね保育園は、昨年まで直営で統合いたしましてくらのまち保育園になったところなのですが、くらのまち保育園につきましては、昨年度債務負担行為を設定いたしまして、本年度から3カ年民間に委託をしてございます。そして、はこのもり保育園が残るわけなのですが、こちらにつきましては直営で行っております。

〔「了解しました」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ほかに質疑はいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(古沢ちい子君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから議案第81号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認めます。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(古沢ちい子君) 次に、日程第9、議案第82号 平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局から説明を求めます。なお、説明欄に記載されております金額については読み上げを省略していただいて結構です。

間中保険医療課長。

○保険医療課長(間中正幸君) ただいまご上程をいただきました議案第82号 平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げますので、補正予算書の11ページをお開きください。

平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,677万1,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、90ページ、91ページをお開きください。1款2項1目徴収費補正額、140万4,000円の増額であります。説明欄、後期高齢者医療保険料賦課事務費、後期高齢者医療システム改修業務委託料につきましては、市民税課所管となりますが、平成31年度に後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の見直しが図られることに伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合標準システムが改修されますことから、この標準システムの改修に対応できますよう本市後期高齢者医療システムの改修を実施するため補正増をするものであります。保険料軽減特例措置の見直しの概要でありますが、被用者保険の元被扶養者に対する軽減措置につきまして、本年度は元被扶養者全員が均等割5割軽減とされておりますが、平成31年度以降の年度分の保険料の算定に当たりましては、資格取得後2年を経過する月までの間に限り均等割

額を5割軽減することと改めるものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、88ページ、89ページをお開きください。7款 1項1目1節県補助金、補正額140万4,000円の増額であります。説明欄、後期高齢者医療制度円滑 運営事業費補助金につきましては、後期高齢者医療システム改修に対しまして10分の10の補助金が 交付となりますことから、補正増をするものであります。

以上で、栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお 願いいたします。

○委員長(古沢ちい子君) 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては一問一答の方法によりページ数もお知らせを願います。 内海委員。

- ○委員(内海成和君) システム改修ということなのですけれども、どのように改修するかというのは、今までは5割全員軽減されていたのですけれども、来年度からは資格を取得してから、その資格になってから2カ月までだということでよろしいのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 間中保険医療課長。
- ○保険医療課長(間中正幸君) 資格取得後2年間は、5割の軽減が受けられるということになります。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) では、結果的に高齢者の方にとっては負担増となるというものなのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 間中保険医療課長。
- ○保険医療課長(間中正幸君) 既に資格を取得して2年以上経過されている方につきましては、全 員均等割額全額をご負担いただくような形になります。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) これは、どこの業者にどのように委託をするのでしょう、改修を。
- ○委員長(古沢ちい子君) 間中保険医療課長。
- ○保険医療課長(間中正幸君) システム自体は、株式会社TKCさんにお願いしておりますので、 TKCさんにシステム改修はお願いするということになります。
- ○委員長(古沢ちい子君) よろしいですか。

ほか質疑いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

これをもって質疑を終了といたします。

ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第82号を採決いたします。

本案は、原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○委員長(古沢ちい子君) 次に、日程第10、認定第2号 平成29年度栃木市一般会計歳入歳出決算 の認定についての所管関係部分を議題といたします。

なお、各会計の決算につきましては、去る8月20日に開催いたした全員協議会及び9月10日に開催した本委員会において当局からの説明が終了しておりますので、本日は各会計の決算の説明を省略いたします。

お諮りいたします。審査の順序につきましては、まず歳出各款ごとの質疑、次に歳入を一括した 質疑、最後に討論、表決の順序に進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

まず、歳出各款ごとの質疑に入ります。

2 款総務費中、所管関係部分の質疑に入ります。200ページから219ページであります。 内海委員。

- ○委員(内海成和君) 201ページで、部屋出張所の管理運営費ということなのですけれども、この 実際の業務内容、まず業務内容を教えてください。
- ○委員長(古沢ちい子君) 答弁いかがですか。 落合藤岡市民生活課長。
- ○藤岡市民生活課長(落合美知代君) 部屋出張所におきましては、戸籍謄本、謄抄本の発行、住民

票、あとは印鑑登録証明書、あと税の各証明書の発行業務等を行っております。なお、税の収納等も行っております。あとは、医療費助成等の申請受け付けと、あと公民館関係の受け付け等も行っております。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) その中でいろいろあるので、住民票と戸籍関係の申請件数というか、発行件 数というか、実績というものを教えていただけますか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 落合藤岡市民生活課長。
- ○藤岡市民生活課長(落合美知代君) お答えいたします。

発行数でよろしいですか。戸籍謄抄本の交付数が529件、住民票の写し等の交付が729件、印鑑登録証明書の交付数が628件、印鑑登録が39件、あと印鑑登録の廃止が81、あと各種証明書が39、市税等収納が1,392で、全体で3,437件の処理件数となっております。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 同じく真名子出張所のほうもお願いいたします。
- ○委員長(古沢ちい子君) 荻原西方市民生活課長。
- ○西方市民生活課長(荻原けい子君) お答えいたします。

真名子出張所で取り扱っている件数でよろしいのでしょうか。平成29年度取り扱い件数、住民票の写しが1,490件、広域住民票5件、記載事項証明書20件、戸籍の附票20件、通知カード再交付2件、個人番号再交付2件、全て合計、住民基本台帳手数料としまして、全部で、申しわけありません。件数の合計が出ていないのですが。済みません。

[「では、大丈夫です」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(古沢ちい子君) 後でいいですか。合計していただいて。
- ○西方市民生活課長(荻原けい子君) 合計入れますか。大丈夫ですか。申しわけありません。
- ○委員長(古沢ちい子君) よろしいですか。

ほかに質疑いかがでしょうか。

200ページから219ページまでの質疑はいかがですか。総務費中。

内海委員。

- ○委員(内海成和君) 213ページ、上から4段目、防犯事業で、防犯カメラでいくとその下に防犯カメラ設置費新設工事というのがあるのですけれども、防犯カメラをつけるということについては理解はしているつもりなのですが、その運用について今どのような形になっているのかお願いします。
- ○委員長(古沢ちい子君) 山市交通防犯課長。
- ○交通防犯課長(山市 進君) それでは、お答えいたします。

防犯カメラ設置につきましては、平成29年度におきましては東武金崎駅及び静和駅にそれぞれ1

台設置したところでございます。

それでは、その運用についてということのご質問でございますが、本市では市や自治会が公共の場に向けて設置する防犯カメラの設置及び運用について、条例により守るべき事項を明確に定めてあります。被撮影者のプライバシー等を保護し、適正な防犯カメラの設置及び運用が図られるよう、栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を昨年、平成29年7月に施行してあるところでございますが、それではどのような運用かとなりますと、市有施設及び自治会がみずから設置する防犯カメラにつきましては、当該条例に基づいて設置をすることになっております。条例では、設置運用規約の届け出が義務づけられておりまして、これは本市においてみずから設置する場合も準用するものでございます。どういうものかと申し上げますと、画像データの保管期間、保管方法や破棄方法、管理責任者の設置や取扱者の指定、そして防犯カメラを設置すると表示をすることになっております。こういう表示に関すること、また設置者や責任管理者の遵守事項も定めてありまして、規約に基づく適正な管理運用、または画像データから知り得た市民情報漏えいの禁止、画像データの複製、印刷、編集、加工の禁止、そして画像データの記録媒体の厳重保管などをこの条例で明確に義務づけられております。

画像データの提供は、法令に基づく場合以外、例えば捜査とかそういう警察関係、第三者への映像閲覧、提供以外の提供は禁止しておりますが、また画像データの保管期間は必要最小限の期間、30日間を超えないということで条例及び施行規則で定めてあるところでございます。

撮影画像につきましては、現在は特にフィルターやモザイク処理はいたしておりません。ただ、初期に設置してある防犯カメラの際にはマスキング処理をして、360度回転させていたときもございますが、今現在は故障の発生も多いようでして、固定して使っております。また、マスキングをすることで撮影範囲が狭まるという事実もございますので、今現在つけております防犯カメラにはそのような処理はしておりません。ましてや、条例で画像データの管理を厳しく定めておりまして、これを遵守することでその市民のプライバシーを保護できるものということで運用をしております。

以上であります。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 防犯カメラというものの効果と、あと問題点というところでプライバシーの部分、あと肖像権の部分というものがあるのですけれども、その権利と設置することによっての相反の部分があるのですが、だからどっちかというのではなくて、そこをうまく運用していってほしいなと。法律に、あと権利に抵触しないようにというふうにお願いしたいと思いますが、これは先ほどもちょっと言った設置の補助金という形で、自治会とかもそういうふうな形で設置したいというふうになったときにはかかわってくるものなのですね。でしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 山市交通防犯課長。

○交通防犯課長(山市 進君) お答えいたします。

先ほどご説明しましたとおり、これは市みずから設置する場合及び自治会が設置する場合は全て 適用になってきますので、自治会のほうにはそのようなものを設置するよう手引を作成し、自治会 の方々には配付もしておりまして、わかりづらい部分については事前に当交通防犯課のほうにご相 談にも参っておりますので、そこで現地確認、そして本当に不安になっている場所がどういうとこ ろなのかというところなど、丁寧に対応しているつもりではございます。

以上であります。

- ○委員長(古沢ちい子君) 松本委員。
- ○委員(松本喜一君) 213ページ、防犯灯にちょっと質問したいのですけれども、ちょっとメモしはぐったのですけれども、平成29年度の防犯灯設置個数は幾つあったのでしょう。
- ○委員長(古沢ちい子君) 山市交通防犯課長。
- ○交通防犯課長(山市 進君) お答えいたします。

まずは、防犯灯の昨年度設置基数ということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○交通防犯課長(山市 進君) ちょっとお待ちください。

〔「307」と呼ぶ者あり〕

- ○交通防犯課長(山市 進君) 307。ありがとうございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 松本委員。
- ○委員(松本喜一君) 去年もそうだと思うのですけれども、6月までの申請でこれ市のほうでやったのでしょうけれども、申請の件数に対しての防犯灯の設置数に対して何%要望からできたのか教えてください。
- ○委員長(古沢ちい子君) 山市交通防犯課長。
- ○交通防犯課長(山市 進君) お答えいたします。

委員のご質問の率については、後ほどお答えさせていただきたいとは思いますが、少なくとも 100%ではございません。といいますのも、自治会長さんのほうから上がってきました件数、設置 要望、こちらのほうを担当が現地確認をさせていただいております。そうしましたところ、A という自治会でここに設置をしていただきたいというところでいきますと、例えばそれが近接する住宅のお風呂場であったり、寝室のそばであったりというようなものも具体的にはございます。そういうところは、自治会長さんに本当にこれでよろしいのですかということを申し上げると、その後取り下げるような件数も随時出てきておりますので、そういうものを踏まえ、あるいは防犯灯、街灯、その他商店の明かりなどが密集している場所にも要望などは上がってまいりますが、防犯灯はあくまでも足もとを照らすものでございます。ですので、ここはさすがに要らないだろうというものは実際ございます。そういうものを一つ一つ調査をさせていただいた結果が平成29年度で307件とい

うことでありますので、たしか後で正確な数字は出しますが、三百四十何件以上のものは上がっているかと思いますが、委員、後ほど数字は示させてもらいます。よろしいでしょうか。 以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 松本委員。
- ○委員(松本喜一君) 関連なのですけれども、防犯灯は蛍光灯からLEDに、長もちするということでかえましたよね。ところが、本体がだめになるのが多いような、思っているのですけれども、その本体がだめで取りかえた灯数は何灯ありますか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 山市交通防犯課長。
- ○交通防犯課長(山市 進君) こちらのほうは、数字を答えさせていただきます。 器具交換工事として142件でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 松本委員。
- ○委員(松本喜一君) 私の自治会も本体がだめで取りかえたという例があるのですけれども、せっかくLEDにして長もちするというのに、球が大丈夫なのに本体がだめでは、これ142というのはこれ、メーカーのほうの保証はないのでしょうか、これ。
- ○委員長(古沢ちい子君) 山市交通防犯課長。
- ○交通防犯課長(山市 進君) メーカーの保証ということではございますが、器具の交換をしていますのは、全部とは言いませんが、落雷による影響など、そして器具のふぐあいが生じるものかどうかというのは、ちょっとそこまではこちらのほうも調べ上げていないのが現状ではございます。 ただ、屋外に設置してあるものですので、室内のLED器具とは比べてやはり消耗が激しいのかなというのは実感で思っているところでございます。メーカーの保証での交換は、私4月からではありますが、そういうものはございません。

以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 松本委員。
- ○委員(松本喜一君) せっかくLEDで長もちするということで取りかえたのに、これ142灯、蛍光灯であっても、表で何十年ともっていたのですよね。ただ、電気料が高い、蛍光の球を取りかえる回数が多いということで。せっかく取りかえたのに、これだけの本体がだめになるということは、その本体自体のメーカーをちょっと調べていただいて、もう少し長もちするメーカーを決めてもらいたいと思うのです、これ。私もこれ、何社かのLEDの本体見たのですけれども、結局このメーカーのが安いので相当全部これになったような、ほかの地域でも違うところありますけれども、安いだけではなくて、やっぱり長もちしないと税金の無駄遣いだと思うのですけれども、その辺どう思っているでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 山市交通防犯課長。
- ○交通防犯課長(山市 進君) せっかくのLEDに交換した器具ですので、委員がおっしゃるよう

にできれば長もちしていただきたいというのは、こちら当交通防犯課でも思うところでございます。 多分メーカー名は伏せましたが、東芝の器具のことをおっしゃっているのかななんて思うところ なのでございますが、この件につきましては、後々検討させていただきますので、どうぞよろしく ご理解ください。

- ○委員長(古沢ちい子君) 松本委員。
- ○委員(松本喜一君) ぜひ多少の単価上がっても長もちするような器具をつけてもらわないと、市 民に私たちが説明つかないですよね。せっかく全部取りかえて、何だ蛍光灯のほうが長もちするよ と言われても困ってしまうのですよね。よく器具等も本体の器具をよく調べながら、本当に長もち するデータなんか調べながら、もし長もちしないようであれば、メーカーをチェンジしたり、そう いうことも要望でいいですから、考えていただきたいと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかにいかがですか、質疑。2款まで。 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 217ページ、戸籍事務ということで、ここで戸籍事務専門員報酬というのが 出てきているのですけれども、戸籍事務というのは一応自治体の中のすごく基本部分であるのです が、職員で賄っていないのですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大木市民生活課長。
- ○市民生活課長(大木多津子君) お答えいたします。

現在本庁では、正職員5名で戸籍事務を行っていますが、その補助として1名の非常勤職員、嘱託員を雇用しております。戸籍事務専門員ということで雇用しているわけですけれども、職員については現在異動が3年から5年で異動してしまいまして、知識や経験の蓄積がなかなかできないために専門員の方を1名雇っているわけでございまして、その方も市のほうでもう既に10年以上の雇用ということで、栃木市で雇用する以前にも他の自治体で戸籍事務を経験された方ということで、現在正職員ではなかなか難しい部分もいろいろ指導、助言していただいておりますので、職員の異動がかなり早いために知識とかの、今かなり戸籍につきましては外国人等も多いために専門的な知識が必要となってまいりますので、戸籍に精通された方に専門員として雇用をしているということで、非常に助かっているような状況でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 私のイメージでいくと、職場の中に1人戸籍に強い方がいて、その人に聞けば大概のことは済むというイメージ、仕事のイメージだったのですけれども、今の話を聞いてくるとそういうものがなくなってきているのかなと。実際私もいろいろな相談を受けていて、この戸籍のことに関して、教科書どおりのことだったら、それはこうこうこうというのができるのですけれども、そうではないちょっとイレギュラーな部分というものは非常に面倒くさい、面倒くさいというか、こちらもわからないというふうなことなのですけれども、そこの部分の知識の伝承だとかと

いう部分が行政の中でおろそかになっているのかなと。この方も非常勤だという、嘱託かわからないのですけれども、正規の職員ではないということなので、このままでいいのかなというふうに思っているのですけれども、担当課長ではかわいそうかな、答えるのは。では、課長にお願いしよう。

- ○委員長(古沢ちい子君) 大木市民生活課長。
- ○市民生活課長(大木多津子君) やはり担当課といたしましても、知識や経験の長い方、経験を積まれた方がずっといていただくと大変事務がスムーズにできるのではないかといつも考えているところなのですが、人事のほうにも毎年要望を出しておりまして、異動が5年前後ということで異動をしてしまうので、みんな異動してしまうので、その辺をもう少し考慮していただきたいということで、担当課としては要望はしております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 担当課としてはしているということ、担当部ももちろんしているということ に、同じことだとは思うのですけれども、人事のほうというか、のほうではそのような考えはない ということなのですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 部長で。若菜生活環境部長。
- ○生活環境部長(若菜 博君) お答え申し上げます。

まさに、私もこの部来て2年目なのですけれども、現場の蓄積というかが、やはりどうしても人事異動という名のもとにちょっと薄くなりつつあるという危機は持っております。そういう意味では、当然私のほうからは人事のほうに、職員課のほうには、そういうノウハウの蓄積を維持するためにもある程度の年限職員を育ててほしいと、同時に、一気に異動ではなくて、やはりローテーションをしながら蓄積が継続できるようにしてほしいというようなお願い、これは市民生活課のみならず他の課にもありますので、そこら辺は経験、もしくは引き継ぎ事項、いろいろな問題の引き継ぎ事項もつながるようにはお願いしている状況です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 特に市民生活課だけではないとは思うのですけれども、ですが、市民生活課でいくならば戸籍というものを扱っている、また住民票というものもあるし、直接市民に、多くの市民と接するところなので、そういうものは必要だろうなと思います。担当課か担当部からもそういう要望を上げてください。私たちの、多分民生の今の話を聞いていると、議員のほうもそれは必要だろうという話になると思いますので、所管は違いますけれども、そういうふうな形で要望はこちらからもしていきたいと思いますので、ぜひその姿勢、ある意味専門家はつくらなければいけないよと、また人事のローテーションの仕方を考えてというものはやっていってください。とりあえず要望にしておきます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 要望で。

では、途中でありますが、ここで暫時休憩を入れたいと思います。

先ほど答弁の保留の部分だけ。

山市交通防犯課長。

○交通防犯課長(山市 進君) お昼過ぎに申しわけございません。先ほど保留させていただいたお 断りした件数申し上げます。21件でございます。平成29年度のお断りした件数です。

先ほどお話ししましたように、近接、あるいはここに要望しているのだけれどもと現地へ行って も、付近に東電もNTTの柱もなく、どうやって建てるのよという場所や、そういうものなどを含 めて21件でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(古沢ちい子君) ありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

(午後 零時07分)

○委員長(古沢ちい子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○委員長(古沢ちい子君) ここで、荻原西方市民生活課長より発言の申し出がありましたので、これを許します。

荻原西方市民生活課長。

○西方市民生活課長(荻原けい子君) 先ほど質問がありました真名子出張所の取り扱い件数について、件数の訂正をお願いいたします。

戸籍謄抄本等交付件数142件、住民票写し等交付281件、印鑑登録証明書交付257件、印鑑登録14件、 印鑑登録廃止5件、諸証明交付3件、市税収納件数598件、税諸証明交付201件、合計1,501件、こ のように訂正をお願いいたします。

- ○委員長(古沢ちい子君) 引き続き2款の総務費中、所管部分の質疑に入ります。 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 217ページ、繰越明許で1,860万円上がっているのですけれども、これを見てみると、1目19節で繰り越しをしているようなのですが、項目を見てみると繰り越しをするようなものではないと思うのですが、これはどういう要因なのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大木市民生活課長。
- ○市民生活課長(大木多津子君) お答え申し上げます。

この繰越明許費は、マイナンバー事業費の事務委任交付金を繰り越したものでございまして、こちらは、事務委任交付金というものは、個人番号カード及び通知カードの作成送付に関連する事務につきましては、省令に基づきまして、全国の自治体が地方公共団体情報システム機構に委任して

行っておりますが、それらの事務に係る費用に相当する金額を各自治体が交付金として地方公共団体情報システム機構に交付することとなっております。この金額につきまして、年度末に情報システム機構のほうから請求が来ることになっているのですけれども、実際に毎年なのですけれども、毎年度この金額が年度内に確定しないということで、いずれも繰り越しをして次年度に支払っているということでございます。それに合わせて国からの補助金も連動しておりますので、国のほうの政府予算としての繰越見込み額というのも同時に示されておりまして、同額を歳入歳出とも繰り越しているところでございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) マイナンバーということで、だから219ページの個人番号カード交付事業の ところでよろしいのですか。
- ○市民生活課長(大木多津子君) はい、そのとおりでございます。こちらに事務委任交付金という ものが……
- ○委員長(古沢ちい子君) 指名してから、済みません。 大木市民生活課長。
- ○市民生活課長(大木多津子君) 申しわけございません。内海委員がおっしゃるとおり個人番号カード交付事業費の中の事務委任交付金というものでありまして、こちらに上げてあります638万5,000円というものは、今年度と同様にこれも平成28年度から平成29年度に繰り越して支払ったものでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 2点ほどちょっと不思議に思うことがあるのですが、まずその1点目という ことで、1点目としまして、いわゆる個人番号というものは国の制度でやっているものが、国も年 度で予算は動いていると思うのですけれども、それがおくれてくるのですか、まず。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大木市民生活課長。
- ○市民生活課長(大木多津子君) 国の制度でありますので、市といたしましては市独自に予算を動かせるものではないので、国のほうからそういった指示が出まして、国の予算を繰り越すということで、それに合わせて市のほうも同様に繰り越しをしているものでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 国と、先ほど言われました地方公共団体情報システム機構でいいのかな、という関係というのはどういう関係になっているのですか。ここへ払うとかという話ですけれども。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大木市民生活課長。
- ○市民生活課長(大木多津子君) お答え申し上げます。

地方公共団体情報システム機構につきましては、直接の国の機関ではございませんでして、各自 治体がこちらにマイナンバーのカードの作成や交付事務を委任して行わせているというような組織 でございます。ですから、国からは独立した組織となっているところでございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 国のほうというか、多分総務省の外郭団体でよろしいのですか。そうですよね。そういうことだと思いますけれども、そこがやらないというのだったら、こちら側が動けないというのもわからなくはないですが、では今回は1,800万円ほど繰り越すのですが、去年は630万円、だから去年の前の年繰り越しているこの差が3倍あるのですけれども、この要因というのは何なのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大木市民生活課長。
- ○市民生活課長(大木多津子君) 昨年度も繰越額は1,240万円ほど繰り越しはしておりますけれども、実際に支払ったのが638万5,000円となっております。本年度につきましては、12月末に政府予算案ということで通知が参りまして、その際に平成29年度の繰越額として約1,700万円ほどが計上されておりましたので、一応当初予算に上げてある1,800万円ほどをそっくり繰り越しをさせていただきました。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) この交付されるお金というものは何を根拠に交付されるのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大木市民生活課長。
- ○市民生活課長(大木多津子君) お答えいたします。

こちらの金額につきましては、まず基準日、前年度の1月1日現在の人口に合わせてマイナンバー、その年度においてのマイナンバーカードの交付件数や通知カード等の再発行枚数などにより決定されることになっております。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 先ほど基準で年度でという話だったのですけれども、1月1日が基準なのだけれども、年度でというのは、そこででは3カ月ほどの差は出てくるということなのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大木市民生活課長。
- ○市民生活課長(大木多津子君) 実際に交付する年度のその前年度の1月1日現在の人口で、総務 省から示された国の全体の予算を割り振るものとあわせて、実際にマイナンバーカードが交付され た枚数や通知カードの実数に基づき計算をされております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 今の説明でいきますと、昨年は実質は、ここに上がっているのは600万円上がっているけれども、1,240万円だったと。今年は、当初示されたのが1,800万円だったということなのですけれども、1.5倍ほど上がっているのですが、マイナンバーの発行に関してが単価というか、基準ということであるならば、1.5倍ほど増えたということなのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大木市民生活課長。

- ○市民生活課長(大木多津子君) 実際には、マイナンバーカードの交付件数、枚数というのは1.5倍までは増えておりませんで、最初の始まった、制度が開始した当初の1年間につきましてはかなりの交付件数がありましたが、その後につきましては1年間に2,000件前後の交付となっておりますので、年度で増えているというわけでもございません。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 今わかったのは、マイナンバーに比例してこの交付金が来るのではないということがわかったのですけれども、何を根拠に国はお金を出して、そして私たち、栃木市はお金をシステム機構のほうに払っているのですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大木市民生活課長。
- ○市民生活課長(大木多津子君) 先ほどもお答えしましたとおり、総務省の省令に基づいて支払っているもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令というのがございまして、そちらに通知カードや個人番号カードの事務を委任するという規定が35条にございまして、37条のほうに「交付金として、市町村はその行わせることとした通知カードや個人番号カードの関連事務に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする」という規定がございまして、この金額についてはこの情報システム機構のほうが定款で定めるというところになっております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 私はこの個人番号というものに対して、国が勝手に私に番号をつけてくれているのですけれども、それは何番か知らないのですけれども、非常に問題のあるものだろうなとずっと思っていたのですけれども、今話を聞いても、結局このお金が国から出て一回私、栃木市に来て、栃木市から国の外郭団体に流れていくというトンネルがあって、その支払われるお金というものも明確な根拠がないというふうに今の説明だととれるのですけれども、定款に書いてあるから出すというだけのものなのでしょうか。だから、マイナンバーカードに対してとか人口1人当たりとかというような根拠となるようなものはあるのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大木市民生活課長。
- ○市民生活課長(大木多津子君) この定款というものが、ちょっと私も今詳しく資料がないのでお答えできないのですけれども、その定款に基づいているということで、そこに何か根拠が定められているというふうに解釈しておりますが、ただ支払いをするに当たっては、やはり会計のほうでも根拠資料を求められるのですけれども、その辺が情報システム機構のほうからは送られてきて、毎年送られてきておりませんで、支払いの際にはその辺を省令等の委託の協定等の資料を添付して支払いを行っているところでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。

○委員(内海成和君) ブラックボックスだなというのだけはわかったのですけれども、そういうもので私たちに番号を振られて、総務省の多分役人が天下りをするシステム機構というところがお金をもうけているのかなというふうには思います。廃止してもらいたいとは思いますが、市ではちょっとどうしようもないでしょうから、これ以上は追及はしませんけれども、わかったのは不可解なことが起こっているのだろうなというのだけはわかりました。

同じところなのですけれども、129ページの住基ネット業務端末等保守委託というのと、127ページの住民基本台帳ネットワークシステムと同じものがあると思うのですが、これは何か違いがあるものなのですか。

- ○委員長(古沢ちい子君) 大木市民生活課長。
- ○市民生活課長(大木多津子君) 一般的な住民基本マスターというものは、住民情報管理というものは、栃木市の中での住民情報等の管理を意味するものでございまして、住民基本台帳ネットワークシステムというのは、現在それぞれ自治体の持っている住民情報等を全国でネットワークでつないでいるというようなものでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) ちょっとマイナンバー関連で、私は端的に聞きますけれども、平成29年度は 個人番号カードはどのくらい新たに発行されているのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大木市民生活課長。
- ○市民生活課長(大木多津子君) お答えいたします。 平成29年度は、2,269件の交付でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) トータル的には、どのぐらい交付しているのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大木市民生活課長。
- ○市民生活課長(大木多津子君) お答えいたします。 平成30年8月末現在の最新の数字では1万3,792件発行してございまして、人口比にいたします と8.51%となっております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) なかなか交付が進まないという状況でありますけれども、余り市民が必要性 を感じていないということだと思うのですけれども、その辺の見解はどうなのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大木市民生活課長。
- ○市民生活課長(大木多津子君) お答えいたします。

やはりマイナンバーカードを持っていても、何か利便性を特に感じるとか、何かに使えるというようなものが今のところそれほどありませんので、今現在どのようなことに使えるかと申し上げますと、まずは本人確認の身分証明書、免許証と同じように公の身分証明書ということで使えるとい

うことと、あとは栃木市ではコンビニエンスストアで住民票、印鑑証明、所得証明、住民税決定証明書などの各種証明書の交付ができるということになっております。そのほかにも、栃木市では子育てワンストップサービスで保育所入所の手続や児童手当の申請等にも使えることにはなっておりますが、あと確定申告のe—Tax等にも使えるのですけれども、実際にはそういったものを利用する機会というのは本当に限られているということで、なかなか利便性を感じるような点がないということで、特にカード、番号というものは誰しもが既に振られてはおりますが、写真つきのカードをつくるというようなところまでは至らないのかと思います。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 国のほうでは、利便性を上げるように、いろいろなものに使えるように推進しているようですけれども、いろいろなものに使えるようになると、逆に個人情報の漏えいという問題が出てきますよね。その点では、私も内海委員と同様にこの番号制度反対ですけれども、国に対してもやめるように要求すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大木市民生活課長。
- ○市民生活課長(大木多津子君) 私どもといたしましては、やはり地方自治体の事務として国のほうの制度を推進していかなければならないという立場から、なかなかこちらを廃止してほしいというような要望を出すことは難しいと思いますので、こういったものはやはり皆さん住民や国民の皆様からの声を上に上げていただくことが一番適切な方法ではないのかと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) わかりました。運動を進めていきたいなと思います。本当に職員にとっても 大変な負担になっているというようなことを聞いていますので、そういった意味では、我々はそう いった方向で頑張りたいなと思います。

もう一つ、213ページに戻りますけれども、地域交通網形成計画策定事業費ということで、最近素案が出てきたところでありますけれども、この計画をつくるに当たって、市民のアンケートとか、そういった市民の声を聞いていると思うのですが、どういった声が上がっているのでしょうか。

- ○委員長(古沢ちい子君) 山市交通防犯課長。
- ○交通防犯課長(山市 進君) それでは、委員の皆様のほうには、先月素案のお示しをして簡単に ご説明をしたところでございます。お手元にもあろうかとは思いますが、一つは、行き先など利用 しやすい、わかりやすいダイヤの編成、あるいは蔵タクに関しましては土日運行についてのアンケート要望などが多い状況でございます。

わかりやすさ、これはいろいろあろうかと思います。どのバスに乗ったらどこに行けるのか、あるいはこのバスはどういうルートで目的地まで着くのか、目的地付近にはどういうものがあるのか、さまざまな内容のアンケート結果となっておったかと思います。

以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) こういった中で、計画策定する中で見えてきた課題、今市民の要望はこういったことがあるということでありますけれども、課題的にはどんなようなものがあると当局のほうは思っているでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 山市交通防犯課長。
- ○交通防犯課長(山市 進君) 市民の方からは、ふれあいトークや、あるいは議員の皆様を通して、 当課のほうにご意見、ご要望が寄せられているのは事実かと思います。皆様の要望に応える方向で 当課としては精いっぱいやっているつもりでございますが、一方で運行経費の増加という相反する ものが発生しております。つまり採算性のことが今後の課題にもなろうかと思います。これは、ふ れあいバスの収支比率の向上ということでありますので、ご理解ください。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。

以上です。

- ○委員(白石幹男君) 採算性というのは、これは民間業者ではできないところを公的な交通手段で補っているということであれば、採算性というのは度外視というか、福祉的な要素が運賃の面ではあると思うのですけれども、そういった点ではこれから高齢者がどんどん増えてきて、なかなか年金も下がっていくという中で、運賃のほうは負担を減らしていくというか、そういった方向であるべきだと思いますけれども、その点についてはどうでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 山市交通防犯課長。
- ○交通防犯課長(山市 進君) 確かにふれあいバス、蔵タクにつきましては、高齢者を初め、通学者などの交通弱者の足として今後も活用を目指すものでございます。また、ふれあいバスにつきましては、輸送量も蔵タクの比ではございませんので、このふれあいバスをいかに活用するか、これも大きな課題でございまして、これについて交通網形成計画の素案の中にもありましたが、どのような形で停留所まで高齢者などに集まっていただいて、いかにふれあいバスを使っていただいて目的地周辺まで行くというのがこれからの施策の課題にもなろうかと思っております。蔵タクについては、おかげさまで登録者数も2万人近くなっておりまして、年間相当の人数の方々に利用していただいていますが、実際車両台数にも限界といいますか、協力いただいている11タクシー事業者の車両数にも限りもありますし、本来のなりわいのタクシー業としてのこともございまして、そちらのほうの車両の増車などにも課題がございますので、やはり高齢者や学生などの足ということを視野に入れつつ、ふれあいバスの利用を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 関連で、213ページのふれあいバスのことなのですけれども、これは導入するときはそういう地域の足を確保するということで、国交省が多分半額ぐらいの助成金を出してい

たと思うのですけれども、それでそれに乗って路線を増やしていったというのはいいのですが、それが今となっては3億円のお金を市が単独で出しているという状況になっていますが、これができる前に福祉バスというものを、これは栃木市でしたけれども、走らせていました。これは、年間400万円、400万円ちょいで走っていたと思うのですけれども、そういう意味ならば、この10路線400万円、市が職員雇ってですけれども、やったら4,000万円で済む。今となっては4,000万円では済まないかもしれない、倍かも、3倍かもしれませんけれども、そうすると、でも1億1,200万円で運行できると、これ民営化をして経費が浮くとかいう全く逆なことのいい事例だろうなと私は思っているのですけれども、そういうものもありますので、この交通計画を立てるときとかというのに、そういうふうに逆に民間委託ではなく直営でやっていくという選択肢というものは考えられないでしょうか。

- ○委員長(古沢ちい子君) 山市交通防犯課長。
- ○交通防犯課長(山市 進君) お答えいたします。

確かに以前は、福祉バス、経費が400万円程度ということで運行していたようでございますが、 調べてみますと、福祉バス、ちょっと回答が長くなりますが、お許しください。福祉バスよりまず は経費が増加している理由を申し上げます。

現在新しい公共交通計画を策定しており、交通網計画、費用対効果を高めるため市内中心部での 競合を減らす運行を実施したいと素案の中では考えております。どのように運行したいかと申し上 げますと、朝夕の通勤、通学は栃木市街地への運行、または日中の時間帯は買い物など近場利用が 多いため、地域内を運行するなどの各地域の需要に応じた路線を設置したいというふうにまずは考 えております。よくエアバスだなんてやゆされることを耳にすることもございますが、朝方につい ては、結構市内の高校生などが場合によっては立ってまで乗車しているのも見受けられるのも事実 でございますので、そういうものを含めてまずは考えております。

次に、福祉バスでございますが、運行を曜日で分けて便数も少なく、車両費もなかったというふうに聞いております。旧栃木市で運行していた福祉バスでございますが、大宮、国府は月曜、水曜、皆川、吹上は火曜、金曜、栃木は木曜日と日曜日で、ルートを分けて運行していたと聞いております。運行エリア、便数も少なく、各地区1日行き2便、帰り2便の4便、車両も既に持っていた車両を使用していたと伺っております。

それでは、福祉バスの事業費にはどのような形で運行していたかと申し上げますと、聞いたところですと臨時職員2名の人件費のみで、正職員1名の人件費はその400万円程度には含まれていなかったというふうに伺っています。現在の運行……

- ○委員長(古沢ちい子君) 申し上げます。端的にお願いいたします。
- ○交通防犯課長(山市 進君) わかりました。

平成28年1月に軽井沢で起こったバス事故などもありまして、さらなる安全確保を図るため運行

管理者の増員が必要となっておりますが、いずれにしましても従前行っていた福祉バスでは大量の 需要に応えることができませんので、今現在のふれあいバスであり、蔵タクをさらに充実させたい と考えております。長くなりました。失礼しました。

○委員長(古沢ちい子君) 申し上げます。答弁のほうも大変丁寧に答弁いただいてありがたいのですけれども、端的に明快にお答えいただきますようにご協力をお願いいたします。

それでは、引き続き内海さん、関連、いいですか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) 大丈夫ですか。

質疑いかがですか。総務費中。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ないですか。

ないようですので、2款の質疑を終了といたします。

次に、3款民生費中、所管関係部分の質疑に入ります。226ページから255ページであります。 内海委員。

- ○委員(内海成和君) 227ページで、真ん中から下の辺で人権同和対策委託費というのがあるのですけれども、民間団体へということで1,000万円、その下に人権同和団体補助金というふうになっているのですけれども、このまず上の内容というものを教えてください。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大山人権・男女共同参画課長。
- ○人権・男女共同参画課長(大山 勉君) お答えします。

まず、委託費のほうになります、上の段ですが、合計で1,037万2,000円のものになっておりますが、委託先につきましては部落解放同盟栃木市協議会に709万5,000円、部落解放愛する会栃木市協議会に247万7,000円、NPO法人人権センターとちぎというのがあるのですが、これについては職員等の人権の研修のための講師派遣を委託しております。上記2つの団体に対しての委託の内容につきましては、主に各種人権啓発の活動、それから人権のための相談や指導、実態調査などを委託しております。

そして、その下の人権同和対策補助金のほうにつきましては、内容が部落解放同盟栃木市協議会に284万4,000円、部落開放愛する会栃木市協議会に101万6,000円でありまして、こちらに対しましては団体の運営にかかわる補助金ということになります。

簡単には以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) では、委託費のほうで、ただ給付するというのではなくて、何かの事業をお願いしているとかという形なのだろうなと思うのですけれども、それでよろしいですか。それで件数もわかればお願いいたします。

- ○委員長(古沢ちい子君) 大山人権・男女共同参画課長。
- ○人権・男女共同参画課長(大山 勉君) お答えします。

件数という言い方ではちょっとないのですけれども、まず内容的には、大きなものとしては人権セミナーというものをまず委託しておりまして、そちらについては著名な方を呼んでいただいて、各種、毎年毎年テーマは違うのですけれども、それで人権啓発をしていただくと。それから、また地域の交流事業みたいなものもやっていただいておりまして、子供たちを集めて地域の人たちとの交流を行ったり、あとは地域の大人たち同士も含めてですけれども、交流事業を行ったりとかということで、参加人数とかは結構、詳しくは事業ごとになってしまうので、これもかなり時間が、一つ一つ説明すると物すごく時間かかるので省略させていただきたいと思うのですが、内容的にはそういったもので委託をしております。

- ○委員長(古沢ちい子君) ほかにいかがですか。 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 関連で。この下の、全体的に人権同和対策としては隣保館運営なんかも入っていると思うのですけれども、隣保館相談事業費ということでありますが、相談の内容件数というか、件数と内容はどういうふうな内容になっているのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大山人権・男女共同参画課長。
- ○人権・男女共同参画課長(大山 勉君) では、お答えします。

内容的には、人権に直接かかわるものというのはやはり少なくて、人権侵害というのは少ないのですけれども、主に生活相談、相談窓口という形で開設していることもありますので、生活相談とか職業関連の相談、家族や家庭に関係する相談、それから財産や遺産問題に関する相談、近所のトラブル等、あと税金の問題等とかという相談が多くなっております。

合計が、大平隣保館で相談を受けている、大平隣保館のほうは弁護士相談も実施しておりまして、 弁護士相談のほうが31件受けております。生活困り事のほうが18件です、合計で。大平隣保館が相 談受けているのが合計で49件、それから同じ隣保館として厚生センターという栃木にある隣保館が あるのですが、そちらについては一般的な生活相談等を合わせて53件の相談が昨年1年間でありま した。

以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) そうしますと、人権に関する相談ではなくて、一般的な生活相談という形に なっているということでよろしいのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大山人権・男女共同参画課長。
- ○人権・男女共同参画課長(大山 勉君) 人権侵害を受けたという相談はまれです。人権に絡んで 近所とのトラブルとかということで、人権ということになると幅が広いものですから、人権の窓口

に相談に来るという事例が多くなっているということになります。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 人権の問題というのは大切なことだと思うのだけれども、これは同和対策という形で相談窓口もやっているということなのだけれども、そういった事業の意味としては同和に特化した予算というのはもうなくしてもいいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大山人権・男女共同参画課長。
- ○人権・男女共同参画課長(大山 勉君) 委員のおっしゃられるとおり、同和対策審議会の答申等 や同和対策特別措置法からも切れてかなり年数もたっております。同和という言葉自体も行政がつくったような言葉でございますので、今後委託しているのも同和にかかわる問題だけではありませんので、そこら辺については予算等も含めて今後検討させていただきたいと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかに質疑いかがでしょう。 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 229ページなのですが、上から2行目、男女共生大学開催事業費なのですけれども、ちょっと内容をお願いします。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大山人権・男女共同参画課長。
- ○人権・男女共同参画課長(大山 勉君) 男女共生大学のほうは、男女共同参画を進めるために自分たちが進んでそれを進めていこうという人たちを育てるというような大学、大学という言い方をしているのですが、でありまして、出てきていただいた方には男女共同参画を進めるために必要な知識とかを得ていただくために開催している大学でありまして、全8回、年間通して8回の講座を、さまざまな講座を設けて開催しております。それに出ていただいた方には、さまざまに地域に戻って男女共同参画を進める役割を担っていただくというような会議というか、大学であります。
- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 昨年の実績ですけれども、年齢はどのぐらいの幅があるのか、あと男女の数 を教えていただければありがたいなと。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大山人権・男女共同参画課長。
- ○人権・男女共同参画課長(大山 勉君) 済みません。人数は把握しているのですが、年齢比等は ちょっとここでは出てこないので、ちょっと調べさせてください。済みません。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかに質疑……

〔「人数」と呼ぶ者あり〕

○人権・男女共同参画課長(大山 勉君) では、人数だけでよろしければ。合計のほうがよろしいですか。合計で延べ人数206名が8回の講座で参加しております。

[「ありがとうございます」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 続けて済みません。231ページの上から12行目、行旅死病人救助費というのがあるのですが、これ昨年人数は何人ぐらいですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 島田生活福祉課長。
- ○生活福祉課長(島田林治君) お答え申し上げます。 昨年度行旅死病人取り扱いは5件であります。
- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) この場合は、亡くなった方とかそういうことですよね。この経費については、 国とか県からの助成金はあるのですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 島田生活福祉課長。
- ○生活福祉課長(島田林治君) お答え申し上げます。

行旅死亡人の費用は、遺留金をまず充てるということになっておりまして、遺留金、亡くなった 方が持っている財産といいますか、お金、現金等があれば、まずはそれを費用に充てていただいて、 足らない分をこの救助費のほうから出すという形になっておりまして、不足する市のほうで出した 分については、全額県費負担ということで県のほうで出していただいております。

〔「わかりました。ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 229ページで、社協への補助金を出しているのですけれども、これの根拠というのは何なのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) お答え申し上げます。

栃木市社会福祉協議会に対する補助金につきましては、昨年度1億2,742万円支出させていただいたわけでございますが、これは市の社会福祉協議会から正職員、あと臨時職員、あとさまざまな事業費等について見積もり等を徴しまして、それに基づいた補助金の支出を行っているところでございます。

以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 職員事業費、事業費と、社協というのはたくさん市から事業委託を受けているのですけれども、それでもある意味足りないということなのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) お答え申し上げます。

先ほど申し上げた事業費でございますが、これについては業務を委託して、市から業務委託料と して社会福祉協議会に支払えるもの、それについては当然補助にはなりません。補助対象にはなり ませんが、重複してしまいますので。それ以外の例えばボランティアセンター事業費ですとか、あと法人運営に係る事務事業費等、どちらかというと、いわゆる純然たる福祉サービスという部分での事業費に対する補助ということで支出をさせていただいております。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) これだけのお金が入っていて、社協自体も自治会を通じて募金を集めているというところがありますので、社協が一番の能力を発揮できるというのは半官半民だという立場で行政ができない、ずうたいがでかくてできないことを半民である社協でいろいろ福祉政策をやっていくと、それでいいものは行政のほうに返していくと、それを行政が制度化していくというものがありますので、ぜひ社会福祉協議会のほうにもそういう本来の目的というものを認識してもらうように、そしてなかなか市ができない部分をやってもらって、いいものを取り入れるというふうな意識を持ってもらうように、指導ではないですけれども、お願いをしていってほしいと思いますが、お願いできますでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) 内海委員おっしゃるとおりでございまして、今後市と市社会福祉協議会、それぞれ業務内容等についてはお互い精査しながら取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(古沢ちい子君) 浅野委員。
- ○委員(浅野貴之君) 231ページの上から6項目め、戦没者遺族等補助事業費について遺族連合会への補助金ということなのですが、中身についてお伺いできればと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) 現在栃木市におきましては、それぞれの旧合併市町で遺族会が設けられておりました。その遺族会を束ねる部分のところで遺族連合会という組織が市一本で統一されておりまして、その遺族連合会に対する補助金ということで、補助金につきましてはそこに所属をしている会員の人数に対して幾らという形で計算をして、それぞれ補助金を出すような形をとっております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 浅野委員。
- ○委員(浅野貴之君) ありがとうございます。会員数についてお伺いできればと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) 全体の会員数が1,472名、栃木地域が476名、大平地域が276名、藤岡地域が202名、都賀地域が182名、西方地域が136名、岩舟地域が200名というような形になります。
- ○委員長(古沢ちい子君) 浅野委員。

○委員(浅野貴之君) ありがとうございます。

会員の皆さん、かなり高齢化されていますよね。高齢化への対策というのは何かされているので しょうか。

- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) これにつきましては、遺族連合会の総会等でもかなり話題になっておりまして、なかなかこれまで行われてきた事業が行えないという、そういう状況になってきています。なかなかこれはという決め手となる施策というものが打ち出せていない状況ではありますが、例えば全日本の日本の遺族会のほうでは、遺族というのはある意味お孫さんとかひ孫さんも遺族になるわけで、そういう部分のところで遺族会に青年部をつくったらどうかとか、女性の少し活躍を求めたらどうかとか、そんなような意見等も出ておりますので、それらの部分も含めて検討しているのですが、正直なかなか今時点でこれは有効という取り組みというものが見出せていない、まだ少し両者で研究中というような、そんな状況でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 浅野委員。
- ○委員(浅野貴之君) ありがとうございます。

要望になりますが、最終的には遺族会は高齢化になっていくと慰霊祭が行えないと、結果的には 平和のとうとさが伝えられないということになりますので、この遺族会の高齢化への対策を要望さ せていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○委員長(古沢ちい子君) ほかに質疑いかがですか。 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 231ページなのですけれども、臨時福祉給付金ということで、これの執行率 というか、本来何人受け取る人がいて何名受け取ってという数字のところ、実績、これをお願いし ます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) お答え申し上げます。

臨時福祉給付金につきましては、1人当たり1万5,000円の給付でございまして、2万4,004人、合計3億6,006万円の支給をしたところでございます。これにつきましては全額国庫補助ということで10分の10補助となっております。

以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 昔の景気対策ということで、一時金を全世帯に出すということがあって、それ壮大なばらまきを過去にもやっているのですけれども、これはたしか消費税のということで、低所得者向けのものだったと思うのですけれども、本来ならば、いうなれば過去は壮大なばらまきをやったときも99%ぐらい、1%の人は要らないよと言ったのですけれども、今回の場合は何人、対

象者が何人で、受け取った人が2万4,004人だと思うのですけれども、対象者というのは何人だったでしょうか。

- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) お答え申し上げます。

基本的に対象となられる方は、平成28年度市民税の均等割が課税されていない者ということで、 生活保護受給者は除くのですが、先ほど申し上げた2万4,004人の方が受け取られたわけなのです が、私どもで、福祉総務課のほうで認識している限りにおきましては、辞退をされた方はないとい う認識でございますので、対象者は全員受給されたというふうなことで理解をしております。 以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) ごめんなさい。理解をしているというか、なかったというふうにとってもいいのですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) 対象者におきまして、漏れなく全員が給付金の申請をされたという ことではありませんので、そういう意味では、申請却下というのはありませんが、該当される、要 件を満たしていれば、支給は100%こちらで支給したということでありまして、実際対象者に対す る受給者の比率というのは、数字はちょっと持ち合わせておりません。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 私が聞きたかったのは、対象者という形で申請された方が2万4,004人いて、その方には全部配ったということなのでしょうけれども、100%ということはあり得ないと思うのですけれども、なぜならばその間に亡くなったりとか、いなくなったりとかいうことがあるので100%にはならないのですけれども、その対象者を把握していないということがちょっと問題なのかなと思うのですが、今わからないだけですか、それは。この場でわからないということですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) この件につきましては、後ほどちょっとお時間いただきまして、改めて回答させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほか質疑に行きます。 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) では、やっぱり231ページで、重度心身障がい者医療費助成事業費ということで、平成29年度から現物支給になったということでありますよね。かなり、決算額が平成28年度よりも増えているようですけれども、やっぱりこれは医療費が増えたということで理解してよろしいのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 間中保険医療課長。

○保険医療課長(間中正幸君) お答えいたします。

重度心身障がい者医療費助成につきましては、本年度決算額が給付額にいたしまして約3億3,900万円でございましたが、平成28年度決算額が約2億3,800万円でございましたので、約1億100万円ほど増加しております。重度心身障がい者の登録自体はそれほど増加しておりませんので、純粋に助成件数が増加したということでございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) といいますと、やはり今までは償還払いということで、申請をしなかったり した人たちがかなり医療給付費、これからすると1億円ぐらいは償還手続しないで戻らなかったと いうことで理解してよろしいのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 間中保険医療課長。
- ○保険医療課長(間中正幸君) 償還払いの申請の手続をそもそもされなかったのか、ただ単に窓口 負担がなくなったということで医療機関に受診しやすくなったのかまではちょっと把握しておりま せんが、多分窓口負担がなくなったということで医療機関の受診がしやすくなったということでは ないかというふうに理解しております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 現物給付にすると国のペナルティーがあるということで、なかなか実現しなかった経緯もあるのだけれども、この医療給付費の中にそのペナルティーがある部分が入っているというふうに考えてよろしいのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 間中保険医療課長。
- ○保険医療課長(間中正幸君) いわゆるペナルティーにつきましては、この医療費助成事業とは全く別個でありまして、国保特別会計のほうで国から交付されます療養給付負担金がペナルティーという形で減額をされるということになります。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) わかりました。では、国保のほうが厳しくなるということになると思いますけれども、純粋にこの医療給付費というのは、窓口無料にした分は実際にここに3億3,900万円ほどが助成されたということで考えてよろしいわけですね。
- ○委員長(古沢ちい子君) 間中保険医療課長。
- ○保険医療課長(間中正幸君) おっしゃるとおりでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかに。次行ってしまっていいですか。関連。 梅澤委員でいいですか。
- ○委員(梅澤米満君) 233ページなのですけれども、真ん中辺に障がい者等輸送サービス事業費というのですが、この内容を少しお願いします。
- ○委員長(古沢ちい子君) 吉澤障がい福祉課長。

○障がい福祉課長(吉澤洋介君) お答えいたします。

この移送サービスは、蔵タクは市内の運行でございます。どうしても市外の大学病院であるとか、 市外の施設に短期入所に行くというような場合の移送の足として、福祉有償運送という事業を使っ て社会福祉協議会が運営をしているもの、それについて補助をしているものでございます。 以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 昨年度の実績みたいのがあるのか、済みませんが、教えてください。
- ○委員長(古沢ちい子君) 吉澤障がい福祉課長。
- ○障がい福祉課長(吉澤洋介君) 運行日数が213日で、登録者数が147人の方がいらっしゃいます。 あと、この事業費の中には扶助費もありまして、いわゆる市外の病院に行くことになりますので、 市内を走っている距離が長い場合に、キロ当たり100円という運賃設定でございますので、市内の 走る距離が長い方は、そのまま100円で取ってしまうと高額になってしまうということもあって、 市内を走る距離数について市が、本人が負担するべき分を扶助しているというような形でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 障がい者は負担というのは全然しないでいいのか、それとも何ぼか負担する のか、割合的なものがあれば教えていただきたい。
- ○委員長(古沢ちい子君) 吉澤障がい福祉課長。
- ○障がい福祉課長(吉澤洋介君) 先ほど申し上げましたとおり、福祉有償運送というのは運営協議会というところをとおって、それで国土交通省の陸運局に事業者の登録をしていることになります。その際に、1キロ当たり100円という料金設定、これはいわゆる一般のタクシー運賃の半額程度になるというようなことが条件として認められる登録事業者でございますので、キロ100円というのが利用者の方が負担する金額でございます。

ただ、市内を走る距離については、市内を走る距離が長い方と、あるいは例えば壬生町の獨協医科大学病院に行くのに、壬生町に近い方ですと非常に走る距離が短いということになりますので、そこをなるべく市内の方均等になるようにという配慮をしております。

- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 登録者数というのはどのぐらいあるのですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 吉澤障がい福祉課長。
- ○障がい福祉課長(吉澤洋介君) 147名でございます。これは障がい者だけではなくて、いわゆる 要介護度が重い高齢者の方も含んでの登録人数でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 蔵タクではないのですけれども、登録しているところがどのぐらい。

- ○委員長(古沢ちい子君) 吉澤障がい福祉課長。
- ○障がい福祉課長(吉澤洋介君) この事業に使う車の登録台数は3台でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(古沢ちい子君) 次に、浅野委員。
- ○委員(浅野貴之君) 255ページの生活保護費支給費についてお伺いいたします。平成29年度の生活保護の申請件数をお教え願います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 島田生活福祉課長。
- ○生活福祉課長(島田林治君) 平成29年度の相談件数ですが、593件です。593件のうち申請が163件、 開始が148件、取り下げ、却下が15件、廃止が152件というふうな状況になっております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 浅野委員。
- ○委員(浅野貴之君) ありがとうございます。平成28年度ですか、平成28年度はいかがでしたか。 前年度と比較して。
- ○委員長(古沢ちい子君) 一応平成29年度なので。 浅野委員。
- ○委員(浅野貴之君) ありがとうございました。
- ○委員長(古沢ちい子君) 平成29年度決算。対比。

〔何事か呼ぶ者あり〕

- ○委員長(古沢ちい子君) ですよね。平成29年度の決算です。 浅野委員。
- ○委員(浅野貴之君) 比較をしたかった、済みません、調べればよかったのですけれども、要する に働けなくてどうしてもという方は別として、そのほかにもいらっしゃるような形の社会復帰を促すような取り組みなんかについてはされているのでしょうか。なるべくもらわないようにすると。
- ○委員長(古沢ちい子君) 島田生活福祉課長。
- ○生活福祉課長(島田林治君) お答え申し上げます。

基本的に生活保護受給に関しましては、他法他施策優先というふうなことになっておりますので、活用できる資産とかそういうものがあれば、まずは活用していただく、他の制度とかで活用できる制度があれば、その制度のほうをご案内したり等して利用していただくような形になっておりますので、あとまた生活保護に至る前の段階の生活困窮者の自立支援ということで、社会福祉協議会のほうに委託しております自立相談支援事業というのもありますので、その中での活用とかも図りながら、ハローワークさん等々とも連携をしながら進めているところでございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 関連でよろしいでしょうか。生活保護のことも聞こうと思っていたのですけ

れども、平成29年度の支給保護世帯というのはどのくらいになっていますでしょうか。

- ○委員長(古沢ちい子君) 島田生活福祉課長。
- ○生活福祉課長(島田林治君) お答え申し上げます。

平成30年の3月末現在、生活保護世帯数が1,181世帯、保護人員が1,481人、人口1,000人に対する保護率というものがありまして、それは9.42というふうになっております。ちなみに、平成29年の4月1日現在が1,178世帯、1,504人、保護率で9.51、平成28年の4月1日時点でありますと、保護世帯数が1,142、保護人員が1,493人、保護率が9.39というような状況でありまして、平成29年末ぐらいまでは若干増えているような状況でありました。

以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 平成30年3月では若干減っているというようなことかもしれませんけれども、 世帯的には、世帯数は増えているのですよね。ただ、そうすると一人世帯というか、高齢者の一人 世帯みたいなのは増えているというふうな認識でよろしいのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 島田生活福祉課長。
- ○生活福祉課長(島田林治君) お答え申し上げます。

世帯的にはやはり高齢世帯が増えていまして、高齢世帯が保護の受給世帯の中では55.5%ということで増えていまして、うち単身ですと50.3%というような状況になっております。最近の状況ですが、やはり高齢単身者からの申請というのが増えているような状況でありますので、世帯的にはどうしても、世帯の人員的には単身者が多いということになりますので、人数的には減ってきているというような状況です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 保護率というのは全国的からすると、栃木市、栃木県もそうなのですけれど も、平均以下なのかな、そういう状況になっているのではないかと思うのですけれども、そこら辺 の順位というか、そこら辺どうなっているのですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 島田生活福祉課長。
- ○生活福祉課長(島田林治君) お答え申し上げます。

済みません。ただいま大体何番目というような具体的な数字は持っていないのですが、以前ちょっと私のほうで認識している範囲ですと、35番、全国的に三十五、六番目ぐらいの順位だったと思います。比較的やはり北関東、茨城、群馬等々も大体同じような順番になっています。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 一概に受けづらくしているということではないと思うのだけれども、やっぱり所得とかも関係していますから。

あと1,181世帯の、平成30年3月時点で1,481人ということですけれども、やっぱりいつも聞いて

いるのですけれども、親身な相談に乗っていくにはケースワーカーの増員が必要なのではないかと思うのですけれども、平成29年度も増員はされなかったということでしょうか。

- ○委員長(古沢ちい子君) 島田生活福祉課長。
- ○生活福祉課長(島田林治君) お答え申し上げます。

平成29年度ケースワーカー12名ということで、法律に定めます基準数で行くと80世帯に1人というような計算ですので、2名から3名程度不足しているような状況でありました。平成30年度職員課のほうで配慮していただいて、1名増員ということになりましたので、平成30年度はケースワーカー13名ということになっております。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 関連でお尋ねします。保護法というもの、生活保護法というものは保護と自立ということで、ここで上がってきている項目を見るならば、保護のほうの数字は上がってきて、金額は上がっているのです、項目は上がっているのですけれども、自立に関するほうの施策というものは何かあるのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 島田生活福祉課長。
- ○生活福祉課長(島田林治君) 生活保護受給者の自立につきましては、いろんな他法他施策等々も利用していただく、年金受給等ができる方については年金受給について指導したりということもしておりますし、あと稼働年齢層と呼ばれます65歳未満の方については、就労相談員等もうちのほうに配置しておりますので、就労相談員等を活用しながら、またハローワークさんとも協力しながら就労に向けた支援を行っております。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほか質疑いかがですか。 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 235ページの中ほどの敬老事業費なのですが、敬老の祝金にかかわる人数と 金額を、済みませんが、一度聞いたかどうかわかりませんけれども、お願いします。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) 平成29年度の決算ベースで敬老祝金ということになりますと、まず85歳の方が1,144名、90歳の方が685名、95歳の方が220名、100歳ちょうどの方が33名、101歳以上が54名、それぞれの年齢区分で額が若干違ってまいりますけれども、全額合計いたしますと総支給額で3,774万円です。
- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) そのほかに 1 人1,000円配っているかなと思うのですが、その数をお願いします。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) 今のご質問につきましては、各地域の自治会や老人クラブ

等が行ういわゆる敬老会に対する助成ということかと思いますけれども、平成29年度は交付団体数 434団体、金額にして1,439万円になります。

- ○委員長(古沢ちい子君) ほか質疑いかがですか。 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 233ページの地域活動支援センター事業なのですが、栃木は複数あったと思いますが、何事業所でしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 吉澤障がい福祉課長。
- ○障がい福祉課長(吉澤洋介君) お答えいたします。
 栃木は、NPO法人蔵の街たんぽぽの会さんとNPO法人蔵の街ウエイブさんの2カ所でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 藤岡は何カ所でしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 吉澤障がい福祉課長。
- ○障がい福祉課長(吉澤洋介君) 藤岡は、藤岡地域活動支援センター1カ所でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 藤岡の委託料というものがちょっと高いような気がするのですけれども、栃木と同じぐらい、2カ所なのですが、栃木は。この要因というものは何なのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 吉澤障がい福祉課長。
- ○障がい福祉課長(吉澤洋介君) お答えいたします。

こちらの地域活動支援センター、栃木につきましては、先ほど申し上げました 2 法人に 1 人当たり 1 日の単価4,500円でお願いをしている事業委託の形態でございます。それから、藤岡及び都賀につきましては、もともとの公設の地域活動支援センターということで、社会福祉協議会に指定管理者制度で委託をしているものでございます。あと大平の地域活動支援センターほほえみ館につきましては、やはり公設ではございますが、社会福祉法人すぎのこ会に指定管理をしているものでございます。

ご質問のありましたその藤岡と栃木の差というのは、指定管理の建物の管理料も含めてという委託と、それから藤岡の地活センターにつきましては、単独で非常に町なかから離れているというところで、しかも重度の高度援護の利用者の方がいるということで、職員が3名常勤ということで、いわゆる同じ指定管理である都賀や大平と比して若干高い金額となっております。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 建物管理とかも含めてということなのですけれども、実質的に、それなりのことが行われていればいいのですが、ここだけ高いというものに関しては少し問題があるのかなという気もしないでもないですが、実際現場を見られてどういうふうに感じられますか。

- ○委員長(古沢ちい子君) 吉澤障がい福祉課長。
- ○障がい福祉課長(吉澤洋介君) 内海委員のおっしゃるとおり、私ども正直感じたことがありまして、ちょうどこの藤岡と都賀の地域活動支援センターに関しまして、今年で指定管理の協定年度が終わって、来年度から新たな協定を結ぶという今手続をしているところでございます。やはり障がいの特性上公募でほかの指定管理者になってしまうと指導員もかわってしまうということもあって、影響が大きいものですから、栃木市社会福祉協議会を公募によらない選定で考えてございます。都賀の場合は、都賀の社会福祉協議会の支所と同じ建物にいるということで、地域活動支援センターの専任職員は2名、設置基準上人員配置2名配置が基準として求められていることから、仮に職員が休んだときは社会福祉協議会の支所の職員がそこに応援に入れるという体制でございます。ただ、藤岡に関しましては、地域活動支援センターが単独の建物ということで、社会福祉協議会の藤岡支所と離れているということで、なかなか応援の職員が入るということが難しいので、またなおかつ強度行動障がいの利用者の方がいるということで3名が配置になっているということでございます。なお、来年度以降の指定管理の協定の条件としまして、そこら辺の人件費部分をなるべく同じ法人、社会福祉協議会でございますので、似たような額に合わせるような協議を今していると

以上でございます。

ころでございます。

○委員長(古沢ちい子君) よろしいですか。

では、ここで暫時休憩をとらせていただきたいと思います。

(午後 2時18分)

○委員長(古沢ちい子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時30分)

- ○委員長(古沢ちい子君) 大山人権・男女共同参画課長。
- ○人権・男女共同参画課長(大山 勉君) 先ほど男女共生大学の受講者数の男女別と年代別のところを保留させていただきましたが、内訳がわかりましたのでご報告させていただきます。

平成29年度は全部で51名で、男性が7人、女性が44人、年齢別に申し上げますと、50代が女性ばかりで5人、60代が男4人の女22人で合計26人、70代が男3人、女12人で15人、80代が5名ということで51名の合計ということになっております。

- ○委員長(古沢ちい子君) 渡辺福祉総務課長。
- ○福祉総務課長(渡辺健一君) 先ほど臨時福祉給付金、経済対策分給付事業費に関しまして、受給者2万4,004人ということで申し上げまして、それで対象者が何名であったかということで内海委員のほうからご質問あった件でございますが、臨時福祉給付金の通知発送件数、したがいまして純

然たる対象者ということではないのですが、非課税者で対象者となるであろうということを広く通知しまして、その人数が2万8,795人、したがいましてこの通知発送件数に対する受給者数は2万4,004人でございまして、通知発送件数に対する受給者の割合は83.36%という数になります。以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 引き続き質疑を続けていきます。 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 237ページの介護人材緊急確保対策事業費ということで39万円出ていますけれども、この事業内容を教えていただきたいと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) ご承知のように介護人材難になっておりますので、介護人材をサポートする、いわゆる施設等で働く職員をさらにサポートするあったかいご員という、いわゆる生活支援のサポーターを養成する講座を行った経費でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) そうしますと、サポーターということで、実際は介護士なり、そうした資格 を取るという形の講座ではなかったということでよろしいのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) あくまでも施設等につきましては、無資格でもまず働くことは可能でございますので、市とすると入門編的な、いわゆるサポーターの部分のところの役を担っていると。さらに、市内の各関係施設等で構成しておりますあったかネットという組織がございますが、こちらのほうでケアマネジャー等のいわゆる有資格、専門職の資格支援というものを行っている、そのような役割分担をしております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 介護人材自体を不足しているという、全国的にも。そこら辺を積極的な市が 支援するなり、そういったことが必要ではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) おっしゃるとおりでございまして、市ではこのほかにも、 市内にございますマロニエ医療福祉専門学校の介護福祉学科の生徒等についての助成も行っており ますが、たまたまこの平成29年度につきましては実績がなかったということでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) そうですよね。申請件数ゼロ件となっているので、ここら辺何が問題なのかちょっと、問題点というか、そこら辺はどう思っているのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) 実は、介護福祉の専門学校は、そもそも高校を卒業して新

採で入る人数が大体マロニエ専門学校で六、七人という現状になってしまっております。そういう部分のところの中で、その中でさらにこの入学金の助成であるとか、就職支度金の助成という部分のところの対象ということなので、今回はゼロ件という形になっておりますが、入学金等、あるいは就職支度金で市も支援もするのだということを学校側にも積極的にPRをしていただいておりますので、今後は増えていくものと考えております。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) これは、マロニエ専門学校に対する補助という形ですけれども、いろいろそのほかにも養成する機関というか、ありますよね。そういったところ、そういったところというか、介護関係職につきたいという方に対しての支援というか、そこら辺も必要なのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) まずは、市内にございます専門学校の支援というところが 優先かということでこの事業取り込んでおりますけれども、いずれやはり市内の事業等で人材不足、 そういうものが顕著になった場合には、それ以上の手を打っていかなくてはならないというふうに は思っておりますので、第2、第3の手だてとしてご提言のことも含めて検討してまいりたいと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかに質疑いかがでしょうか。 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 243ページの一番上なのですけれども、子育て支援マイサポートチーム事業 費ということで、専門職員が3名だったかなと思うのですけれども、その内容についてちょっとお 願いします。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) ただいまの質問についてお答え申し上げます。 マイサポートチームという事業につきましては、基本的にこどもサポートセンターで行っております事業でありまして、発達に偏りがあるとか、精神的にお母さんが子育てで参っているとか、そういった方々を含めて妊娠して出産から18歳までということで、その方々のライフステージに合わせて専門員は教職員の○B3名の方と臨床心理士1名で事業に当たっております。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほか質疑いかがですか。 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 241ページの学童保育事業費ですけれども、今学童保育支援員の数というのは何人なのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 平成29年度の実績によりますと、指導員は131名でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) この人たちの勤務体系というのですか、それはどういうふうな形になっていますか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 市の臨時職員として任用しております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 何時から何時、何時間働いているかということであります。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 申しわけございません。基本的には放課後ということなので、 学校が終わった時間から、下校時から6時までというのが基本でありまして、延長保育というのも ありますので、延長は午後7時まで1時間延長してやっております。

基本は、その形態の中でその方の就労しやすい形態を考えていただいて、週4であったり、週5であったり、4時間であったり、5時間であったりという方々に働いていただいております。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) なかなかやっぱり支援員という形で専門性も必要だと思うのですけれども、こういった勤務形態だと、下校時から延長保育があっても7時ということですと、1日4、5時間の勤務ですよね。そうしますと、賃金も安いのではないかと思うのですけれども、大体平均どのくらいになっているのでしょう。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 申しわけございません。ただいまのご質問の意図というのは、 多分個人の方の平均ということかとは思いますが、基本的に一番、教職員とか保育士とか、お持ち の方は有資格者として採用させていただいているので、その方々については時給で1,084円で、無 資格の方で子育てをされている方であればというのもあって、子育てされていない若い方もいらっ しゃいますけれども、そういった方は時給850円、そのかわりこの間、前回の議会でもお話しした かと思うのですが、5年というか、経験を積んでいただいて、県のほうの放課後支援員ということ で認定をされれば、有資格者として1,084円として時給を上げて任用している状態になります。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) わかりました。

あと、その学童保育の規模というか、大体何人扱っているというか、そういうのはわかりますか。

- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) ただいまのご質問ですけれども、平成29年度の実績、在籍児童としますと1,396名、平成28年、前年度比にしますと、前年が1,222人でしたので、174人が児童は減っているということになります。

- ○委員長(古沢ちい子君) ほか質疑いかがですか。 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) そうしますと、減っているということですけれども、大体1クラス、40人前後というところですけれども、そういった超えているというか、ところは何カ所ぐらいあるのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 済みません。ただいまの先ほどの答弁をちょっと変更させてというか、訂正をさせていただきたいのですけれども、先ほど1,396名と言いましたのは、公立公営の部分だけでございまして、栃木市の全部、公設民営と民設民営部分を合わせますと1,966名の方が学童保育を使っていらっしゃいます。その前年度は1,544人ですので、422人の方が、児童は少なくはなっています。

今ご質問の待機児童ということに関しては、7月、夏休みまでには数人ちょっと、複数名はおるのですけれども、夏休みまでには解消させていただいて、基本的には待機児童はおりません。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 学童保育をやっている公立公営も含めてかなり、公設公営が37、これ主要事業報告書を見ると、公設民営が7、民設民営が6カ所ということだと思いますけれども、そういった中でやっぱりガイドラインとしては40人前後、40人、一クラス、そこら辺が適当だろうとなっているのですけれども、その点については超えているというか、学童保育というのはかなりあるのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 委員おっしゃるとおり40人を超えて学童保育事業を行っている ところは多々あります。ただ、施設的に施設の面積として扱えるという観点ではその分は超えてい ないような形で保育をさせていただいております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 1人当たりの基準というか、面積というか、そこは基準内ということでよろしいと、そういうことでよろしいのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) はい。委員おっしゃるとおりでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) もう一つ、指導員の関係で、国の補助単価というのは1日平均6時間という ことで、年間150万円なのですよね。今さっきのあれですと、そういった本当に6時間働いている という人はなかなか栃木市の場合少ないのかなという感じするのですけれども、どうなのでしょう か。

- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 今までこの委員会でもお話しさせていただいているのですが、 基本的にこの学童保育支援員の方々はご主人の扶養の範囲で働きたいという方が多いので、そうなってしまうと、あえて長時間こちらから働いてくださいという話にはならず、ご自分の裁量の中での勤務をお決めになってくるので、そこのあとはローテーションをうまくその保育内で回していただくということにはなってしまいます。なので、本当に働きたいということになれば、また話は別になるのですが、そういう方々よりもどちらかというと扶養の範囲で働きたいという方が多いので、そちらに偏っております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) なかなか、これは保育園と同じで、やっぱりそういった資格のある、資格というか、質の高い学童保育をやるには、そういった専門性のある人を本当にその学童保育支援員ということで暮らしていけるような、そういった体制が必要なのではないかなと思いますけれども、いかがなのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 石川子育て支援課長。
- ○子育て支援課長(石川いづみ君) 委員おっしゃるとおり、我々も公設公営ではありますけれども、今そういう形でちょっと、栃木市では公設公営が、この数が多いのは栃木市ぐらいのものであって、ほかはどちらかというと民営化されているところが多いです。うちのほうは直営がすごく多いという形にはなっているのですが、そういった中でやはり今のお話のとおり民営化することで、そこでの働き方というのがまた変わってくると思うので、それでいて管理運営も含めてお任せするということであれば、逆に働き方のまた改革にはなるかと思うので、民営化というのは進めていきたいとは思っております。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかに質疑はございませんか。 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 247ページの大平児童館運営で指定管理者1,350万円あるのですけれども、他の児童館に比べてちょっと倍近いのですが、この要因というものは何なのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 清水子育て支援課主幹。
- ○子育て支援課主幹(清水孝之君) お答え申し上げます。

今内海委員が他の児童館に比べて高いとおっしゃられたのは、いまいずみとそのべとの比較かと 思うのですけれども、いまいずみとそのべ児童館につきましては、老人福祉センター全体で指定管 理をお願いしておりまして、いまいずみとそのべの児童館長と福祉センターのほうの園長というの かな、それが兼ねている形で人件費が1人分少なくなっていることがあります。

それから、大平児童館の場合は、館内構造が3階建て等になっておりまして、若干中に配置する 職員の数がちょっと多いというのも一つの要因でございまして、それらを含めてそこの金額差が出 ているところでございます。

それから、申しわけありませんが、光熱費等につきましても老人福祉センターのほうにお願いしている分がございまして、いまいずみ、そのべのほうはその分が安くなっている形になっております。

以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) いいですか。ほかいかがでしょう。 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 243ページで、認定こども園施設整備補助金というのがありますけれども、 これはどこに補助をしたのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) こちらにつきましては、ふじおか幼稚園、アルス南幼稚園、栃木幼稚園 及び若葉幼稚園の4園になります。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) この4園が認定こども園というふうになったわけですけれども、これは市全体的には幼稚園がもうほとんど認定こども園になったという、完了ということもないのだろうけれども、そういう状況になっているのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) おっしゃるとおり、本年度から全ての幼稚園が認定こども園になっております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) そこで聞きたいのですけれども、この児童福祉総務費の中で平成28年度には 民間保育所運営委託費というのが、けやきとか、大平中央とか、何カ所か出ているのですけれども、 今回これがなくなっているのですけれども、これはどこかに含まれているということでよろしいの でしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 済みません。民間保育所等入所委託費ということではなかろうかと思う のですが、違いますでしょうか。

[何事か呼ぶ者あり]

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 運営委託費だと思いますけれども、平成28年度の決算では民間保育所運営委託費というのがこの中に含まれていて、けやき、大平中央、ひかり、すみれ、フォレストキッズ、さくら第2ということで、平成28年度は5億6,900万円ほど出ているのですけれども、今回これがないですよね。

- ○委員長(古沢ちい子君) 答弁保留にしましょうか。小川課長、大丈夫ですか。小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 済みません。ちょっとお時間をいただきたいと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 次に移りますけれども。ほかの。 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) では、特定教育・保育施設型給付費というのが平成28年度は16億何千万円で、今回19億1,100万円ですか、ほどで増えているのですけれども、3億円ほど。ここに運営費とか、そういうのが含まれるのかなという考えで聞いたのだけれども、そういうことではないということですか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 申しわけございませんでした。先ほどの運営費委託費というのは、事業 の統合によりまして一本になったということで、先ほどのそれぞれの保育園の部分がこの民間保育 所等入所委託費になっているということでございます。

それと、特定教育・保育施設等施設給付費ということで、こちら市内のこども園とか小規模保育施設、そういったところの施設給付費等がここに含まれておりますので、認定こども園に施設が移行したことにより給付費も増えてきているというような状況でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) そうすると、民間保育所等入所委託費と、入所委託費ということで何か入所 をさせるための委託なのかなという、運営、ちょっと事業名が変わったということで、わかりました。

そこで、これだけ幼稚園も認定こども園になって、民間の保育園、あと公立保育園もありますけれども、大体その定員というのはどのぐらいになってきているのでしょうか。

- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 定員につきましては、これは今年の4月1日現在でよろしいでしょうか。 利用定員ということでは、今年の4月1日現在では3,172人、参考までに昨年度、平成29年の4月1日では2,970人となっております。

以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 定員が増えたということで、先ほどちょっと補正のときにも何か待機児童が 8人ぐらいいるということでありますけれども、待機児童というのは8人、やっぱりいるというこ とでよろしいでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。

- ○保育課長(小川 稔君) おっしゃるとおりでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 待機児童、特にゼロから2歳児あたりがなかなか入れないという状況がありますけれども、やはり8人という方はやっぱりそういった低年齢児というか、そういった方なのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 待機児童の年齢別の状況でございますが、ゼロ歳児が3人、1歳児が2人、2歳児が2人、3歳児が1人でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) そういった方は、なかなか働けないというか、状況にあると思うのですけれ ども、その待機児童対策として昨年はどういったことをやってきたのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 待機児童対策といたしましては、やはり認定こども園に幼稚園が移行していただくということで補助金を交付し、そういう器をつくってきたというような経緯があるかと考えているところです。

また、今回の待機児童の発生の理由といたしましては、全体的に児童申込者数、こちらは昨年の4月1日現在ですと2,754名、今年度の4月1日現在に入りたいという方が2,965人ということで、前年と比較しまして211人増えているというような状況の中にございます。そういった中において、8名という方が待機児童に残ってしまったわけなのですけれども、待機児童の中においてもどうしても子供の関係、体にちょっと不自由を持っているということで特定の園を希望している、そういった方とか、あとどうしても遠くの園に通えないという、自転車で通っていられる外国人の方もいらっしゃいます。そういった方などがこの待機児童として残っているというような状況でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) ほかいかがですか。 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) では、引き続き公立保育園のほうですけれども、249ページ、いつも聞いていることですけれども、正規保育士と嘱託、臨時保育士の数をお知らせ願います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 正職員が100名、嘱託と臨時合わせまして131名となっております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 嘱託と臨時合わせて131名ですけれども、嘱託が何名で臨時が何名というのはわかりますか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。

- ○保育課長(小川 稔君) 嘱託74名、臨時57名でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) まだこれでいいますと、6割ぐらいが臨時、または嘱託ということでありますけれども、まず臨時の保育士の報酬ですか、賃金というのですか、それは1人幾らになっているのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 臨時保育士の賃金につきましては、平成29年度、こちら日額なのですが、8,400円となっております。なお、平成28年度においては8,200円、嘱託職員、嘱託の保育士につきましては、平成28年度月額17万4,200円というところだったのですけれども、平成29年4月1日からこちら採用1、2年目につきましては月額18万7,400円、3、4年目につきましては19万8,600円、5年目以降につきましては20万7,900円ということで、報酬額の見直しを図ったところでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 見直しを図ったというところですが、まだまだ一般の職業からするとかなり 低い状況になっていると思うのですけれども、これはほかの自治体というか、近隣の、そこら辺の 水準というのは調べているのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 小川保育課長。
- ○保育課長(小川 稔君) 申しわけございません。把握はしておりませんが、国のほうで公定価格 ということで、参考までに国のほうの施設給付費を支払う際の保育士の月額ということでは、基準 額といたしまして20万2,470円という額を設定されております。

以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) わかりました。

私が調べたところによりますと、やっぱり栃木市のほうがちょっと低いかなという感じがいたしますので、ぜひそういった面では保育の質の向上もさせるという意味でも、ちゃんとした賃金を確保していただきたいと、お願いしたいと思います。

以上です。

○委員長(古沢ちい子君) ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、3款の質疑を終了といたします。 次に、4款衛生費中、所管関係部分の質疑に入ります。256ページから269ページであります。 針谷委員。
- ○委員(針谷育造君) 257ページ、一番下にありますとちぎメディカルセンター運転資金貸付金5

億円というのがありますけれども、これはもう5、6年、金額は変わりましたけれども、やっているということで、これらの運転資金ということで、これについて例えば決算書がうちのほうへ、うちのほうというか、市のほうに来ていますよとか、そういうことはないのですね。

- ○委員長(古沢ちい子君) 髙橋健康増進課長。
- ○健康増進課長(髙橋礼子君) お答え申し上げます。

とちぎメディカルセンターの運転資金の貸付金ですが、平成21年度から始まっていまして、額は3億円から5億円に増えております。とちぎメディカルセンターのほうの決算書ということですが、 決算書のほうは毎年きちんと提出をしていただいておりまして、確認はさせていただいております。 以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 針谷委員。
- ○委員(針谷育造君) そうすると、それは議会等に公開はできるわけでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 髙橋健康増進課長。
- ○健康増進課長(髙橋礼子君) とちぎメディカルセンターの決算書につきましては、とちぎメディカルセンターのホームページのほうでもアップされておりまして、公開になっております。 以上です。
- ○委員長(古沢ちい子君) 針谷委員。
- ○委員(針谷育造君) 私もホームページ見て確認はしているのですけれども、よくわからないのです。肝心なところというのは私どもにも見る力もないかなという気もするものですから、この辺のところを少し市役所のほうでわかりやすくしていただければ、やってもらいたいなというのが希望ということです。

では、続いて……

- ○委員長(古沢ちい子君) 要望。今のは要望で。
- ○委員(針谷育造君) 要望です。

では、続いてなのですけれども、確かにとちぎメディカルセンター非常に財政的にも厳しい状況 は承知はしているのですけれども、いつまでもこれに頼るということもどうかなという気がいたし ておりますので、今後の、これ部長だと思うのですけれども、今後のあり方、いわゆる貸付金も含 めまして、それからセンターのあり方について市としてのアドバイスなり思いを聞かせていただけ れば。

- ○委員長(古沢ちい子君) 部長ですか。
 - 藤田保健福祉部長、お願いいたします。
- ○保健福祉部長(藤田正人君) とちぎメディカルセンターにつきましては、理事として副市長が入っております。また、評議員として私がメディカルセンターの評議員として入ってございます。そういった面で、経営面なりの理事としての役割、また評議員としての役割ということで栃木市とし

ても大きく関与しているところでございます。また、市長と理事長との懇談会も定期的に行っておりまして、経営等の話も随時トップのほうにも話をしていただいているところでございます。そういった中で、現在やはり当初の建設費が随分予想と違って大きくなってしまったということで、市中金融機関への貸し付け等に対する返済がやはり厳しいというようなことでの話はございます。

ただ、これまで平成28年に開設を、3施設がオープンしまして、その後本当に右肩上がりでは入院、外来とも上がってございまして、その経営もだんだんと安定しているところでございますが、市としてもなお一層財務状況も注意深く見守りながら行っていきたいと思っております。

以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 浅野委員。
- ○委員(浅野貴之君) 257ページの上から6項目め、病院群輪番制病院運営等補助金についてなのですが、この2番目の補助金の約7,000万円、この算出根拠というものを教えていただければと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 髙橋健康増進課長。
- ○健康増進課長(髙橋礼子君) この病院群輪番制補助金につきましては、二次救急を担うとちぎメ ディカルセンターしもつがと獨協医科大学病院に対する補助金が主なものであります。

算出基礎なのですけれども、まず受け入れ態勢補助金といたしまして14万9,000円の365日、夜間分の365日分と、あと休日の昼間72日分ということで、これが6,968万3,000円になります。そのほかに、医療券の受け入れ割合とか実績分とかで計算をちょっと細かくしているものがございまして、そのほかに救急病院ということで、救急車の受け入れ件数に対して、とちのきと藤沼医院、田島外科医院の3病院に対しましても救急車の受け入れ件数に対する補助金がございまして、合計で7,000万円ということになります。

以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) ほかにいかがですか。 浅野委員。
- ○委員(浅野貴之君) もう一点だけ。ありがとうございます。 その下の除細動器整備事業費についてお伺いします。これ除細動器置いておくだけでは使えない と思うのですけれども、使うための講習会の実施なんかはされているでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 髙橋健康増進課長。
- ○健康増進課長(髙橋礼子君) 平成29年度は、講習会はちょっと実施しなかったのですけれども、 その前に何回か講習会を行ったことはございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) それでは、259ページ中ほどに未熟児養育医療給付事業費ということで、これの受けている対象の人数的なものは教えていただければ。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石健康増進課主幹。
- ○健康増進課主幹(白石孝江君) お答え申し上げます。 未熟児医療の給付の方は20件でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) これは、年齢の期間とかそういうのがあるのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石健康増進課主幹。
- ○健康増進課主幹(白石孝江君) お答え申し上げます。 1歳未満の未熟児までということで決められております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) では、1歳を超えるともう該当しないということですね。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石健康増進課主幹。
- ○健康増進課主幹(白石孝江君) そのとおりでございます。1歳以降につきましては、こども医療費の助成等をお使いになっていただくという形になります。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大浦副委員長。
- ○副委員長(大浦兼政君) その下にあります骨髄移植ドナー支援事業費、こちらの40万円、人数、何人に対してなのか教えてください。
- ○委員長(古沢ちい子君) 髙橋健康増進課長。
- ○健康増進課長(髙橋礼子君) 2名に対する補助金でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大浦副委員長。
- ○副委員長(大浦兼政君) 実は、1年前ぐらいの話なのですけれども、私の知り合いがドナー移植の何か適合があったということで、ちょっと私もそのころよくこの支援について知らなかったのですが、電話がかかってきたと。そして、それに問い合わせたときに、基本、もちろんボランティアで一切補償は出ないよということで、後で私これ市であったのだねと話したときに、それ知っていたらできたかもねと、結局お仕事も休む補償も何もないということですが、そのドナー登録のほうの会社というか、その支援団体のほうからの電話のときには、どちらに住んでいてどこどこの自治体さんはそういう支援やっていますよというのを言ってくれればやれたかもしれないというのがあったので、せっかく市でこういうのあるのでしたら、そういうところにちゃんと連携していただいて、こういう補助ありますよと言っていただくと変わったのかもしれないということをこの前言われたので、ちょっと一言提案というか、ご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長(古沢ちい子君) 2年前の事例ですか。
- ○副委員長(大浦兼政君) 去年、1年前の事例です。市のホームページではもちろんわかっていた のですけれども、そのときに市に対するではないですよ、ドナー登録する団体のほうへの質問に対

して、向こうは一切補助も出ませんしということで全てボランティアだと言われたと言っていましたので、連携とれたほうがいいと思います。

- ○委員長(古沢ちい子君) ご要望でよろしいですか。
- ○副委員長(大浦兼政君) はい、お願いします。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかに質疑いかがでしょうか。 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 263ページの二酸化炭素排出抑制対策事業なのですけれども、2,000万円かけてそれなりの効果が見られると、そういう見込みでやられていると思うのですけれども、どのような効果が得られるのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 櫻井環境課長。
- ○環境課長(櫻井 茂君) お答え申し上げます。

昨年度この二酸化炭素排出抑制対策事業、国庫補助採択をいただきまして、48施設調査をいたしました。エアコンと空調と照明とボイラー、この3つの交換できるとどのぐらいの効果があるかという調査をいたしまして、かなり48施設規模が多かったものですから、それで調査を、とりあえず調査だけはかけたところでございます。今回今年になりまして、その調査に基づきまして、35施設をプロポーザルで実施をする方向で今リース会社と契約に向けて調整しているところでございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) これは、収入のほうでもあれなのですけれども、全額国でしたか、の補助で 市は一切痛まないということでよろしいのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 櫻井環境課長。
- ○環境課長(櫻井 茂君) 委員おっしゃるとおり、全額国庫補助でございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 二酸化炭素抑制とか、再生可能エネルギーをできるだけ使ってほしいとかという、これは社会の要請でありますので、こういう事業はどんどん進めていってほしいと思います。 これは要望です。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかにいかがでしょうか。 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 同じページで、斎場管理運営委託費ということで、これ年間利用者ということもないのだろうけれども、人数はどうなっているのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 櫻井環境課長。
- ○環境課長(櫻井 茂君) お答え申し上げます。 昨年度の斎場利用件数、合計しますと1,708名でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 地域別にわかりますでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 櫻井環境課長。
- ○環境課長(櫻井 茂君) 地域別では申しわけございません。統計はとってございませんが、市内と市外とで統計はとっております。ちなみに、市内が1,585名、市外で123名です。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 市外というのは、特にどういったところから来ているのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 櫻井環境課長。
- ○環境課長(櫻井 茂君) 近隣の市町から来られる方もいらっしゃいますし、東京方面から来られる方もいます。それとあと、申し添えますと獨協からの献体、これも結構何名か年間いらっしゃいます。そういう市外の方からの献体の受け入れもしております。

以上でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) それと、佐野地区衛生負担金、組合の斎場負担金ありますけれども、これは藤岡、岩舟地域の人たちのものと思います。これは、大体年間どのくらいになっているのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 伏木環境課主幹。
- ○環境課主幹(伏木広安君) お答えいたします。

佐野斎場を利用されている方が藤岡で231件、岩舟で182件の413件、葛生斎場を利用されている 方が岩舟で1件、合計で414件になります。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) わかりました。

年間1,800万円ほど出ているのですけれども、これは新しい斎場になれば、この部分というのはなくなるということでよろしいでしょうか。

- ○委員長(古沢ちい子君) 伏木環境課主幹。
- ○環境課主幹(伏木広安君) 新斎場になれば、その委員おっしゃるとおりになるかと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) もう一つ、今回陳情で西方、また寺尾地区の方からも陳情が出ているのですけれざも、その陳情の中に西方と鹿沼で使った場合大変一日では終わらないみたいな要望があって、 西方の、この市内の地域別にはわからないのですけれども、西方の人たちで鹿沼でやって、鹿沼の 火葬場というか、使っているというのは把握しているのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大豆生田斎場整備室長。
- ○斎場整備室長(大豆生田雅志君) お答えいたします。

それに関しましては、正確な調査はなかなか難しいのですけれども、死亡届の際に鹿沼市でというような形で書き添えられている方が、こちらで調べた限りでは西方総合支所受付分では、鹿沼斎場をお使いになっている方が6件ということで受けております。ただし、西方で受け付けている件数が全部で27件の死亡届なのですけれども、西方地域の方が80名ぐらい年間お亡くなりになっていますので、残りの60件につきましては、総合支所以外で受け付けているという形になるものですから、その60件については正確な内訳はわからないということですけれども、本庁のほうの受け付けですと、恐らく鹿沼市斎場をご利用の方はほとんどいないということですので、これは正確な数字ではないと思うのですが、恐らく10件未満ぐらいになるのかなというふうに捉えております。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) そうすると、ほとんどの方はこちらの斎場を使っているということでよろしいでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大豆生田斎場整備室長。
- ○斎場整備室長(大豆生田雅志君) はい、そのとおりでございます。

なお、参考までに、平成27年度にも同じような形で調査をしたのですが、そのときには20件程度が鹿沼市のほうでご利用されているというようなことだったものですから、昨年度は随分少なくなったのが偶然なのか、それとも年々少なくなっているのかまではちょっと、2年間しか調べていないものですから、そのような状況でございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 例えば要望というか、鹿沼での火葬場を使った場合料金がかかるというふう に言われているのですけれども、そういった方に対しての利用料の補助をするとか、そういったことは今まではないのですよね。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大豆生田斎場整備室長。
- ○斎場整備室長(大豆生田雅志君) 市外扱いで火葬されているかと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) そういった、同じ市民でありながらそういう負担が多くなるというのはいかがなものかと思いますので、そういったことでは今後市外の斎場を使った場合、そういった補助をするとか、そういった方向を出すべきではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大豆生田斎場整備室長。
- ○斎場整備室長(大豆生田雅志君) 新斎場といたしましては、少なくとも全市対象ということで考えておりますので、斎場整備室としてはそういった考えは現在のところございません。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかに。 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 先ほどの答弁聞いていて思ったのですけれども、指定管理者、斎場のところ

です。なのですが、市内と市外しか分けていないということ、それはある意味こちらから聞けば、 せめて地区ぐらいは調べることができるのではないかと思うのですけれども、それは指定管理者の ほうには聞かれたのですか。

- ○委員長(古沢ちい子君) お答えできますか。櫻井環境課長。
- ○環境課長(櫻井 茂君) 申しわけございませんでした。各旧市町別の統計が平成29年度ございました。旧栃木市が1,037、都賀が145、大平が272、西方が73、藤岡が14、岩舟が44でございます。 あとはその他という形になります。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 一言言わせていただきますけれども、先ほど聞かれたときには答えられなく て今回答えられるということが非常に不思議なのですけれども、答弁にはきちんと答えてください。 お願いします。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 同じく斎場のところで100万円のこれ最後に寄附があるのですけれども、も し寄附をされた方の意向というものがわかれば、ちょっと教えていただければと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 大豆生田斎場整備室長。
- ○斎場整備室長(大豆生田雅志君) こちらの100万円につきましては、新斎場へということで建設 に役立ててほしいということだったのですけれども、特に栃木市の花アジサイ、栃木市の木である トチノキを制定しましたけれども、こういったものの整備が余り進んでいないのではないかという ことで、新斎場にはぜひそういったものを整備して市民の方に憩いの場といいますか、そういう市 の花、市の木をごらんいただければというような意向をお伺いしております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 265ページ、同じなのですが、下から不法投棄監視事業費で、不法投棄監視 委員の報酬の中で何人おられるのか、それと地区別に何人いるのか、できれば教えていただきたい。
- ○委員長(古沢ちい子君) 伏木環境課主幹。
- ○環境課主幹(伏木広安君) お答えいたします。

現在になりますが、不法投棄監視につきましては6名いまして、地域の見直し等行いまして、北部、都賀と栃木の一部が2人、それと大平、岩舟……栃木とあと大平を区域としましたところが2人、それと藤岡と岩舟地域を対象としたところに2人という形です。済みません。西方と都賀と栃木の一部が2人です。それと、栃木の一部と大平で2人、それと藤岡、岩舟で2人という形になります。

- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) カメラの台数は何台なのか、それとダミーのカメラがあるのかどうかちょっ

と教えてください。

- ○委員長(古沢ちい子君) 伏木環境課主幹。
- ○環境課主幹(伏木広安君) 不法投棄監視カメラにつきましては、26台所有しております。ダミー 云々はとりあえずここではお答えしないようにしたいと思います。済みません。
- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 26台の各町の内訳をちょっと教えてください。
- ○委員長(古沢ちい子君) 伏木環境課主幹。
- ○環境課主幹(伏木広安君) お答えいたします。

栃木地域が8台、大平地域が2台、藤岡地域が4台、都賀地域が2台、あと西方地域が2台と岩 舟地域に6台で、合計で今設置は24台です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) では、岩舟が一番多いのですね。 あと知りたいのは、カメラですから、例えばフィルムがなくなれば交換しなくてはならないのですけれども、大体交換する期間というのはいつごろに設定しているのですか。済みません。
- ○委員長(古沢ちい子君) 伏木環境課主幹。
- ○環境課主幹(伏木広安君) お答えいたします。 半年に1度になります。
- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) そのとき全部現像を見るのでしょうけれども、不法投棄している写真がもし 写っていたとしたら、どのように対処しているのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) よろしいですか。 伏木環境課主幹。
- ○環境課主幹(伏木広安君) 必要に応じて保存はしておりますけれども、そのものが確定されない場合は、廃棄しないで保存している期間を定めていまして、特に問題がないという形であれば公表等は一切しませんので、どちらかといえば抑止という形での使用が多いかなとは思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 今までに公表したものがあるかどうか、済みません。
- ○委員長(古沢ちい子君) 伏木環境課主幹。
- ○環境課主幹(伏木広安君) ございません。
- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) これから監視カメラを貸してくれるということに大体なりましたけれども、 恐らくこういうのをつけているところは住宅街ではなくて、林道とか森林とか捨てられそうなとこ ろへつけているのかなと思うのです。

私がちょっとお願いしたいのは、特に空き家だとか、そういうところへ民間の住宅街に捨てる人があるのです。個人的にやっぱりダミーのカメラをつけたり、監視カメラをつけている人がいるのですけれども、そういったところでも今後は貸していただけるということですよね。

- ○委員長(古沢ちい子君) 伏木環境課主幹。
- ○環境課主幹(伏木広安君) 先日一般質問でお受けしまして、現在他の市の事例等を研究をしまして、どのような形が一番いいのか、そういったところも含めて研究の上設置したいと考えておりますけれども、できれば自治会等団体とかそういったところにしたいなというふうには思っておりますが、それはいろいろな事例を研究して、よく確認した上でやっていきたいなというふうに思っております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) ひとつよろしくお願いします。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかいかがですか。 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 267ページのごみ委託収集なのですけれども、このごみ委託収集というもの は随意契約で行われているのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 伏木環境課主幹。
- ○環境課主幹(伏木広安君) お答えいたします。 はい、随意契約で行っております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 過去にも何度も競争入札にすべきではないかという意見があって、しますという答えがあったのですけれども、行われていない理由は何なのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) お願いできますか。

伏木主幹でよろしいですか。

伏木環境課主幹。

[何事か呼ぶ者あり]

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 質問を変えます。一般ではなくても、指名でもいいのですけれども、入札に 変える予定はありますでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 伏木環境課主幹。
- ○環境課主幹(伏木広安君) 今までもいろいろな質問を受けた中で、家庭ごみの収集懇談会、いろいる話し合う場をつくりまして、昨年度、平成29年度も家庭ごみを収集している業者との話し合いというものを4回開催させていただきました。今年も1回開催をさせていただきまして、これからよりよい制度につきましての研究を進めていくという形で取り組んでいるところでございますの

で、よろしくお願いしたいと思います。

- ○委員長(古沢ちい子君) ほかに質疑いかがでしょうか。 内海委員。
- ○委員(内海成和君) とちぎクリーンプラザ管理運営経常事業費の中で、電話に300万円新しく引くということなのですけれども、ちょっとあり得ない数字だと思うのですけれども、これはどういうからくり、どういう内容なのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 伏木環境課主幹。
- ○環境課主幹(伏木広安君) お答えいたします。

補正のときにも同じような形でお答えしましたが、クリーンプラザのほうに環境美化係が配置になりまして、これまでのクリーンプラザの交換機ではクリーンプラザ内での館内線の通信しかできません。あとは、回線を受けるのと内線しかありませんでしたが、今度美化係がクリーンプラザに来たことによって、市民からのいろいろな問い合わせですとか、そういったものに対応するために、本庁との内線機能をつけるための電話交換機を導入いたしました。この電話交換機につきましては、光回線が必要になりまして、その本庁との内線通話を可能にする交換機、これが300万円ほどかかったということでありまして、ほかのものが使えなかったということでございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) これ考え方だと思うのですけれども、クリーンプラザには一部事務組合が入っていて、今まで市民の問い合わせもそこで受けていたと、外線を使ってということで、市役所に連絡するときも外線を使っていたということだと思うのですけれども、内線を引くために300万円使うという感覚ですよね。これはちょっと違うのではないかなと思うのですけれども、そこら辺のことは考えられませんでしたでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 伏木環境課主幹。
- ○環境課主幹(伏木広安君) 環境美化係につきましては、家庭ごみの収集なり、あとはごみステーションの関係、また不法投棄の関係等さまざまな事務を取り扱っておりまして、特に今までも数多くのご相談とか連絡をいただいておりました。そういった中で直接電話をする方もいらっしゃいますが、やはり内線、ほかの部署からの電送等もかなり多くございます。また、今までの電話番号を変えずに利用するということもできるようになっておりますので、その辺も踏まえてのこういう対応をさせていただいたところでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、4款の質疑を終了といたします。

次に、8款土木費中、所管関係部分の質疑に入ります。304ページから307ページであります。いかがですか。

質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、8款の質疑を終了いたします。 次に、10款教育費中所管関係部分の質疑に入ります。336ページから349ページであります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、以上で歳出各款ごとの質疑を終了といたします。 続いて、歳入の所管関係部分を一括した質疑に入ります。78ページから169ページであります。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。 ただいまから討論に入ります。 白石委員。

○委員(白石幹男君) 私は、この民生常任委員会の所管関係部分について不十分な点がありますので、反対をしたいと思います。

いつも指摘していることですけれども、マイナンバー制度については大きな問題があります。国 民、市民にとっても実質的なメリットはないという動きの中で莫大な税金が使われております。プ ライバシーの侵害、情報漏えいの危険性が高まるだけであって、これは国の制度等でありますけれ ども、大きな問題がある制度であるということを指摘しておきたいと思います。

あと、人権同和対策については、先ほどの質疑でもほとんど同和に関係する相談業務もないと、 これはもう部落問題というのは解決している問題だと思いますので、同和対策に特化した人権同和 対策についてはやめるべきだと思います。

あと、保育所関係では、やはり正規保育士と嘱託、臨時保育士の比率的にはまだ非正規のほうが多く、また処遇も、嘱託については少し改善がされてきましたけれども、臨時保育士についてはまだまだ処遇が低い、こういった点では保育の質も懸念されるというところでありまして、引き続きこの処遇改善については予算をとってもらいたいなと思います。

以上、後で本会議できっちり討論はしたいと思いますけれども、この3点を指摘して反対といたします。

○委員長(古沢ちい子君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、これをもって討論を終了といたします。 ただいまから、認定第2号の所管関係部分を採決いたします。

本決算は、認定すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成 大浦兼政 浅野貴之 内海成和 針谷育造 松本喜一 梅澤米満

反 対 白石幹男

○委員長(古沢ちい子君) 起立多数でございます。

したがって、認定第2号の所管関係部分は認定すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。 ここで暫時休憩をいたします。

[執行部退席]

(午後 3時38分)

○委員長(古沢ちい子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時50分)

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○委員長(古沢ちい子君) 日程第11、認定第3号 平成29年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思います。これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。 白石委員。

- ○委員(白石幹男君) 383ページ、国民健康保険税ですけれども、前年度と比べて1億、2億円近いのかな、2億円近い収入増になっておりますけれども、これは平成29年度に保険税、税率を変更したためだと思いますけれども、平成28年度と平成29年度の税率の違い、まずお知らせください。
- ○委員長(古沢ちい子君) 間中保険医療課長。
- ○保険医療課長(間中正幸君) まず、平成28年度の税率でございますが、所得割が11.9%、資産割が17%、均等割が4万4,000円、平等割が3万8,500円でございました。平成29年度から所得割が13.8%、資産割が8.0%、均等割が5万3,500円、平等割が4万4,400円となっております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 税率引き上げによって、加入者1人当たりの負担増というのはどのくらいに

なっているのでしょうか。

- ○委員長(古沢ちい子君) 間中保険医療課長。
- 〇保険医療課長(間中正幸君) 1人当たりの課税額につきましては、平成29年度が11万6,364円でございました。平成28年度が10万4,752円でございましたので、約1万1,612円増というふうになっております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) この国保税については、市民の皆さんからかなり高くて払い切れないという 声がかなり上がっております。その実態としては、やっぱり収入未済額がかなり、18億円ですか、 今現在、現在というか、この決算ですと。そういったところにあらわれていると思うのですけれど も、まず払い切れないということで、いつも聞いているのですけれども、滞納世帯に対しての資格 証、短期証の発行はどういうふうになっているでしょうか。経年的に言ってもらえばありがたいと 思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 間中保険医療課長。
- ○保険医療課長(間中正幸君) 短期被保険者証の交付世帯につきましては、1,071世帯でございまして、前年度が662世帯でありましたので、409世帯増となっております。資格者証の交付世帯については、695世帯でありまして、前年度が1,130世帯でありましたので、前年度比で435世帯の減というふうになっております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 短期証が増えて、資格証が減ったという、だと思いますけれども、これはなるべく納税相談なりして、分納誓約とかやって短期証に切りかえているという成果というか、ということでよろしいのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 間中保険医療課長。
- ○保険医療課長(間中正幸君) 平成29年度におきまして資格者証の交付世帯が減少いたしましたのは、その1カ月の短期被保険者証を廃止いたしまして交付基準を見直したことによるものでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員、次ですか。
- ○委員(白石幹男君) わかりました。

416ページの保険給付費ですけれども、前年度と比べまして1億6,000万円ほどの減額になっておりますけれども、この辺の要因というのはどういうことなのでしょうか。

- ○委員長(古沢ちい子君) 間中保険医療課長。
- ○保険医療課長(間中正幸君) 保険給付費の総額につきましては、対前年度比で約1.3%の減少となっております。こちらにつきましては、被保険者数が平成28年度末で4万2,988人おりましたが、平成29年度末で4万883人となりまして、2,105人減少したことが非常に大きな事由だというふうに

理解しております。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) それと、一番最後のページで446で、実質収支額が9億7,583万8,000円というふうになっておりますけれども、かなりの繰り越しが出ているのですが、この単年度収支でどの程度になっているのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 間中保険医療課長。
- ○保険医療課長(間中正幸君) 単年度収支につきましては、3億5,840万円の黒字というふうになっております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 平成28年度は赤字だったと思うのですけれども、どうなのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 間中保険医療課長。
- ○保険医療課長(間中正幸君) 平成28年度も黒字でございました。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかにありますか。 浅野委員。
- ○委員(浅野貴之君) 歳出についてお伺いをいたします。 433ページ、下から3事業目の後発医薬品利用差額通知事業費に関連してなのですが、本市にお けるジェネリックに対する認識をお伺いできればと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 答弁どなたでしょうか。 間中保険医療課長。
- ○保険医療課長(間中正幸君) 本事業につきましては、その後発医薬品の利用差額を通知しますことで、ジェネリック用品の利用促進したいということで進めているものでございます。私どもといたしましても、当然ジェネリック医薬品のほうが医療費が削減できますので、積極的に推進をしております。平成30年の3月調剤分でジェネリック医薬品の普及率が75.9%となっておりまして、前年度からして6.2ポイント増となっておりますので、着実に浸透しているのではないかというふうに理解しております。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。 ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員(白石幹男君) この国保特別会計については、保険税が高くて払い切れないというのが市民 の多くの皆さんの声であります。平成29年度は、先ほどの質疑でも明らかになったように大幅な税 率のアップを行いました。そのために、かえって未収、収納未済額が増えているという状況であり

ます。これ以上の市民に負担増は限界を超えている、こういうことでありまして、私は引き下げを ずっと求めておりますけれども、そういった意味で高くて払い切れない国保税を改善をすべきだと いうことを申し上げて反対といたします。

○委員長(古沢ちい子君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから認定第3号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

賛 成 大浦兼政 浅野貴之 内海成和 針谷育造 松本喜一 梅澤米満

反 対 白石幹男

○委員長(古沢ちい子君) 起立多数でございます。

したがって、認定第3号は認定すべきものと決定いたしました。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○委員長(古沢ちい子君) 次に、日程第12、認定第4号 平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会 計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては一問一答の方法によりページ数もお知らせ願います。

白石委員。

- ○委員(白石幹男君) 452ページで、後期高齢者医療普通徴収保険料ということですね、保険、ここについて聞きますけれども、普通徴収になるという方々はどういった方々なのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 間中保険医療課長。
- ○保険医療課長(間中正幸君) 普通徴収につきましては、後期高齢者医療制度につきましては、原 則特別徴収ということになってございますが、介護保険と合算いたしまして年額18万円以上の年金 受給者が特別徴収の対象となっておりまして、介護保険料と合わせた保険料額が受給年金額の2分の1を超える場合には普通徴収ということになっております。でありますので、普通徴収になって いる方につきましては、何らかの事情で特別徴収の該当にならなかったという形になります。また、

新たに被保険者となりました方につきましては、一定期間普通徴収でお支払いいただいた後に特別 徴収年金天引きに移行するような形になっております。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 大体どのくらいいるのでしょうか、普通徴収は。
- ○委員長(古沢ちい子君) 間中保険医療課長。
- ○保険医療課長(間中正幸君) 普通徴収の被保険者数ということでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- ○保険医療課長(間中正幸君) 4,063人となっております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) こういった方々、年間18万円以下の年金ということですよね。かなり低い、 生活できないような状況の中だと思うのですけれども、その中で収入未済額があって、国保なんか ですと資格証とかそういった制度が、制裁の制度がありますけれども、こういった払っていない人 たちに対しては後期高齢者の場合はどういうふうになっているのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 間中保険医療課長。
- ○保険医療課長(間中正幸君) 後期高齢者につきましても、国保と同様に短期保険証の交付をして おります。平成29年度末現在で短期保険者数の交付数は28人でございまして、資格証の交付は実施 はしておりません。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。 ただいまから討論に入ります。

白石委員。

- ○委員(白石幹男君) この後期高齢者医療制度については、75歳になった途端に別の医療制度に無理やり切り離されて、差別的な医療を受けさせると、これは全世界に見てもそういった制度はございません。自治体としては、国の制度でありますから従わざるを得ませんけれども、この保険制度自体を廃止させるという意味を込めまして、反対といたします。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかに討論はありませんか。

ただいまから認定第4号を採決いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、これをもって討論を終了といたします。

[起立多数]

賛 成 大浦兼政 浅野貴之 内海成和 針谷育造 松本喜一

本決算は、認定すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

梅澤米満

反 対 白石幹男

○委員長(古沢ちい子君) 起立多数でございます。

したがって、認定第4号は認定すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

[執行部退席]

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○委員長(古沢ちい子君) 次に、日程第13、認定第5号 平成29年度栃木市介護保険特別会計(保 険事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については歳入歳出を一括して審査いたしたいと思います。これにご異 議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

白石委員。

- ○委員(白石幹男君) 515ページで、認定調査等費ということで、この平成29年度の介護認定の状況をまず伺います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) 認定調査の部分につきましては、まず認定審査会、審査員 68名、認定審査会の開催回数年間336回、これがこの実際の決算の部分のところで示した数字になります。認定の状況でありますけれども、認定の状況につきましては、要介護認定調査、これを7,362件申請を受け付けました。実際に調査に行った件数、これが7,046件、いわゆる申請した後に亡くなってしまったとか、そういう方がいらっしゃいますので、若干減ります。先ほどの336回の審査会を開いた中で、非該当も含めて認定されたそのケースにつきましては7,026件、つまり審査会の部分のところの直前の段階で、さらに自分で取り下げをしたとか、そういう方が若干いらっしゃいますので、数は一致しませんが、最終的には7,026件分の認定をさせていただいております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) その認定によって要支援から要介護5までありますけれども、その状況はどういうふうになっていますか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) 要介護の分布の状況でございますけれども、ちょっと捉え

ている時点が違いますが、若干細かい数字の部分で差異が出てくるところがあるかと思いますが、 要支援の1が420名、要支援の2が715名、要介護の1が1,654名、要介護の2が1,499名、要介護の 3が1,205名、要介護の4が1,091名、要介護の5が912名になります。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 平成28年度と比べてどういうふうに変化しているでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) 要介護の度合いではなくて、いわゆる全体の申請状況等の部分のところになりますけれども、前年度と比較いたしまして申請件数は345名減少しております。これは、いわゆる総合事業のほうに移った方がいらっしゃって、認定そのものを行わなかった方も含まれております。認定件数そのものも436件減少しているというような部分のところで、この前年に比べた減少分というのは、基本的には総合事業の事業対象という部分のところになった部分のところでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 総合事業のほうに移っているということで436件、実質、実質というか、要支援から要介護5までの平成28年度の状況はどういうふうになっていたのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) 済みません。平成29年決算なので、細かい資料はちょっと 持ってきていないものですから、もし必要であれば後ほどお知らせしたいと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) 後ほどでよろしいですか。 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) さっきも答弁にありましたように総合事業が始まって、そっちへ移って、申請件数も436件、認定件数というのですか、減っているということで、それはそういう安上がりと言っては悪いのですけれども、そういった介護サービスのほうへそういった人たちが多く移っているということでよろしいのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) それでは、まず平成28年の認定の実績の部分のところから申し上げます。要支援1が637名、要支援2が854名、要介護1が1,618名、要介護2が1,474名、要介護3が1,189名、要介護4が1,090名、要介護5が924名というような数字でございます。

2点目の今のご質問の部分のところでありますが、栃木市におきましては、総合事業についてみなしの緩やかな基準のものというのは非常に利用が少なく、まだ国相当のサービス、つまり要支援と認定されて、要支援の事業所で使っていたサービスと総合事業と名は変わりましたが、同等のサービスを使っている方がほとんどでございますので、サービスが低下しているという認識は私どもは持っておりません。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) それは後でもやろうかなと思っていますけれども。今見ると、やっぱり要支援1と要支援2が大きく減っているということですよね。ほかは、そんなに要介護1から要介護5まではそんなに変動はないけれども、特に要支援1が637人から420人に減っていると、要支援2は854人から715人ということで、その辺が総合事業に移っているというふうに考えればいいということでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) おっしゃるとおりでございます。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) では、518ページで、介護予防サービスの給付費ですけれども、かなりこれ はそういう総合事業ができたということで、前年度よりもかなり減っているということですけれど も、これはやっぱり要支援1、2の方が使っているということでいいのですよね。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) 予防サービス、いわゆる介護予防という、予防という言葉 のつくサービスにつきましては要支援の方のサービス、そして総合事業に移った方は、ヘルパーと デイサービスを使う方だけは総合事業に移っておりますが、ヘルパーとデイサービスに合わせて福 祉用具であるとか、別のサービスを使っている方につきましては、この予防の給付の中で支出をしております。
- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) そうすると、デイサービスともう一つ、何でしたか。

〔「ヘルパー」と呼ぶ者あり〕

- ○委員(白石幹男君) ヘルパーについては、もう総合事業に要支援1、2も移っているということですよね。わかりました。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかに質疑ありませんか。 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 528ページの地域支援事業費で、日常生活支援事業費ということで訪問型と 通所型ということで、現行相当と基準緩和型というのがあるのですけれども、これの割合というの は、現行相当のほうが費用決算から見るとかなり割合が高いようにも見えますけれども、どういっ たことになっていますでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) 割合というと人数の割合という形でしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○地域包括ケア推進課長(首長正博君) 実は、人数の部分につきましては、これシステムが今みな

しの部分のところ、現行相当とこの基準緩和の部分のところというもの、これでシステム上一本でここでのほうは支払いをするというようになっていまして、今年度新規に事業所として指定をされたものだけが今この基準緩和という部分に反映されているので、ここの部分のところの区分けの中、現行の今の国保連システムの中では細かい人数が何人、どちらの部分のところを賄っているというものが出せない状況でございます。これは私どもも後々分析に困りますので、現在国保連に対してそういうことを細かく出せるようにお願いしたいということで要請をしている段階でございますので、ちょっと今時点ではそこの細かい数字がまだお答えできない状況になります。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) これは介護の単価というのですか、これやっぱり安くなっているわけですよね。事業所としては、どういった状況なのでしょうか。やっぱり単価が減って大変だというような 状況なのでしょうか。
- ○委員長(古沢ちい子君) 首長地域包括ケア推進課長。
- ○地域包括ケア推進課長(首長正博君) まず、ここで出てきております現行相当というのは単価は変更はございません。いわゆる要支援というふうに認定をされた方と事業所に入る単価は同額になります。いわゆる少し緩やかな基準の部分が減額されて、例えば7割とか8割とか、そういう設定をさせていただいている部分があるのですが、この費用額につきましては、基本的には事業所の皆さんの協議会と相談の上、まずはどのあたりのところであれば事業所の経営状況に影響を与えずに済むのかというようなことなんかも、少し調整をした上で設定をしてきた額でございます。それについては、1年たった今また再評価をして、今後どういうふうにしていくかということについて現在検討しておりますので、今時点で事業所の皆様に特に悪影響が出ているというような、そういう部分のところはございません。
- ○委員長(古沢ちい子君) よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ないようですので、これをもって質疑を終了といたします。 ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

- ○委員長(古沢ちい子君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。 ただいまから認定第5号を採決いたします。

本決算は、認定すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は認定すべきものと決定いたしました。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○委員長(古沢ちい子君) 次に、日程第14、認定第6号 平成29年度栃木市介護保険特別会計(介 護サービス事業勘定)歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思います。これにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しては一問一答の方法によりページ数もお知らせ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) ほかに質疑ないのですね。

これをもって質疑を終了いたします。

討論に入ります。

討論も省略でよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから認定第6号を採決いたします。

本決算は認定すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(古沢ちい子君) ご異議なしと認めます。

したがって、認定第6号は認定すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変にご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎陳情第2号の上程、質疑、討論、採決

○委員長(古沢ちい子君) 次に、日程第15、陳情第2号 栃木市斎場整備の見直しを求める陳情書 を議題といたします。

初めに、請願、陳情文書表を書記に朗読させます。 新村書記。

[書記朗読]

○委員長(古沢ちい子君) これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否 などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

では、順番に行きますか。挙手にしますか。全員。順番でいいですか。では、松本委員のほうからお願いいたします。

○委員(松本喜一君) 一番手でやりますけれども。私は、この陳情に対しては賛成の立場で話したいと思います。

市の今までの南部清掃工場跡地の選定に対しては、パブリックコメントとか、いろんな市民会議ではおおむね賛成であるという答弁をいただき、私たちはそれを信用して今まで来ました。その中で、私も4月の選挙、大川市長もそういう選挙の中で、非常に南部清掃工場はちょっと場所が遠過ぎるとか、いろんな意見が多く出ました。これは、この間委員会、研究会でも、名指しで悪いけれども、針谷委員が何%と、西方から陳情出たのが何%と言いましたけれども、それは市民のアンケートをとったわけではないので、アンケートをとったらもっとすごい数字出てくるのかなと思うのですけれども、私としてはそういう西方の皆様のあれだけの署名が出てきたということは、本当に何とかしていただきたいという声が大きいのかなと。また、あと都賀町、地元栃木市におかれても、そういう意見が非常に多いということは確かです。ただ、市がそういう選定をしたために、岩舟の方が相当の負担をかかったということも事実であります。

しかしながら、市の説明とは大分食い違いが私は非常に多いということを前提といたしまして、 私はこの陳情に対しては前向きに進めていくほうがいいと思うし、執行部に対してこういう意見が あるということをしっかりと伝えていくのが、委員なり議員の役目だと思いますので、ぜひ皆さん の賛同をいただきたいなと思っているのですけれども。これは討論ではありませんけれども、私の 意見はそういうことでございます。よろしくお願いしたいと思います。

- ○委員長(古沢ちい子君) 大浦副委員長。
- ○副委員長(大浦兼政君) ありがとうございます。実は、私も以前お話ししたとおりこの陳情書といいますか、もう一度再検討することには賛成でございまして、結局議員の皆様、4年前からやっている方たちというのは協議会や勉強会、研究会等で情報というのはすごく入ってくると思うのですが、市民の立場で本当にそのときは、市政だよりとか広報で出したよと言っても見ていない人もたくさん実はやっぱりいますし、漠然とただそうなのだと受け取った後に、じわじわといろんな方からあの場所どうなのと言われて、初めて確かに遠いよなとか、近いよなとか、そういう話が出てくるのも事実なのです。

この前も話したとおり、やはり選挙ということで初めて市民の皆様が一つになって、市政に関心 を持つ、そのときに今回の斎場の問題というものが、どこにつくるのか、今後数十年後栃木市の皆 様にとってプラスになるのか、マイナスになるのか考えた結果、西方の方や寺尾の方が少し距離が 遠いのではないかという、本当に初めて本音というか、心の声が出てきたのだと思っています。

私としましても、本当に平井町在住して60年以上かかわってきている問題で、子供のころからもあった施設で、決して迷惑施設だというふうには思ってはいないのですが、やはりもともとこの移動が出たときに、確かにここに書いてあるとおり平井町として真摯な対応、話し合いがあったのかというと、決してあったとは言えないと思っています。お亡くなりになりましたが、鈴木林弥前自治会長からは、私はすごくいろんなお話聞かせていただきましたし、前議員だった須田安祄議員からもお話聞かせていただきましたが、もう移動ありきの中でその次の話が出るのがほとんどだったというのも事実だったと思っています。私は、やっぱり陳情書が出るほど真剣に考えている方たちがいるという事実は決して無視してはいけないということで、もう一度再考する場をつくり、市民の皆様から意見を聞くチャンスをつくるべきだと思っています。

そういうことで、今回の陳情に対し、とりあえず私は継続審議とか、そういうのもいいのかななんて思いながらも、まずは賛成という立場で話を今はさせていただきます。ありがとうございます。

- ○委員長(古沢ちい子君) 浅野委員。
- ○委員(浅野貴之君) 私は、本陳情に反対の立場で討論をさせていただきます。理由は2つあります。

〔「討論じゃない」と呼ぶ者あり〕

○委員(浅野貴之君) 意見がありまして、2つ理由がありまして、1つは行政手続の正当性についてであります。斎場再整備検討委員会を発足してから約20回の会合を重ねて、各地域住民の皆様や学識経験者、多角的な意見をいただきながら検討してきたということと、議会においても7回の議決、予算議決をしてきたという経緯がございます。そういった行政手続、一連の手続について、瑕疵はなかった、そして正当であったということが行政手続の中で考えられる。それは守っていかなければならないという思いであります。

2つ目については、人の気持ちという観点からも反対したいと思います。この斎場整備については、地元三谷地区の住民の皆さんに対して、栃木市があそこにつくりたいということの中で説得をしてまいりました。当初三谷地区の多くの方々も反対でありましたけれども、行政が、市が言うのであれば泣く泣くしようがないということで納得をしたという経緯がございます。そうして、泣く泣く納得をしたという地元の三谷地区の皆様方の気持ちからすれば、何の議論もないままいきなりこういった陳情について採択をして、それをもとに議論を進めていくというようなことになれば、地元の三谷地区の皆様の気持ちということも考えれば、私はこの陳情については賛成はできないというような考えであります。

- ○委員長(古沢ちい子君) 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 私もこの陳情に対しては、ちょっと認められないということであります。特

に陳情項目が現斎場と周辺地域を活用し、斎場整備を推進すること、これ平井町ありきという、逆 なことになってしまうのではないかなと私は思います。

この間、平成24年から検討委員会をつくって、市民も含めて周知が足りなかったとか、そういった意見もありますけれども、その中で丁寧に進めてきたと思います。平成28年の1月でしたか、研究会においても、この新斎場の候補地としてあそこの南部清掃工場跡地に選定したという報告がありました。そのとき私は、寺尾地区です、私の出身は。確かに遠くなるなということはありましたけれども、最近のお葬式というのは、ほとんどは自宅葬はなくなって市内の斎場でお葬式やって、そこから火葬場に行くということで、そんなに地域的にアンバランスになるとは考えなかったということがあって、あと市有地ということでコストも安くなるということもありまして、賛成というか、認めてきたという経緯もあります。

今もう平成28年に発表して、今なぜこういう声が上がってきているのかということもちょっと理解に苦しむところですけれども、ただ平井町、この西方地域、または寺尾地区の皆さんの遠くなるという気持ちというのは、実際に距離は遠くなるのですから、そこら辺は気持ちはわかるのですけれども、やっぱりその運営上とか、そういった遠くなる人たちに対しては、そういったより有利な使い方というか、そういったことでも遠くなるということについては解決できるのではないかなと思いますので、これまでの議会の対応としてもそれを認めてきたということでありまして、これをまたひっくり返すとなると議会の責任も問われると。もう2億6,000万円も使っておりますから、そういった点でもこの陳情については私は認められないなと思います。

以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 私も不採択のほうで意見を述べたいと思います。

ここ南部清掃センターですけれども、斎場整備するに当たって、面積が1万9,000平米必要でありますよとうたってあります。そういう中で、2万4,800平米ありますよね。全て買収することもしなくてそこへ建てられるということが1つあります。この平井町は6,800平米しかありませんから、1万3,000平米を購入しなくてはならない。それに、購入するに当たって、本当に売ってくれるだろうかということです。といいますのは、この庁舎においても全部買収するということが条件でやりました。しかし、上野百貨店は一生懸命骨を折ってもらったのですが、一部購入できませんでした。それでも時間がないということでこの場所に庁舎ができたのですけれども、もう一件メディカルセンターも同じです。全部買収することが、これは決まりでしたけれども、結果的には8,000平米ぐらいかな、520万円支払ったのです。そういうことを考えたときには、1万3,000平米あそこに買収して買うということに本当に購入できるかどうかというのは私は不安です。

それに、もう一つ、今の南部清掃工場跡地は周りが岩盤でありますので、万葉の昔から崩れたということはありません。聞いておりません。それに場所的に建てる場所がかなり広いですから、そ

れを避けられるような場所に建てれば十分にできるということです。

それから、もう一つは、凍結しますよという話があります。私は、藤岡ですから、正直言ってあそこの道も通りますし、また違う道もありますが、昨年一回も通行どめはないというように言われています。もし通行どめがあるとして迂回するとしても、10分以内であそこの場所に着きます。そういうことですから、私はあそこが一番の適地だと思っています。

以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) 針谷委員。
- ○委員(針谷育造君) 私も不採択という立場で意見を述べたいと思います。

1つは、私は岩舟のこの三谷地区は私の隣の自治会でございまして、私のいわば地元でございます。その状況からもまず申し上げたいと思いますけれども、3年間栃木市があの場所にぜひつくって皆さんのご協力を、土地の買収は必要なかったのですけれども、そういうことを3年間やってきたわけです。その中で、自治会の中は、親子でも意見が違う、あるいは自治会、隣の人とも意見が違うという非常につらい思いを3年間いたしました。その中で、結局地元のために、あるいは市民のためにこの際は受け入れようということを3年間の間に決定をし、市に対しても要望書をつくるというようなことで、大変地元は苦渋の選択の中でもやってきたのですけれども、こういう陳情書等が出ることによって、極めて、またおさまったところに火の手が上がったということで、非常に危険な状態、あるいは不幸な状態が地元では続いております。残念ながら、私どもにもいろんな方から意見がありますけれども、決めたことを素直に、そして私たちも苦渋の決断したことを尊重してください。会長さんは私にも言いました。「絶対認めません。今までのつらい思いは何だったのだ。地域を壊してまで、そういうことで皆さんの合意をいただいたのだ」、それが地元の率直な意見であります。それと、私は行政の立場からすれば、行政の原則は、法的にも手続的にもまさに瑕疵のない状況で、この問題は6年間にわたって続けてきたわけであります。そういうことになれば、行政の継続性というものはおのずから出てくる問題でございます。

確かに私は一般質問の中で大変失礼なことを言ったと思いますけれども、99%の栃木市民の人は、 まだそのことで意見を述べないということは、承認をして、行政に信頼を持っている、議会に信頼 を持っているということで私は、そのことは理解をしていただきたい、そういうことでございます。

もう一つ言わせてもらいますと、平井町ありきという、先ほどもありましたけれども、平井町からは何のアクションもありません。議会にも、西方のように自分たちの意見をきちんとまとめて持ってくるという陳情、請願の自由はありますけれども、そういうものがないということで、奇異な感じを私たちも、遠いという、あるいはその日のうちに納骨まで済まないというようなことで、申し込まれ、陳情を出されたと思いますけれども、そういうことが残念ながら平井の皆さんからは何のアクションもない。そして、今、梅澤さんから安全な場所だ、確かに西日本大豪雨、これは真砂土という花崗岩が風化した極めて流れやすい、この間北海道でありましたけれども、あれも火山灰

土で、そういう意味では地山との間に水が入れば当然あのような形で流れ出す。今梅澤さんも言いましたように、私の住んでいるところも全て地下を掘っていけば岩盤です。岩盤というようなところに一枚岩でできているがけがありますけれども、これは崩れる心配というのは、万葉集から、万葉の時代からという表現もありますけれども、これまでの話では、そういうことを小野寺地域では、確かにその小野寺地域には土砂災害警戒区域がたくさんありますけれども、そのような事実はいまだに皆さん体験していない、そういうことで安全性については、皆さんが心配するほどその場所というのは、そこを避ければこの火葬場は建つということに法的にもなっているものですから、私はぜひ不採択という立場で意見を申し上げさせていただきました。

- ○委員長(古沢ちい子君) 内海委員。
- ○委員(内海成和君) 私の思いですけれども、住民の方が市政に対して陳情やらいろいろな形でアクセスしていただくということは、これは非常に尊重していきたいなというふうに思っています。そして、できるならば、皆さんのこの思いに対して答えていきたいなとは思っています。ですが、今回はこの案件に関しては行政行為の中に瑕疵はない、あとこれは行政が言っている、市長が言っていることなのですけれども、その理由が合理的でないなというふうに私自身は思っています。以上です。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかに意見ありませんか。 松本委員。
- ○委員(松本喜一君) 皆さんの意見いろいろ聞きまして、反対も賛成もいろいろあります。私としては、西方、また寺尾地区の方からもいろいろそういう陳情が上がっています。今まで行政が進めてきた岩舟の方にも、非常に負担をかけているという状況もあります。この間の執行部の説明では、振り出しに戻ってと、場所の1カ所はスポーツのところに売ったということで、3カ所に振り出しに戻してもう一回再度検討していきたいという説明がありました。それには、市長の言うのには、土砂災害区域であるから、やっぱりよく検討しなければならないのではないかと、長年にわたりここの斎場で本当によかったのかなという考えもあるから、もう一回よく検討していきたいという意見もありました。

その中で、こういう西方からの陳情もあります。私としては、ここできょう採決するのではなくて、もう少し市民の意見を大きく聞きながら、継続審議としてこの陳情をもう少し私たちは委員会で討議していったほうがいいのではないかなと思っています。きょう決めれば決まるでしょう。皆さんのこの意見で。だけれども、私としては、本当の栃木市の市民の思いが行政に伝わる状況をつくるためには、この陳情を採決するのではなくて、執行部がこれから検討する中でこういう意見もある、こういう意見もある、いろんな意見を集約した中で行政が決定していくのが、本当の意味の市民のための行政かなと思っています。決めることは決めますよね、すぐには。私はそういうのではなくて、もう少し市民のためにこの常任委員会が、しっかり継続審議としてもう少し検討してい

ただきたいと思うのですけれども、委員の皆様方にはこれよろしくお願いしたいと思います。 以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) ほかにご発言ありますか。 針谷委員。
- ○委員(針谷育造君) 松本委員に反論をするつもりではありませんけれども、平成28年2月1日、皆さんにも市長名で決定通知が来ていると思います。来ています。そういうことになってきたときに、行政が一回決定したものを、まさに先ほども言いましたように内部組織で今度は検討するわけですね。公のところでやるわけではなくて、内部組織という非常に狭い場所で。私は、逆に内部組織で検討するとすれば、項目は決まっているわけですから、その項目が前回どおりに出なかったらおかしいです、内部組織で。メンバーがかわったから、その中身が変わって逆転したということは、私はそうはないとは信じておりますけれども、平成28年の2月1日、市議会議員宛てに、きょうも持ってきていますけれども、市長からそういう決定通知をいただき、そして今ありましたように6回の予算議決です。予算議決というのは、地質調査であるとか、境界確認であるとか、環境影響調査、このための、先ほどどなたか言いましたけれども、人件費含めれば2億6,000万円、新しい平井町が指定されているわけです。それは、余りにも今までの行政手法なりやり方というものについて、希望とすればそれはわかるかもしれませんけれども、そのことで継続審査にするということは行政の遅滞を招くことであるということで、この委員会では決定をしていただきたい。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかにいかがでしょうか。ほかに意見。 白石委員。
- ○委員(白石幹男君) 松本委員は継続審査にしろということでありますけれども、実質この陳情というのは市長部局というか、ではもう了承したということですよね。この間の再検討するということであれば。私としては、議会を無視して決定したという思いがあるのですけれども、陳情の趣旨はもう市長は受けとめたということであります。陳情項目についても、まだ現斎場を活用しというのがなければ再検討をお願いしたいと、遠くなるから、ということであれば、これを継続審査なりで通すなりはまだあり得ると思いますけれども、現斎場周辺地域を活用しという、もう地域限定ということであると、これを通しますと、通しますというか、継続審査となり採択なりしますと、ありきということはあり得ないのではないかなと。陳情項目として、私はこの不適格なのではないかなと思いますので、この場で議決というか、採決したほうがいいと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかに意見いかがでしょうか。 梅澤委員。
- ○委員(梅澤米満君) 私も……
- ○委員長(古沢ちい子君) マイクお願いいたします。マイク。
- ○委員(梅澤米満君) 私もこの場で決定したいなと思っています。余り長引かせるとなかなか斎場

もできませんので、一度議会でも決定しておりますので、そういうことでこの斎場のことについて は一日も早く議会の真意を説いて、そして進めるべきだと思っています。

以上です。

- ○委員長(古沢ちい子君) ほかにご意見いかがですか。 浅野委員。
- ○委員(浅野貴之君) 私も今回、採択、不採択を決めたほうがいいと思います。議会はどうなのだという意思を問われていると思いますので、今回決めたほうがいいと思います。
- ○委員長(古沢ちい子君) ほかにいかがですか。よろしいですか。いいですか、進んで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長(古沢ちい子君) 先ほど継続審査を求める意見が出されましたので、初めに継続審査とすることについて採決をいたしたいと思います。

それでは、お諮りいたします。これまでの各委員の意見を勘案いたしまして、本陳情を継続審査 とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[起立少数]

賛 成 大浦兼政 松本喜一

反 対 浅野貴之 内海成和 針谷育造 白石幹男 梅澤米満

○委員長(古沢ちい子君) 起立少数であります。

したがいまして、陳情第2号は継続審査をしないものと決定いたしました。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

[起立少数]

賛 成 大浦兼政 松本喜一

反 対 浅野貴之 内海成和 針谷育造 白石幹男 梅澤米満

○委員長(古沢ちい子君) 起立少数でございます。

したがいまして、陳情第2号は不採択とすべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(古沢ちい子君) 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 4時52分)